

平成 2 9 年度障害福祉サービス事業者等集団指導
資料集

開催日：平成 30 年 3 月 26 日（月）・27 日（火）

会場：鯉城ホール

名古屋市健康福祉局障害福祉部
障害者支援課

【 目 次 】

1. 平成 30 年度報酬改定について	
(1) 平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定における 主な改定内容	……………P. 1
(2) 平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要	……………P. 15
(3) 平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定における 経過措置の取扱い	……………P. 84
(4) 平成 30 年度報酬改定における新たな減算措置	……………P. 85
2. 事業者指導について	
(1) 指定障害福祉サービス事業者等実地指導における 主な改善指示事項	……………P. 86
(2) 平成 30 年度実地指導等における重点項目	……………P. 87
(3) 指定就労継続支援 A 型関係	……………P. 91
3. 事業者指定について	
(1) 届出、従業者の要件、指定基準省令等の改正等	……………P. 103
4. 支給決定・報酬請求について	
(1) 計画相談支援における「サービスの更新時」の モニタリングの実施期間の変更について	……………P. 122
(2) 名古屋市障害者通院時コミュニケーション支援事業 について	……………P. 125
(3) 名古屋市重度障害者入院時コミュニケーション支援 事業について	……………P. 134
(4) 平成 30 年度移動支援の改定内容	……………P. 135
(5) 適切な請求事務の徹底について	……………P. 142
(6) 障害者支援施設入所者等の介護保険適用除外対象者 にかかる対応について	……………P. 143
(7) 一定の要件を満たす高齢障害者に対する介護保険の 利用者負担額の軽減の制度について	……………P. 145

5. 補助事業等について	
(1) 平成 30 年度障害者支援課所管の主な補助事業	……………P. 146
(2) 平成 30 年度障害者支援課所管の主な在宅等サービス (委託事業等)	……………P. 150
(3) 特別支援学校等在学中における就労移行支援の支給決定 について及び就労継続支援B型の対象者要件について	……………P. 153
6. 研修・調査関係等	
(1) 事業所職員に対する研修のご案内	……………P. 154
(2) 名古屋市福祉人材育成支援助成事業のご案内	……………P. 155
(3) 障害福祉職場イメージアップ冊子「Smile Story」の 活用をお願い	……………P. 157
(4) ハローワークのご案内	……………P. 159
(5) 健康福祉局防災訓練の実施について	……………P. 160
(6) 大規模災害時の安否確認に係る情報提供をお願い	……………P. 162
(7) 要配慮者利用施設における避難訓練の実施状況等に ついて	……………P. 167
7. 就労支援	
(1) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進 登録施設募集	……………P. 168
(2) 障害者就労等の相談支援機関のご案内	……………P. 169
8. 運営上の留意点等	
(1) 労働基準について	……………P. 171
(2) 新たな加工食品の原料原産地表示制度について	……………P. 174
(3) 福祉避難所指定へのご協力をお願い	……………P. 176
(4) ヘルプカードの配布について	……………P. 179
(5) 平成 30 年度手話奉仕員養成講習会について	……………P. 182
(6) 新着情報をリアルタイムにお知らせします！！	……………P. 183
9. 健康福祉局障害福祉部の組織	……………P. 184

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定 における主な改定内容

平成30年2月5日

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

- 障害者の重度化・高齢化への対応、医療的ケア児への支援や就労支援サービスの質の向上などの課題に対応
- 改正障害者総合支援法等（H28.5成立）により創設された新サービスの報酬・基準を設定
- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率：+0.47%

障害者の重度化・高齢化を踏まえた、地域移行・地域生活の支援

1. 重度の障害者への支援を可能とするグループホームの**新たな類型を創設**
2. 一人暮らしの障害者の理解力、生活力等を補うための支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、**「自立生活援助」の報酬を設定**
3. 地域生活支援拠点等の機能強化
4. 共生型サービスの基準・報酬の設定

精神障害者の地域移行の推進

1. 長期に入院する精神障害者の地域移行を進めるため、**グループホームでの受入れに係る加算を創設**
2. 地域移行支援における地域移行実績等の評価
3. 医療観察法対象者等の受入れの促進

就労系のサービスにおける工賃・賃金の向上、一般就労への移行促進

1. **一般就労への定着実績等に応じた報酬体系とする**
2. 一般就労に移行した障害者に生活面の支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、**「就労定着支援」の報酬を設定**

医療的ケア児への対応等

1. 人工呼吸器等の使用や、たん吸引などの医療的ケアが必要な障害児が、必要な支援を受けられるよう、**看護職員の配置を評価する加算を創設**
2. 障害児の通所サービスについて、**利用者の状態や事業所のサービス提供時間に応じた評価**を行う
3. 障害児の居宅を訪問して発達支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、**「居宅訪問型児童発達支援」の報酬を設定**

障害福祉サービスの持続可能性の確保

1. 計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の評価
2. 送迎加算の見直し

重度の障害者への支援を可能とするグループホームの新たな類型の創設（日中サービス支援型）

- 障害者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新たな類型として、「日中サービス支援型共同生活援助」（以下「日中サービス支援型」という。）を創設。
- 日中サービス支援型の報酬については、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保することを基本とする。なお、利用者が他の日中活動サービスを利用することを妨げることがないような仕組みとする。
- 従来の共同生活援助よりも手厚い世話人の配置とするため、最低基準の5：1をベースに、4：1及び3：1の基本報酬を設定。

- 日中サービス支援型共同生活援助（1日につき）
 - ・ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（I）
 - ※ 世話人の配置が3:1の場合
- (1) 区分6
：
：
1,098単位

※ このほか、看護職員を配置した場合の加算を創設する。



2～10人

2～10人

+

短期入所1～5人

○ 住まいの場であるグループホームの特性（生活単位であるユニットの定員等）は従来どおり維持しつつ、スケールメリットを生かした重度障害者への支援を可能とするため、1つの建物への入居を20名まで認め新たな類型のグループホーム。

○ 地域における重度障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供するため、短期入所の併設を必置とする。

「自立生活援助」の報酬の設定【新サービス】

○ 平成28年の障害者総合支援法改正において、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを創設（「自立生活援助」）。

対象者

- 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者 等

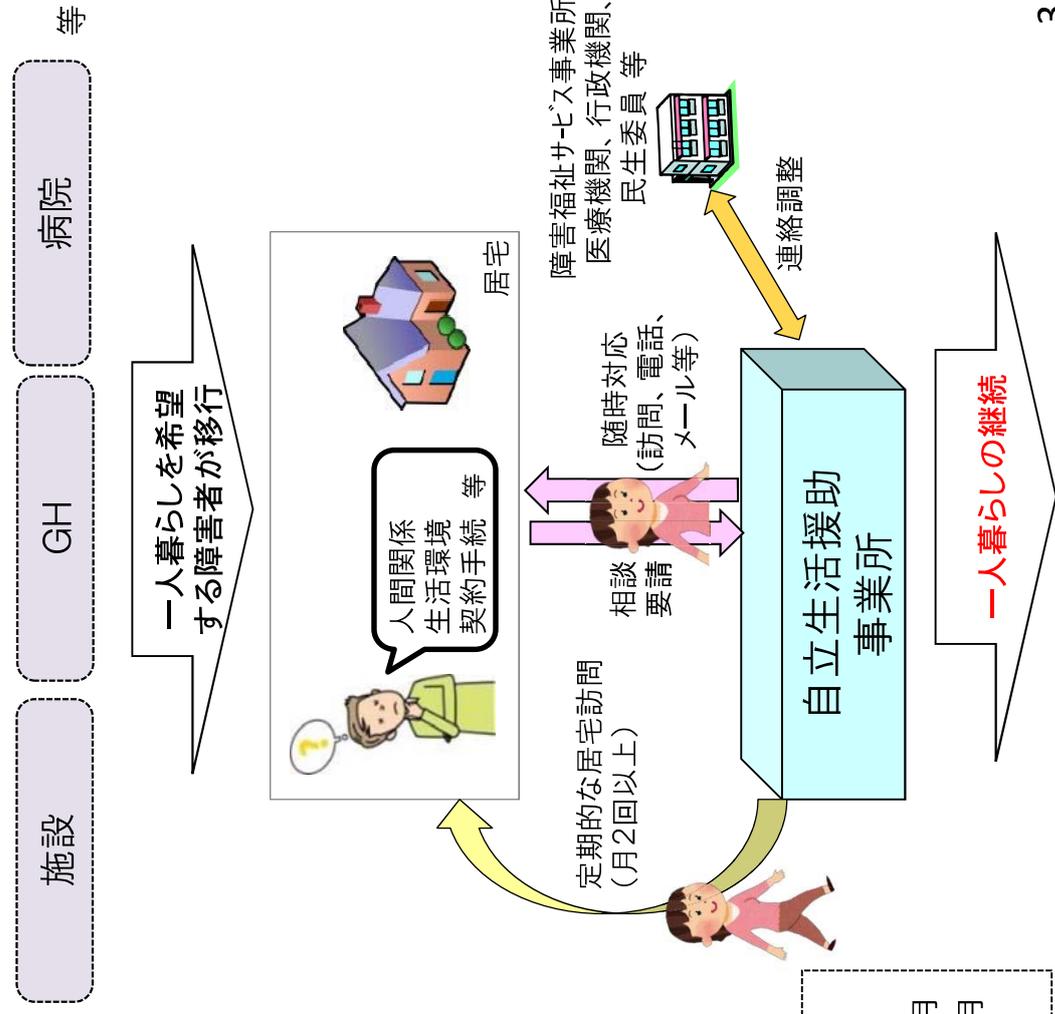
支援内容

- 定期的にご利用者の居宅を月2回以上訪問し、
 - ・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないか
 - ・ 公共料金や家賃に滞納はないか
 - ・ 体調に変化はないか、通院しているか
 - ・ 地域住民との関係は良好か
 などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
- 定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。
- 標準利用期間は1年（市町村判断で延長可能）

基本報酬

自立生活援助サービス費（退所等から1年以内の利用者）※

- ① 利用者数を地域生活支援員の数で除した数が30未満 1,547単位/月
 - ② 利用者数を地域生活支援員の数で除した数が30以上 1,083単位/月
- ※ このほか、退所等から1年を超える利用者の基本報酬も設定



地域生活支援拠点等の機能強化

- 地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じた整備するもの。
- 第5期障害福祉計画（平成30年度～32年度）では、平成32年度末までに「各市町村又は各障害保健福祉圏域に少なくとも1カ所の整備」を基本。

※参考：平成29年9月時点における整備状況 42市町村、11圏域
 平成29年度末までに整備予定 117市町村、43圏域
 （全国：1,718市町村、352圏域）

【相談機能の強化】

- 特定相談支援事業所等にコーディネーターの役割を担う相談支援専門員を配置し、連携する短期入所への緊急時の受入れの対応を評価。
- ・ 地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位/回（月4回を限度）等

【緊急時の受入れ・対応の機能の強化】

- 緊急の受入れ・対応を重点的に評価するために、緊急短期入所受入加算の算定要件を見直し。
- ・ 緊急短期入所受入加算（I） 120単位/日 → 180単位/日（利用開始日から7日間を限度）等

【体験の機会・場の機能の強化】

- 日中活動系サービスの体験利用支援加算を引上げ。
- ・ 体験利用支援加算 300単位/日 → 500単位/日（初日から5日目まで）
 + 50単位/日 ※ 地域生活支援拠点等の場合 等

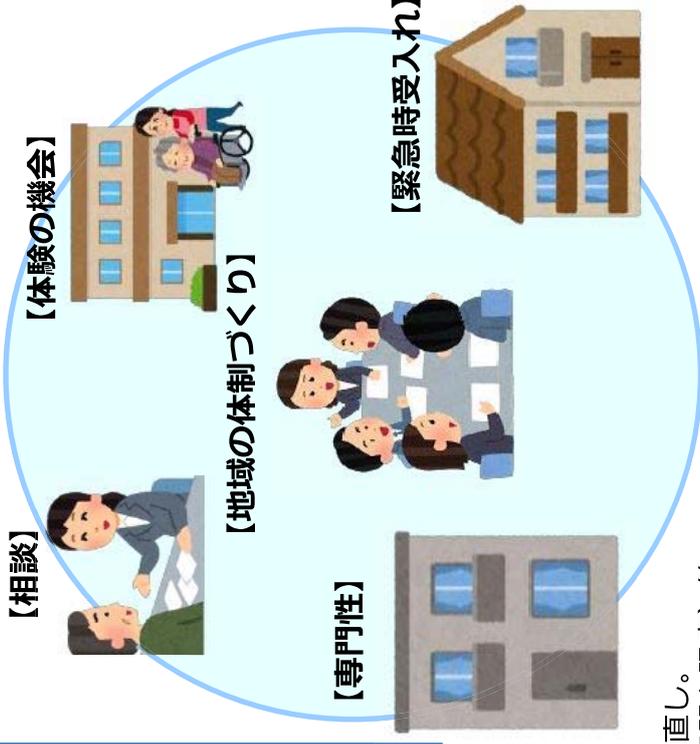
【専門的人材の確保・養成の機能の強化】

- 生活介護に重度障害者支援加算を創設。
- ・ 重度障害者支援加算 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者の配置 7単位/日（体制加算） 等

【地域の体制づくりの機能の強化】

- 支援困難事例等の課題検討を通じ、地域課題の明確化と情報共有等を行い、共同で対応していることを評価。
- ・ 地域体制強化共同支援加算 2,000単位/月（月1回限度）

地域生活支援拠点等



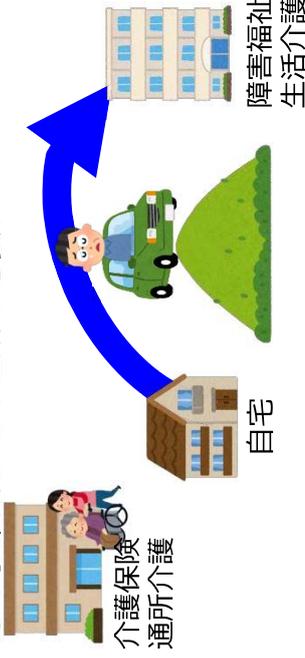
共生型サービスの基準・報酬の設定

○ 介護保険サービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に障害福祉（共生型）の指定を受けられるよう、障害福祉社の居宅介護、生活介護、短期入所等の指定を受ける場合の基準の特例を設ける。

○ 介護サービス事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受ける場合（障害報酬）

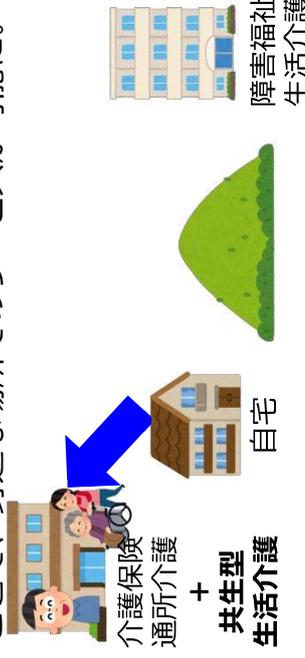
見直し前

山間地域など近くに事業所がない場合、遠方の事業所までの通所が必要。



見直し後

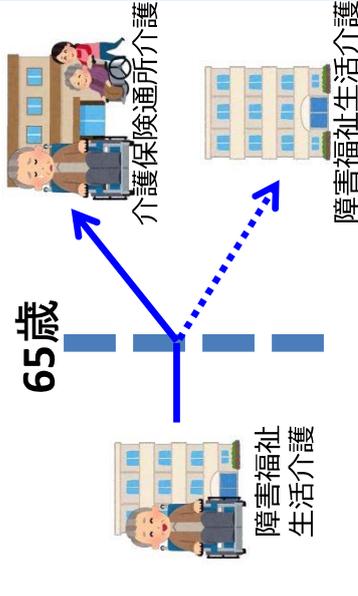
近隣の通所介護事業所が共生型生活介護になることで、身近な場所でのサービスが可能に。



○ 障害福祉サービス事業所が共生型介護サービスの指定を受ける場合（介護報酬）

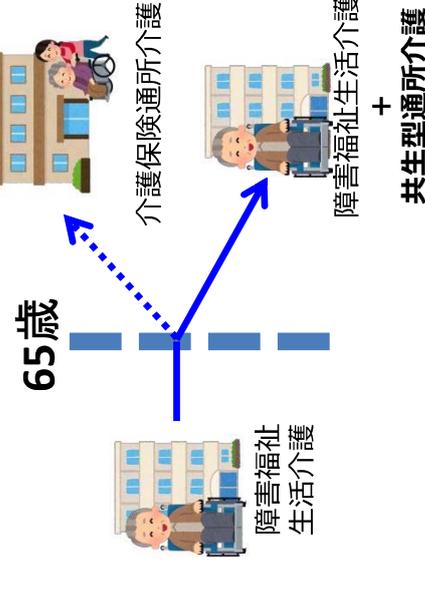
見直し前

65歳を境に、なじみのある事業所から介護サービス事業所へ移行する可能性。



見直し後

なじみのある事業所が共生型サービスになることで、65歳以降も引き続き通所。



【障害福祉サービス等報酬の例】

- 介護保険の通所介護事業所が、障害者への生活介護を行う場合 694単位
- 共生型生活介護事業所等について、サービス管理責任者等を配置し、かつ、地域交流の場の提供等の実施を評価。

【例】

- ・ サービス管理責任者配置等加算（新設） 58単位
- ・ 共生型サービス体制強化加算（新設）
 - ① 児童発達支援管理責任者を配置 103単位
 - ② 保育士又は児童指導員を配置 78単位

医療的ケア児者に対する支援の充実

<p>【障害児向けサービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 児童発達支援 ➢ 放課後等デイサービス ➢ 福祉型障害児入所施設 ➢ 居宅訪問型児童発達支援【新サービス】 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 看護職員加配加算の創設 一定の基準を満たす医療的ケア児を受け入れるために看護職員を加配している場合に、新たな加算として評価する。 ➢ 医療連携体制加算の拡充（通所支援のみ） 医療的ケア児の支援のため、外部の看護職員が事業所を訪問して障害児に対して長時間の支援を行った場合等について、新たに評価する。 ➢ 居宅訪問型児童発達支援の創設【新サービス】 医療的ケア児等であって、障害児通所支援を利用するために外出することと著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を行う。 ➢ 送迎加算の拡充 送迎において喀痰吸引等の医療的ケアが必要な場合があることを踏まえ、手厚い人員配置体制で送迎を行う場合を評価する。
<p>【夜間対応・レスパイト等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 短期入所 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 福祉型強化短期入所サービス費の創設 医療的ケアが必要な障害児者の受入れを支援するため、短期入所の新たな報酬区分として「福祉型強化短期入所サービス費」を創設し、看護職員を常勤で1人以上配置すること等を評価する。
<p>【障害児向けサービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 生活介護 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 常勤看護職員等配置加算の拡充 医療的ケア者を受け入れるために看護職員を2名以上配置している場合を評価する。
<p>【支援の総合調整】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 計画相談支援 ➢ 障害児相談支援 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 要医療児者支援体制加算の創設 医療的ケアを必要とする児者等、より高い専門性が求められる利用者支援する体制を有している場合を評価する。 ➢ 医療・保育・教育機関等連携加算の創設 医療機関、保育機関等と必要な協議等を行った上で、サービス等利用計画を作成した場合に、新たな加算として評価する。

「居宅訪問型児童発達支援」の報酬の設定

- 障害児支援については、一般的には複数の児童が集まる通所による支援が成長にとって望ましいと考えられるため、これまで通所支援の充実を図ってきたが、現状では、重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児に発達支援を受ける機会が提供されていない。
- このため、重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用して外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスを新たに創設する（「居宅訪問型児童発達支援」）。

対象者

- 重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児

支援内容

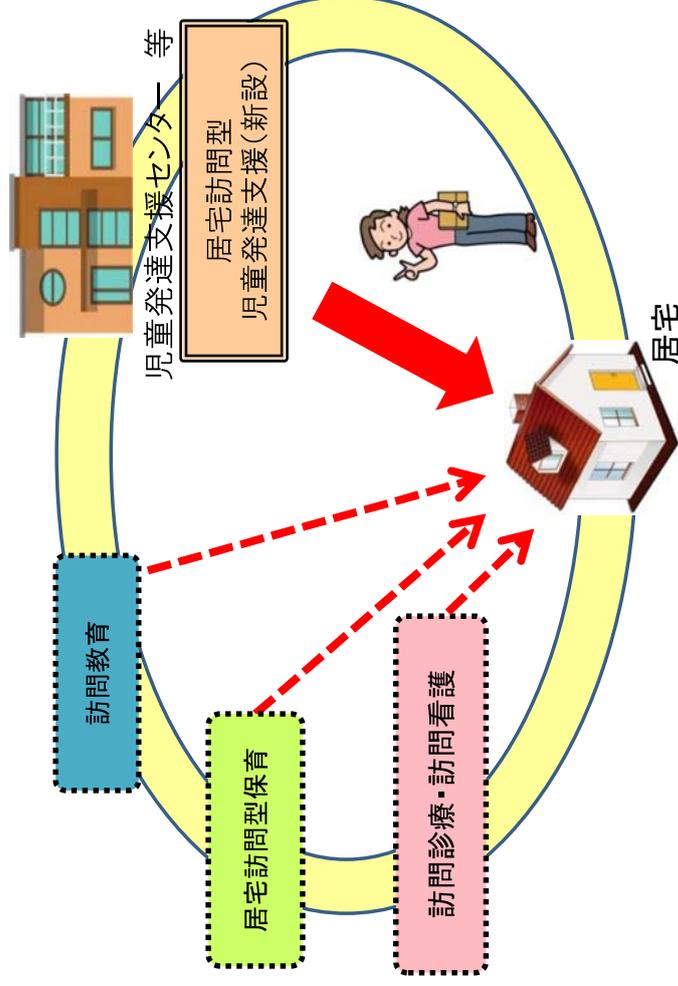
- 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施

【具体的な支援内容の例】

- ・手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動
- ・絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動

基本報酬

居宅訪問型児童発達支援給付費(1日につき) 988単位



- ・在宅の障害児の発達支援の機会の確保
- ・訪問支援から通所支援への社会生活の移行を推進

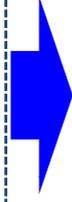
利用者の状態や提供時間に応じた放課後等デイサービスの報酬の見直し

1. 基本報酬の見直し

- 現在一律の単価設定となっている放課後等デイサービスの基本報酬について、障害児の状態像を勘案した指標を設定し、報酬区分を設定する。
- また、1日のサービス提供時間が短い事業所について、人件費等のコストを踏まえ、短時間報酬を設定する。
- この他、経営実調における放課後等デイサービスの収支差率（10.9%）を踏まえ、基本報酬について一定の適正化を図る。

[現行の基本報酬の例]

- (1) 授業の終了後に行う場合
 - ・利用定員が10人以下の場合 473単位（児童発達支援管理責任者専任加算計上後※678単位）
- (2) 休業日に行う場合
 - ・利用定員が10人以下の場合 611単位（児童発達支援管理責任者専任加算計上後※816単位）

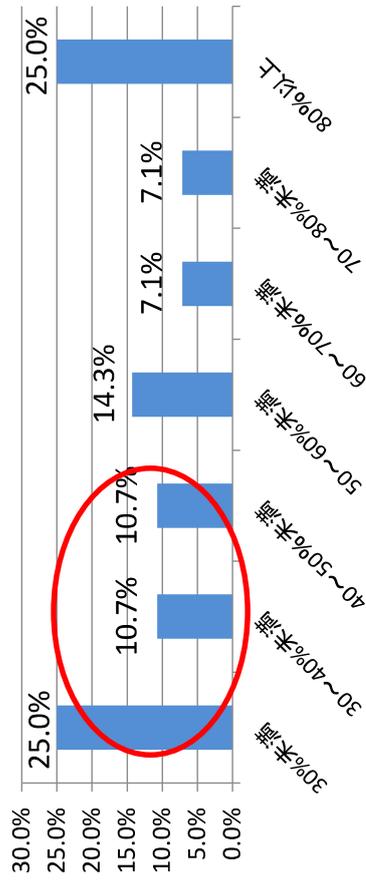


[見直し後の基本報酬の例]

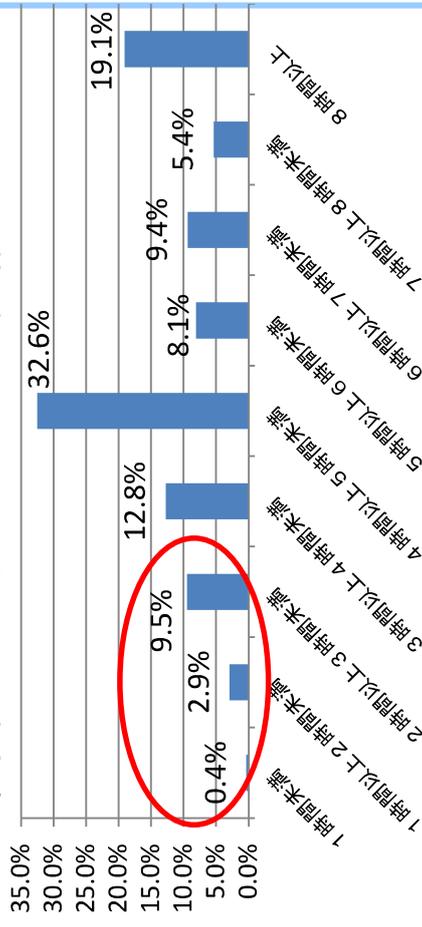
- (1) 授業の終了後に行う場合
 - ・利用定員が10人以下の場合
- (2) 休業日に行う場合
 - ・利用定員が10人以下の場合

※児童発達支援管理責任者専任加算は報酬改定に伴い改定後の基本報酬に組み込み

各事業所で中重度の障害児が利用者に占める割合



各事業所における1日のサービス提供時間(平日)



2. 加算の充実

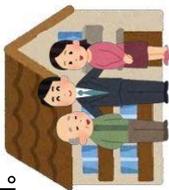
- 指導員加配加算の拡充：一定の条件を満たす場合、児童指導員等の加配2名分まで報酬上評価。
 - 関係機関連携加算の拡充：学校と連携して個別支援計画の作成等を行った場合の評価を拡充。
 - 保育・教育等移行支援加算の創設：子ども育て施策等への移行支援を行った場合に評価する。
- 155単位/日×2名分
1年に1回 → 1月に1回
500単位/回 等

精神障害者の地域移行の推進

- 長期に入院する精神障害者等の地域移行を進めていくため、地域生活支援拠点等の整備を促進し、その機能の充実・強化を更に進めるとともに、生活の場であるグループホームを確保し、地域相談支援等の既存サービスや新たに創設された自立生活援助の活用により、関係機関・関係者による連携や、サービスを複合的に提供できる体制を強化する。

グループホームにおける精神障害者の支援の評価

精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等が実施することを評価。

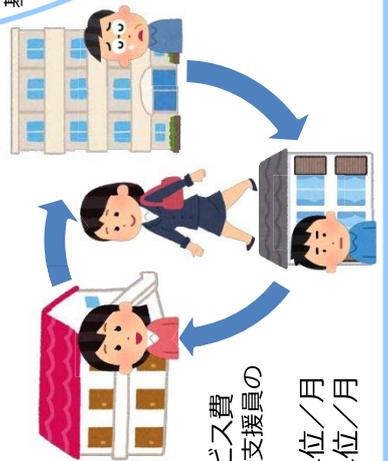


精神障害者地域移行特別加算 300単位/日
(退院から1年以内)

- ※ 加えて、日中サービス支援型共同生活援助(再掲)において、重度・高齢の精神障害者に対する支援を実施。

自立生活援助による訪問支援【再掲】

一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行う。



自立生活援助サービス費
利用者数を地域生活支援員の
人数で除いた数が
30未満 1,547単位/月
30以上 1,083単位/月

地域移行支援における地域移行実績等の評価

精神科病院等からの地域移行を促進するため、地域移行実績や専門職の配置、病院等との緊密な連携を評価した新たな基本報酬を設定。



(新) 地域移行支援サービス費 (I) 3,044単位/月

医療観察法対象者の受入れ促進

医療観察法対象者や刑務所出所者等の社会復帰を促すため、訓練系、就労系サービス事業所において、精神保健福祉士等の配置や、訪問により支援を実施していることを評価。



社会生活支援特別加算 480単位/日

就労継続支援における賃金・工賃の向上

(1) 就労継続支援A型の平均労働時間に応じた報酬見直し

- 基本報酬については、定員規模別の設定に加え、1日の平均労働時間に応じた報酬設定とする。
- 労働時間が長いほど、利用者の賃金増加につながることや、支援コストがかかること、高い報酬設定とし、メリハリをつける。

改定後の新基本報酬

<人員配置 7.5 : 1 定員20人以下>

改定前	1日の平均労働時間	基本報酬
584単位	7時間以上	615単位
	6時間以上7時間未満	603単位
	5時間以上6時間未満	594単位
	4時間以上5時間未満	586単位
	3時間以上4時間未満	498単位
	2時間以上3時間未満	410単位
	2時間未満	322単位

○ 平均収支差率 + 14.8%
(平成28年度決算)

○ 利用者の1日の労働時間は、4時間以上5時間未満が最多

(2) 就労継続支援B型の平均工賃に応じた報酬見直し

- 基本報酬については、定員規模別の設定に加え、平均工賃月額に応じた報酬設定とする。
- 工賃が高いほど、自立した地域生活につながることや、生産活動の支援に労力を要することから、高い報酬設定とし、メリハリをつける。

改定後の新基本報酬

<人員配置 7.5 : 1 定員20人以下>

改定前	平均工賃月額	基本報酬
584単位	4.5万円以上	645単位
	3万円以上4.5万円未満	621単位
	2.5万円以上3万円未満	609単位
	2万円以上2.5万円未満	597単位
	1万円以上2万円未満	586単位
	5千円以上1万円未満	571単位
	5千円未満	562単位

○ 平均収支差率 + 12.8%
(平成28年度決算)

平均工賃月額	
全体	15,033円
中央値	12,238円

「就労定着支援」の報酬の設定

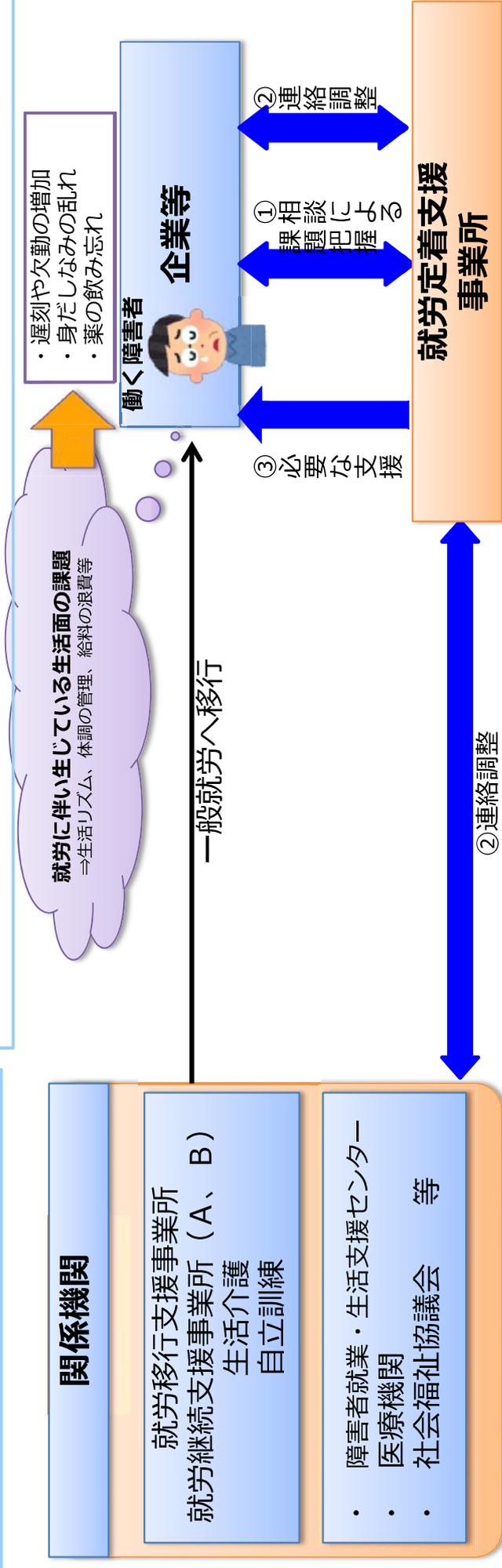
○ 就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズに対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスを新たに創設する（「就労定着支援」）。

対象者

○ 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者

支援内容

- 障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施。
※ 利用者の自宅・企業等を訪問することにより、月1回以上は障害者との対面支援を行う。加えて、月1回以上は企業訪問を行うよう努めることとする。
- 利用期間は3年を上限とし、経過後は障害者就業・生活支援センター等へ引き継ぐ。



基本報酬

- 就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち就労定着者数の割合）に応じた基本報酬を設定。
就労定着率 3,200単位/月（就労定着率9割以上） ※
※ 利用開始後1年目は更に240単位を加算

計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の評価

①モニタリング実施標準期間の見直し

- 支援の必要性の観点から標準期間の一部を見直し、モニタリングの頻度を高める。



例：

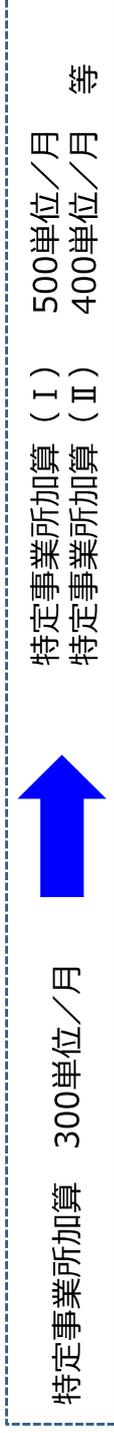
- 状態の変わりやすい居宅介護利用者 6月→3月
- 障害者支援施設入所者 1年→6月 等

②相談支援専門員1人あたりの標準担当件数の設定

- サービスの質の標準化を図る観点から、1人の相談支援専門員が担当する一月の標準担当件数（35件）を設定。

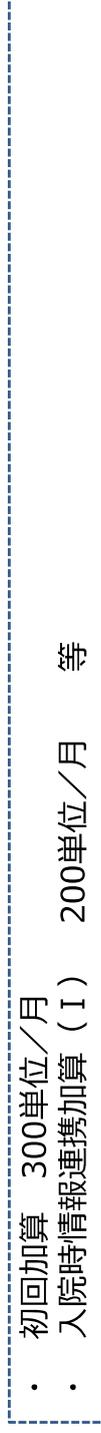
③特定事業所加算の見直し

- 相談支援専門員等の手厚い配置等を評価する特定事業所加算を、支援の質の向上と効率化を図るために拡充。



④高い質と専門性を評価する加算の創設

- 質の高い支援を実施した場合に、支援の専門性と業務負担を評価。
(初回加算、入院情報連携加算、退院・退所加算、サービス担当者会議実施加算等7項目)



⑤計画相談支援の基本報酬の見直し

- 上記①～④の見直しを踏まえ、一定程度適正化。

現行
基本
報酬

送迎加算の見直し

1. 加算単位の見直し

- 加算の基本部分について、自動車維持費の低下等を踏まえた適正化を図る。

	(現行)	(改定後)
送迎加算 (I)	27単位/回	21単位/回
送迎加算 (II)	13単位/回	10単位/回

※ 現行単位を設定した平成24年と比べて燃費は向上。自動車維持費も低下 (15,600円→11,800円) ; ▲24.4% (月額民間調査)。

- 生活介護においては、重度者を送迎した場合の更なる加算について、2人での介護など手厚い支援が必要なることを踏まえ、引き上げる。

(現行)	(改定後)
14単位/回	28単位/回

2. 同一敷地内送迎の適正化

- 同一敷地内の事業所への送迎については、現行の加算単位より30%減算する。

※ 全体の1 / 3程度の送迎が同一敷地内で行われている。



3. 就労継続支援A型及び放課後等デイサービスの送迎加算の見直し

- 就労継続支援A型については、自ら通うことが基本であることを再度徹底。
- 放課後等デイサービスについては、障害児の自立能力の獲得を妨げないように配慮するよう通知。

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

平成 30 年 2 月 5 日
障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム

【 目 次 】

第 1 平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定に係る基本的な考え方	4
第 2 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容	6
1. 新設サービス	
(1) 就労定着支援	6
(2) 自立生活援助	9
(3) 居宅訪問型児童発達支援	11
2. 共生型サービス	13
3. 地域生活支援拠点等	14
4. 障害福祉サービス等における横断的事項	
(1) 福祉専門職員配置等加算の要件の見直し	17
(2) 各種減算の見直し	18
(3) 食事提供体制加算の経過措置の取扱い	20
(4) 送迎加算の見直し	20
(5) 訓練系、就労系サービスにおける医療観察法対象者等の受入れの促進	21
(6) 福祉・介護職員処遇改善加算の見直し	21
(7) 身体拘束等の適正化	22
(8) 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し	22
(9) 地域区分の見直し	22
(10) 公立減算の取扱い	22
5. 訪問系サービス	
(1) 居宅介護	23
(2) 重度訪問介護	24
(3) 同行援護	26
(4) 行動援護	28
(5) 重度障害者等包括支援	28
6. 日中活動系サービス	
(1) 生活介護	31
(2) 短期入所	33
7. 施設系・居住系サービス	
(1) 施設入所支援	35
(2) 共同生活援助	36

8. 訓練系サービス	
(1) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）	38
9. 就労系サービス	
(1) 就労系サービスにおける共通的事項	40
(2) 就労移行支援	42
(3) 就労継続支援A型	44
(4) 就労継続支援B型	46
10. 相談系サービス	
(1) 計画相談支援、障害児相談支援	47
(2) 地域移行支援	54
(3) 地域定着支援	55
11. 障害児通所支援	
(1) 障害児通所支援における共通事項	55
(2) 児童発達支援	60
(3) 医療型児童発達支援	61
(4) 放課後等デイサービス	61
(5) 保育所等訪問支援	62
12. 障害児入所支援	
(1) 障害児入所支援における共通事項	62
(2) 福祉型障害児入所施設	63
(3) 医療型障害児入所施設	64
13. 障害児支援共通	64
14. その他	
(1) 国庫負担基準の見直し	65
第3 終わりに	68
別紙1 障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて	70
[訪問系サービス]	70
居宅介護サービス費	
重度訪問介護サービス費	
同行援護サービス費	
行動援護サービス費	
重度障害者等包括支援サービス費	
[日中活動系サービス]	76
療養介護サービス費	
生活介護サービス費	
短期入所サービス費	
[施設系サービス]	82
施設入所支援サービス費	
[居住系サービス]	83
共同生活援助サービス費	

[訓練系・就労系サービス]	89
機能訓練サービス費	
生活訓練サービス費	
就労移行支援サービス費	
就労継続支援A型サービス費	
就労継続支援B型サービス費	
[相談系サービス]	101
計画相談支援費	
障害児相談支援費	
地域移行支援サービス費	
地域定着支援サービス費	
[障害児通所支援]	105
児童発達支援給付費	
医療型児童発達支援給付費	
放課後等デイサービス給付費	
保育所等訪問支援給付費	
[障害児入所支援]	112
福祉型障害児入所施設給付費	
医療型障害児入所施設給付費	
別紙2 看護職員加配加算の創設について	122
別紙3 指導員加配加算の見直し等について	129
別紙4 看護師配置加算の見直しについて	139
別紙5 地域区分の見直しについて	143

第1 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に係る基本的な考え方

1. これまでの経緯

- 障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の施行から11年が経過し、障害福祉サービス等の利用者は約100万人、国の予算額は約1.3兆円とそれぞれ倍増するなど、障害者への支援は年々拡充している。

そうした中で、平成27年度の社会保障審議会障害者部会において提言された「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」を踏まえた改正障害者総合支援法等が、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定と同日の平成30年4月1日に施行される。

- 本改定では、改正法において創設された自立生活援助や就労定着支援等の新サービスの具体的な報酬等の設定について検討することはもとより、障害者の重度化・高齢化、医療的ケア児や精神障害者の増加などに伴い、障害福祉サービス等の利用者が多様化している中で、個々のニーズに応じたサービスの提供体制を整備する必要がある。
- また、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において「障害や疾病の特性等に応じて最大限活躍できる環境を整備することが必要」とされるとともに、「障害者の就労支援等の推進」が掲げられており、報酬改定を通じて障害者の工賃・賃金向上、一般就労への移行の促進や就労定着支援の充実が求められる。
- 加えて、利用者数やサービスを提供する事業所数が大幅に増加している一方で、サービスの質の向上が求められていることや、長期化した経過措置への対応など、制度の持続可能性の確保の観点から、各サービスの収支状況を踏まえつつ、メリハリをつけて対応することとされた。
- このような状況の中、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率は全体で+0.47%とし、サービス毎の報酬の設定においては、適正なサービスの確保や制度の持続可能性等の観点から、各サービスの収支状況を踏まえつつ、メリハリをつけて対応することとされた。
- 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（以下「検討チーム」という。）は、平成29年5月31日から17回にわたり、47の関係団体からのヒアリングのほか、個々のサービスの現状と論点を整理した上で、検討を積み重ねてきた。「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」は、これまでの検討の積み重ねと上記の経緯等に沿って整理し、取りまとめたものである。

2. 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な考え方とその対応

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定は、以下の基本的考え方に基づき、各サービスの報酬・基準についての見直しを行う。

- (1) 障害者の重度化・高齢化を踏まえた、障害者の地域移行・地域生活の支援等
- 障害者の重度化・高齢化によりサービス利用のニーズが多様化する中、障害者が地域生活を開始・継続するために必要な支援を受けることができるよう、在宅生活を支援するサービスの充実を図る。
 - 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害者やその家族が安心して生活するため、地域生活支援拠点等の整備を促進し、その機能の充実・強化を図るとともに、生活の場であるグループホームの整備等を進める。
- (2) 障害児支援の適切なサービス提供体制の確保と質の向上(医療的ケア児への対応等)
- 医療技術の進歩等を背景として、人工呼吸器等の使用や、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障害児(医療的ケア児)が増加している中で、個々の障害児がその家族の状況やニーズに応じて、地域において必要な支援を受けることができるよう、サービス提供体制を確保する。
 - 放課後等デイサービスなどの障害児通所支援については、利用する障害児が障害特性に応じた適切な支援を受け、生活能力の向上などが図られるよう、サービスの質を確保し、適切な評価に基づく報酬体系とする。
- (3) 精神障害者の地域移行の推進
- 長期に入院する精神障害者等の地域移行を進めていくため、地域移行後の生活の場や、地域生活を支えるためのサービス提供体制の確保などの取組を強化する。
 - 具体的には、地域生活支援拠点等の整備を促進し、その機能の充実・強化を図るとともに、生活の場であるグループホームを確保し、地域相談支援等の既存サービスや新たに創設された自立生活援助の活用により、関係機関・関係者による連携や、サービスを複合的に提供できる体制を強化する。
- (4) 就労継続支援に係る工賃・賃金の向上や就労移行、就労定着の促進に向けた報酬の見直し
- 障害者とその適性に応じて能力を十分に発揮し、地域で自立した生活を実現することができるよう、一般就労移行後の定着実績や工賃実績、労働時間に応じたメリハリのある報酬体系を構築し、就労系障害福祉サービスにおける工賃・賃金向上や一般就労への移行・定着を更に促進する。

(5) 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と効率的かつ効果的にサービスの提供を行うための報酬等の見直し

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加している一方で、一部の事業所においてサービスの質の低下が見られることが課題となっていることや、制度の持続可能性を確保するため、効率的かつ効果的にサービスを提供できるよう、サービスの質を評価した報酬体系とする。

第2 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容

1. 新設サービス

(1) 就労定着支援

① 基本的な考え方

- 就労定着支援は、利用者との対面による相談等や利用者を雇用した企業への訪問、関係機関との連絡調整等を一体的に実施するものであることから、基本報酬は月額とし、包括的にサービスを提供する体系とする。その上で、就労定着率に応じて基本報酬を算定する仕組みとする。

② サービスの対象者

- 生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障害者を対象とする。

③ 職員配置

- 以下の職員を配置する。

一 就労定着支援員

常勤換算方法で、利用者の数を40で除した数以上（資格要件は定めない。）

二 サービス管理責任者

次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに掲げる数以上

イ 利用者の数が60以下 1以上

ロ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

※ 就労定着支援と生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を一体的に運営している場合は、それぞれの利用者の合計数に応じて配置する。

④ 基本報酬・加算の設定

ア 就労定着率に応じた基本報酬の評価

- 利用者との対面による支援を月1回以上行うことを算定要件とする。
- 生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障害者の職場定着を促進するため、就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数

(雇用された通常の事業所での就労が継続している者の数)の割合)に応じた基本報酬とする。また、利用者数の規模に応じた報酬設定とする。

《就労定着支援サービス費の設定》

イ 利用者数20人以下

(1) 就労定着率が9割以上の場合	3,200単位/月
(2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	2,640単位/月
(3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	2,120単位/月
(4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	1,600単位/月
(5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	1,360単位/月
(6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合	1,200単位/月
(7) 就労定着率が1割未満の場合	1,040単位/月

ロ 利用者数21人以上40人以下

(1) 就労定着率が9割以上の場合	2,560単位/月
(2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	2,112単位/月
(3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	1,696単位/月
(4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	1,280単位/月
(5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	1,088単位/月
(6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合	960単位/月
(7) 就労定着率が1割未満の場合	832単位/月

ハ 利用者数41人以上

(1) 就労定着率が9割以上の場合	2,400単位/月
(2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	1,980単位/月
(3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	1,590単位/月
(4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	1,200単位/月
(5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	1,020単位/月
(6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合	900単位/月
(7) 就労定着率が1割未満の場合	780単位/月

イ 利用期間終了後の就労定着実績に応じた評価

- ・ 就労定着支援のサービス利用終了者が雇用された通常の事業所に継続して雇用されるよう、就労定着支援事業者はサービス利用終了者が登録している障害者職業・生活支援センター等の要請に応じて必要な協力を行う必要があることから、サービス利用終了者のうち、雇用された通常の事業所に3年6月以上6年6月未満の期間継続して就労している者の割合が7割以上の事業所を評価する加算を創設する。

《就労定着実績体制加算【新設】》

300単位/月

ウ 就労定着を促進するための評価

- ・ 障害者の職場定着をより促進するため、職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修を修了した者を就労定着支援員として配置している事業所を評価する加算を創設する。

《職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算【新設】》 120単位／月

エ 中山間地域等に居住する利用者を支援した場合の評価

- ・ 中山間地域等に居住する利用者への支援については、移動コストを勘案することとし、特別地域加算を創設する。

《特別地域加算【新設】》 240単位／月

オ アセスメントを要する利用者を受け入れた場合の評価

- ・ 就労定着支援については、就労移行支援事業所等の利用者が利用していた就労移行支援事業所等の職員から引き続き職場定着のための支援を受けることを基本とするが、当該就労移行支援事業所等以外の就労移行支援事業所等を利用して一般就労した障害者の職場定着のための支援を行う場合には、特にアセスメント等に時間や労力を要することから、こうした業務負担を評価する加算を創設する。

※ 初期加算を取得するため、同一法人内の他の就労定着支援事業所を利用させることは認めないこととする。

《初期加算【新設】》 900単位／月（1回限りの算定）

カ 支援開始1年以内の利用者に対する評価

- ・ 支援開始1年目は障害者本人に対する支援回数も頻回になると考えられるとともに、就職先企業、医療機関等の関係機関との関係性を構築するなど、時間や労力を要することから、支援開始1年以内の利用者に対する支援の手間を評価する加算を創設する。

《企業連携等調整特別加算【新設】》 240単位／月

キ 利用者負担上限額管理加算の創設

- ・ 利用者負担額合計額の管理を行った場合、業務負担を評価する加算を創設する。

《利用者負担上限額管理加算【新設】》 150単位／回（月1回を限度）

⑤ 自立生活援助、訪問型自立訓練（生活訓練）との併給

- 就労定着支援は雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行うものであり、生活支援としては、生活リズム・生活習慣、衛生管理、健康管理・服薬管理などを行うことになる。このため、就労定着支援は自立生活援助における支援内容の範囲をまかなえることから、自立生活援助との併給は認めないこととする。
- また、就労定着支援は、訪問型自立訓練（生活訓練）の相談援助の内容の範囲をまかなえることや、就労定着支援の利用者は一般企業に就職していることを踏まえれば、新たに生活に関する訓練を行うことは想定されないことから、訪問型自立訓練（生活訓練）との併給は認めないこととする。

※ サービス内容が異なる他の障害福祉サービス等との併給は妨げない。

(2) 自立生活援助

① 基本的考え方

- 自立生活援助は、定期的な居宅訪問等により利用者の状況把握を行い、必要な情報提供や助言等の支援を一体的に実施するものであることから、基本報酬は月額とし、包括的にサービスを評価する体系とする。その上で、特に支援が必要となる場合等については、実績や体制に応じて報酬を算定する仕組みとする。

② サービスの対象者

- 以下の者を対象とする。
 - 一 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者
 - 二 現に一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者(※)
 - 三 障害、疾病等の家族と同居しており（障害者同士で結婚している場合を含む）、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者(※)

※ 自立生活援助による支援が必要な者の例

- 地域移行支援の対象要件に該当する障害者施設に入所していた者や精神科病院に入院していた者等であり、理解力や生活力を補う観点から支援が必要と認められる場合
- 人間関係や環境の変化等によって、1人暮らしや地域生活を継続することが困難と認められる場合（家族の死亡、入退院の繰返し等）
- その他、市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した上で適当と認められる場合

③ 職員配置

- ・ 以下の職員を配置する。
 - 一 地域生活支援員
指定自立生活援助事業所ごとに、1以上
なお、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1とすることを標準とする。
 - 二 サービス管理責任者
次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに掲げる数以上
 - イ 利用者の数が30以下 1以上
 - ロ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

④ 基本報酬・加算の設定

ア 毎月の包括的なサービスの評価

- ・ 定期的な居宅訪問を月2回以上行うことを算定要件とする。
- ・ 障害者支援施設等から移行した直後（退所等の日から1年以内）の利用者については、関係機関との連絡調整や地域住民との関係づくりに要する業務量を評価する報酬を設定する。
- ・ 適正なサービス量を提供する観点から、1人の地域生活支援員が支援する利用者数を人員基準では「標準として25人」としているが、報酬上は「30人」を超えた場合の報酬を設定する。

《自立生活援助サービス費の設定》

イ 自立生活援助サービス費（Ⅰ）【新設】※退所等から1年以内の利用者

- （1）利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満

1,547単位／月

- （2）利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上

1,083単位／月

ロ 自立生活援助サービス費（Ⅱ）【新設】※退所等から1年を超える利用者

- （1）利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満

1,158単位／月

- （2）利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上

811単位／月

イ 特に支援が必要となる場合等の評価

- ・ 特に業務量が集中する支援を開始した月及び利用者が居宅から外出した際に支援を行った月については、更に一定単位数を加算する。

《初回加算【新設】》 500単位／月
《同行支援加算【新設】》 500単位／月

ウ その他

- 中山間地域等に居住する利用者の居宅訪問については、移動コストを勘案することとし、特別地域加算を創設する。

《特別地域加算【新設】》 230単位／月

- 良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、常勤の地域生活支援員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格保有者の割合等を評価することとし、福祉専門職員配置等加算を創設する。

《福祉専門職員配置等加算【新設】》

- (Ⅰ) 常勤の地域生活支援員のうち、資格保有者が35%以上 450単位／月
- (Ⅱ) 常勤の地域生活支援員のうち、資格保有者が25%以上 300単位／月
- (Ⅲ) 地域生活支援員のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上 180単位／月

- 利用者負担額合計額の管理を行った場合の業務負担を評価する利用者負担上限額管理加算を創設する。

《利用者負担上限額管理加算【新設】》 150単位／回（月1回を限度）

(3) 居宅訪問型児童発達支援

① 基本的考え方

- 居宅訪問型児童発達支援については、訪問先において発達支援を提供するものであることから、1回当たりの支援に係る費用を報酬上算定する仕組みとする。その上で、特に支援が必要となる場合等については、実績や体制に応じて報酬を算定する仕組みとする。

② サービスの対象者

- 重症心身障害等の重度の障害により外出が著しく困難な場合や感染症にかかりやすく重篤化する恐れのある場合など、障害児本人の状態を理由として外出ができない場合をサービスの対象者とする。

③ 職員配置

- ・ 以下の職員を配置する。
 - 一 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数
 - 二 児童発達支援管理責任者 1以上

※ 訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児に対する直接支援業務に3年以上従事した者とする。

④ 基本報酬・加算

ア 基本報酬の設定

- ・ 基本報酬は1回当たりの支援に係る費用を報酬上算定する。

《居宅訪問型児童発達支援給付費の設定》

居宅訪問型児童発達支援給付費(1日につき) 988単位

イ 訪問支援員特別加算の創設

- ・ 障害児の支援経験がある作業療法士や理学療法士等の専門性の高い職員を配置して訪問支援を行う場合に評価する。

《訪問支援員特別加算【新設】》 679単位/回

(加算対象者)

- ① 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは看護職員又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者若しくは心理指導担当職員であって、障害児支援の経験が5年以上
- ② 障害児支援の経験が10年以上

ウ 中山間地域等に居住する利用者の居宅を訪問した場合の評価

- ・ 中山間地域等に居住する利用者の居宅訪問については、移動コストを勘案することとし、特別地域加算を創設する。

《特別地域加算【新設】》

+15/100

エ 通所施設移行支援加算の創設

- ・ 居宅訪問型児童発達支援を利用する障害児に対して、児童発達支援センター、児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所に通うための相談援助や連絡調整を評価する加算を創設する。

《通所施設移行支援加算【新設】》 500単位／回（1回を限度）

オ 利用者負担上限額管理加算の創設

- ・ 利用者負担額合計額の管理を行った場合、業務負担を評価する加算を創設する。

《利用者負担上限額管理加算【新設】》 150単位／回（月1回を限度）

カ 福祉・介護職員処遇改善加算等の創設

- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算を創設する。

《福祉・介護職員処遇改善加算【新設】》

イ	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	+ 所定単位数 × 7.9%
ロ	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	+ 所定単位数 × 5.8%
ハ	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	+ 所定単位数 × 3.2%
ニ	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	+ 所定単位数 × 3.2% × 0.9
ホ	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	+ 所定単位数 × 3.2% × 0.8

《福祉・介護職員処遇改善特別加算【新設】》

福祉・介護職員処遇改善特別加算	+ 所定単位数 × 1.1%
-----------------	----------------

2. 共生型サービス

介護保険サービスの指定を受けた事業所について、障害福祉の居宅介護、生活介護、短期入所等の指定を受ける場合の基準の特例を設ける。

(1) 対象サービス

- 居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、児童発達支援、放課後等デイサービス。

(2) 指定基準

- 介護保険サービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に障害福祉（共生型）の指定を受けられるものとする。

(3) 基本報酬・加算

- 障害福祉の基準を満たしていない介護保険サービス事業所の報酬については、以下の観点から、単位設定する。
 - ① 本来的な障害福祉サービス等事業所の基準を満たしていないため、本来の報酬単価と区別。
 - ② 現行の基準該当サービスを参考に設定。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

- なお、各種加算は、指定障害福祉サービス等と同様の算定要件を満たせば算定可能とする。
- その上で、共生型生活介護事業所等について、サービス管理責任者等を配置し、かつ、地域に貢献する活動（地域交流の場の提供等）を実施している場合を評価する。

《サービス管理責任者配置等加算【新設】》 58 単位

《福祉専門職員配置等加算【新設】》

イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）

※ 常勤の生活支援員のうち、社会福祉士等の資格保有者が 35%以上雇用されている場合 1 日につき 15 単位を加算

ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）

※ 常勤の生活支援員のうち、社会福祉士等の資格保有者が 25%以上雇用されている場合 1 日につき 10 単位を加算

《共生型サービス体制強化加算【新設】》 ※児童発達支援、放課後等デイサービス

・ 児童発達支援管理責任者を配置した場合 103 単位

・ 保育士又は児童指導員を配置した場合 78 単位

・ 児童発達支援管理責任者かつ保育士
又は児童指導員を配置した場合 181 単位

3. 地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）の機能を担う事業所については、運営規程に拠点等の機能を担う事業所として各種機能を実施することを規定し、当該事業所であることを市町村に届け出た上で、市町村が当該事業所を拠点等として認めることを要する。

（1）相談機能の強化

- 拠点等における相談の機能を強化する観点から、特定相談支援事業所（障害児相談支援事業所含む。）にコーディネーターの役割を担うものとして相談支援専門員を配置し、相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行うことを評価する加算を創設する。

《地域生活支援拠点等相談強化加算【新設】》 700単位／回

※ 短期入所事業所への受入れ実績（回数）に応じて、月4回を限度に加算。

(2) 緊急時の受入れ・対応の機能の強化

- 緊急利用に係る空床の確保が難しいことから、緊急短期入所体制確保加算を廃止し、緊急の受入れ・対応を重点的に評価するために、緊急短期入所受入加算の算定要件の見直しを行うとともに、単位数を引き上げる。

《緊急短期入所受入加算の見直し》

[現 行]

イ	緊急短期入所受入加算（Ⅰ）	120単位／日
ロ	緊急短期入所受入加算（Ⅱ）	180単位／日

※ 居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、利用を開始した日に限り、当該緊急利用者のみに対して加算する。

[見直し後]

イ	緊急短期入所受入加算（Ⅰ）	180単位／日
ロ	緊急短期入所受入加算（Ⅱ）	270単位／日

※ 居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、当該指定短期入所を行った日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合にあつては、14日）を限度として、当該緊急利用者のみに対して加算する。

- また、「緊急時」という局面を勘案し、定員を超えて受け入れた場合には、期間を区切った上で、特例的に加算をするとともに、その間は、定員超過利用減算は適用しないこととする。

《定員超過特例加算【新設】》 50単位／日

※ （2）の加算については、拠点等の機能を「担う」・「担わない」で加算の算定の可否を分けることはしない。

(3) 体験の機会・場の機能の強化

- 拠点等における体験の機会・場の機能を強化する観点から、拠点等としての機能を担う場合の日中活動系サービスの体験利用支援加算について、利用期間の制限を廃止する。
- また、地域移行に係る「体験」については、地域移行支援と日中活動系サービスの事業所双方の連携・調整が必要であり、日中活動系サービスの体験利用支援加算については、加算算定に当たり、当該支援内容の記録を要件としているが、事務負担軽減や報酬請求の判定に格差が生じないようにする観点から、簡易な「体験利用計画」の様式を示す。

- さらに、体験を行うタイミング、体験後の地域移行の可否の見極めが短期間であることや地域移行支援事業所との調整等の負担を踏まえ、日中活動系サービスの体験利用支援加算の引上げを行うとともに、初期段階における体験利用支援の加算単位数を高く設定し、その後は逡減制にする。
- なお、日中活動系サービスの体験利用支援加算が地域移行に係る「送り出し」の支援の評価であることに対し、地域移行支援の体験利用加算については、地域移行の体験利用に係る「受け入れ」の支援の評価であり、表裏一体の関係にあることから、地域移行支援の体験利用加算についても、体験利用支援加算に併せて見直す。
- 加えて、体験利用を促進する観点から、例えば、施設入所支援利用者が夜のみ短期入所を利用し、日中は生活介護を利用する場合、日中活動系サービスを行う障害者支援施設の体験の機会に係る支援を評価する体験宿泊支援加算を創設する。なお、地域移行支援の体験宿泊加算についても、体験宿泊支援加算の創設を踏まえ見直す。

《体験利用支援加算の見直し》 ※ 日中活動系サービス

[現 行]	[見直し後]
<u>300単位/日</u>	<u>500単位/日（初日から5日目まで）</u> <u>+50単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合</u>
	<u>250単位/日（6日目から15日目まで）</u> <u>+50単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合</u>

《体験利用加算の見直し》 ※ 地域移行支援

[現 行]	[見直し後]
<u>300単位/日</u>	<u>500単位/日（初日から5日目まで）</u> <u>+50単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合</u>
	<u>250単位/日（6日目から15日目まで）</u> <u>+50単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合</u>

《体験宿泊支援加算【新設】》 ※ 施設入所支援 120単位/日

《体験宿泊加算の見直し》 ※ 地域移行支援

[現 行]	
イ 体験宿泊加算（Ⅰ）	<u>300単位/日</u>
ロ 体験宿泊加算（Ⅱ）	<u>700単位/日</u>
[見直し後]	
イ 体験宿泊加算（Ⅰ）	<u>350単位/日</u>
ロ 体験宿泊加算（Ⅱ）	<u>750単位/日</u>

(4) 専門的人材の確保・養成の機能の強化

- 拠点等における専門的人材の確保・養成の機能を強化する観点から、手厚い体制や個別特性に対応する支援の評価として、重度障害者支援加算を生活介護（障害者支援施設が行う生活介護を除く。）に創設する。

《重度障害者支援加算【新設】》

- イ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置した場合
（体制加算） 7単位／日

※ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置している旨の届出をしておき、かつ、支援計画シート等を作成している場合に加算する。ただし、強度行動障害を有する者が利用していない場合は加算しない。

- ロ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行った場合（個人加算） 180単位／日

※ 実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行った場合に加算する。なお、当該基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで加算できることとする。

※ （4）の加算については、拠点等の機能を「担う」・「担わない」で加算の算定の可否を分けることはしない。

(5) 地域の体制づくりの機能の強化

- 拠点等における地域の体制づくりの機能を強化する観点から、特定相談支援事業所（障害児相談支援事業所を含む。）を中心に、月に1回、支援困難事例等についての課題検討を通じ、地域課題の明確化と解決に向けて、情報共有等を行い、共同で対応していることを評価する加算を創設する。

《地域体制強化共同支援加算【新設】》 2,000単位／月（月1回を限度）

4. 障害福祉サービス等における横断的事項

(1) 福祉専門職員配置等加算の要件の見直し

- 精神障害者に対してより高度で専門的な支援を行うために、公認心理師を新たに福祉専門職員配置等加算における有資格者として評価する。

≪福祉専門職員配置等加算の要件の見直し≫

※ 療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

[現 行]

- イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 15単位/日
 - ※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の35以上ある場合に加算する。
- ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 10単位/日
 - ※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上ある場合に加算する。

[見直し後]

- イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 15単位/日
 - ※ 生活支援員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上ある場合に加算する。
- ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 10単位/日
 - ※ 生活支援員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上ある場合に加算する。

[注] 就労移行支援については、公認心理師に加えて作業療法士についても、新たに福祉専門職員配置等加算における有資格者として評価する（42頁（2）②「作業療法士を配置した場合の評価」を参照）。

（2）各種減算の見直し

- 障害福祉サービス事業所等の適切な運営を確保するため、人員配置や個別支援計画の作成が適切に行われていない場合の減算を見直す。
- 具体的には、以下のとおりとする。
 - サービス提供職員欠如減算については、減算が適用される3月目から所定単位数の50%を減算する。
 - サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）欠如減算については、減算が適用される5月目から所定単位数の50%を減算する。
 - 個別支援計画未作成減算については、減算が適用される月から2月目までについて所定単位数の30%を減算し、3月目からは所定単位数の50%を減算する。

《各種減算の見直し》

○ サービス提供職員欠如減算

[現 行]

イ 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、1割を超えて欠如した場合にはその翌月から、1割の範囲内で欠如した場合にはその翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定する。

[見直し後]

イ 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、1割を超えて欠如した場合にはその翌月から、1割の範囲内で欠如した場合にはその翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定する。

ロ 減算が適用された月から3月以上連続して基準に満たない場合、減算が適用された3月目から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の50%を算定する。

○ サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）欠如減算

[現 行]

イ 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から、人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定する。

[見直し後]

イ 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から、人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定する。

ロ 減算が適用された月から5月以上連続して基準に満たない場合、減算が適用された5月目から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の50%を算定する。

○ 個別支援計画未作成減算

[現 行]

イ 個別支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間につき、所定単位数の95%を算定する。

[見直し後]

イ 個別支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間につき、所定単位数の70%を算定する。

ロ 減算が適用された月から3月以上連続して当該状態が解消されない場合、減算が適用された3月目から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間につき、所定単位数の50%を算定する。

(3) 食事提供体制加算の経過措置の取扱い

- 平成29年度末までの経過措置とされていた食事提供体制加算については、食事の提供に関する実態等の調査・研究を十分に行った上で、引き続き、その他あり方を検討することとし、今回の改定では継続する。

(4) 送迎加算の見直し

- 通所系サービスの送迎加算（Ⅰ）、（Ⅱ）について、自動車維持費等が減少していることから一定の適正化を図る。その上で、生活介護における送迎については、一定の条件を満たす場合（重度者等を送迎した場合）、更に評価する。なお、短期入所については、整備促進、運営強化を図る観点から見直しは行わない。
- 就労継続支援A型における送迎については、雇用契約を締結していることや利用者の知識や能力向上のために必要な訓練を行うという観点から、事業所へは利用者が自ら通うことを基本としていることを改めて徹底する。
- また、放課後等デイサービスにおける送迎については、障害児の自立能力の獲得を妨げないように配慮するよう、通知に明記する。
- 同一敷地内の送迎については、「同一敷地内」という立地上の観点を踏まえ、一定の適正化を図る。

《送迎加算の見直し》

[現 行] ※ 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

イ 送迎加算（Ⅰ） 27単位／回

※ 1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合に算定。なお、利用定員が20人未満の事業所にあつては、平均的に定員の100分の50以上が利用している場合に加算する。

ロ 送迎加算（Ⅱ） 13単位／回

※ 1回の送迎につき平均10人以上が利用している（利用定員が20人未満の事業所にあつては、平均的に定員の100分の50以上が利用していること）又は週3回以上の送迎を実施している場合に加算する。

※ 障害支援区分5若しくは障害支援区分6又はこれに準ずる者（一定以上の行動障害を有する者又はたんの吸引等を必要とする者）が100分の60以上いる場合は、更に14単位／回を加算する（生活介護のみ）。

[見直し後] ※ 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

イ 送迎加算（Ⅰ） 21単位／回

※ 1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合に加算。なお、利用定員が20人未満の事業所にあつては、平均的に定員の100分の50以上が利用している場合に加算する。

ロ 送迎加算（Ⅱ） 10単位／回

※ 1回の送迎につき平均10人以上が利用している（利用定員が20人未満の事業所にあつては、平均的に定員の100分の50以上が利用していること）又は週3回以上の送迎を実施している場合に加算する。

※ 障害支援区分5若しくは障害支援区分6又はこれに準ずる者（一定以上の行動障害を有する者又はたんの吸引等を必要とする者）が100分の60以上いる場合は、更に28単位／回を加算する（生活介護のみ）。

※ 同一敷地内の送迎については、所定単位数の70%を算定する。

(5) 訓練系、就労系サービスにおける医療観察法対象者等の受入れの促進

- 医療観察法対象者や刑務所出所者等（以下「医療観察法対象者等」という。）の社会復帰を促すために、訓練系、就労系サービス（自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援）事業所について、精神保健福祉士等を配置又は病院等との連携により、精神保健福祉士等が事業所を訪問して医療観察法対象者等を支援していることを評価する加算を創設する。

《社会生活支援特別加算【新設】》 480単位／日

(6) 福祉・介護職員処遇改善加算の見直し

- 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、要件の一部を満たさない事業者に対し、減算された単位数での加算の取得を認める区分であることや、当該区分の取得率や報酬体系の簡素化の観点を踏まえ、これを廃止する。その際、一定の経過措置期間を設けることとする。
- その間、障害福祉サービス等事業所に対してはその旨の周知を図るとともに、より上位の区分の加算取得について積極的な働きかけを行うこととする。

※ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、別に厚生労働大臣が定める期日（注）までの間に限り算定することとする。

[注] 平成30年度予算案に盛り込まれた「障害福祉サービス等支援体制整備事業」により、加算の新規の取得や、より上位の区分の加算取得に向けて、事業所への専門的な相談員（社会保険労務士など）の派遣をし、個別の助言・指導等を行うとともに、本事業の実施状況等を踏まえ、今後決定。

(7) 身体拘束等の適正化

- 身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等に係る記録をしていない場合について、基本報酬を減算する。

≪身体拘束廃止未実施減算【新設】≫ 5単位/日

※ 療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設 等

(8) 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し

- 各サービスの経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

(9) 地域区分の見直し

- 障害者サービスに係る地域区分について、現行の国家公務員の地域手当に準拠し、7区分から8区分に見直す。また、その際、類似制度である介護保険サービス（以下「介護」という。以下（8）について同じ。）における地域区分との均衡を考慮し、介護の地域区分の考え方に合わせる。

なお、これらの見直しにあたっては、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、自治体の意見を聴取した上で、平成32年度末まで必要な経過措置を講じる。

- 障害児サービスに係る地域区分についても、障害者サービスと同様に、介護における地域区分との均衡を考慮し、介護の地域区分の考え方に合わせた上で、障害者サービスと同様の経過措置を講じる。

→「地域区分の見直しについて」（別紙5）参照

(10) 公立減算の取扱い

- 公立減算については、施設等の設置者である自治体から補助金や指定管理料等の公費が別途投入されていることと等に鑑み、引き続き維持する。

5. 訪問系サービス

(1) 居宅介護

- ① 同一建物等に居住する利用者等へのサービス提供に対する評価の適正化
- ・ 居宅介護事業所が所在する建物と同一建物等に居住する利用者又は同一建物に居住する一定数以上の利用者に対し、サービスを提供する場合の評価を適正化する。

《同一建物等の利用者等に提供した場合の減算【新設】》

- 以下のイ又は口の者に居宅介護を行う場合は、所定単位数の10%を減算する。ハの者に居宅介護を行う場合は、所定単位数の15%を減算する。
- イ 居宅介護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者
 - ロ 上記以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）
 - ハ 居宅介護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合）

- ② 初任者研修課程修了者のサービス提供責任者に対する評価の適正化
- ・ サービス提供責任者の質の向上を図る観点から、サービス提供責任者の任用要件のうち「居宅介護職員初任者研修の課程を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事した者」をサービス提供責任者として配置している事業所について、基本報酬を減算する。

《初任者研修修了者がサービス提供責任者として配置されている場合の減算【新設】》

居宅介護職員初任者研修課程修了者（介護職員初任者研修課程修了者や旧2級ヘルパーを含む）をサービス提供責任者として配置し、当該者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合は、所定単位数の10%を減算する。

- ③ 居宅介護ヘルパーの要件の見直し等
- ・ 介護保険サービスにおける訪問介護の見直しを踏まえ、居宅介護（家事援助及び通院等介助（身体介護を伴わない場合）に限る。）のヘルパーとして、訪問介護における生活援助中心型のサービスに必要な知識等に対応した研修の修了者を定め、当該者が家事援助等を提供した場合の基本報酬は、居宅介護職員初任者研修課程修了者等が提供した場合と同様とする。

- ④ 福祉専門職員等連携加算の要件の見直し
- 精神障害者に対してより高度で専門的な支援を行うために、公認心理師と連携した場合を新たに福祉専門職員等連携加算における有資格者として評価する。

《福祉専門職員等連携加算の要件の見直し》

[現 行]

福祉専門職員等連携加算 564単位/日

- ※ 利用者に対して、居宅介護事業所のサービス提供責任者が、サービス事業所、指定障害者支援施設、医療機関等の社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療法士その他の国家資格を有する者（作業療法士、言語聴覚士、看護師、保健師等）に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同して行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合であって、当該社会福祉士等と連携し、当該居宅介護計画に基づく居宅介護を行ったときは、初回の居宅介護が行われた日から起算して90日の間、3回を限度として、1回につき所定単位数を加算する。

[見直し後]

福祉専門職員等連携加算 564単位/日

- ※ 利用者に対して、居宅介護事業所のサービス提供責任者が、サービス事業所、指定障害者支援施設、医療機関等の社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、理学療法士その他の国家資格を有する者（作業療法士、言語聴覚士、看護師、保健師等）に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同して行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合であって、当該社会福祉士等と連携し、当該居宅介護計画に基づく居宅介護を行ったときは、初回の居宅介護が行われた日から起算して90日の間、3回を限度として、1回につき所定単位数を加算する。

(2) 重度訪問介護

① 病院等に入院中の支援の評価

- 障害支援区分6の利用者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所（以下「病院等」という。）への入院（入所を含む。以下①について同じ。）中にコミュニケーション支援等を提供することを評価する。

《入院中の支援の基本報酬【新設】》

入院中以外の基本報酬と同様とする。

	入院中以外	入院中
所要時間1時間未満の場合	184単位	184単位
所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	274単位	274単位

※ 他の時間の単位も同様。

《入院中の支援の加算・減算【新設】》

以下を除き、入院中以外と同様とする。

- イ 喀痰吸引等支援体制加算の算定は不可。
- ロ 90日以降の利用は所定単位数の20%を減算する。

② 意思疎通が困難な利用者等への同行支援の評価

- ・ 障害支援区分6の利用者に対して、重度訪問介護事業所が新規に採用した従業者により支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練した従業者が同行して支援を行うことを評価する。

《2人の重度訪問介護ヘルパーにより行った場合の加算の見直し》

[現行]

- イ 障害者等の身体的理由により1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等であって、同時に2人のヘルパーが1人の利用者に対して重度訪問介護を行った場合に、それぞれのヘルパーが行う重度訪問介護につき所定単位数を算定する。

[見直し後]

- イ 障害者等の身体的理由により1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等であって、同時に2人のヘルパーが1人の利用者に対して重度訪問介護を行った場合に、それぞれのヘルパーが行う重度訪問介護につき所定単位数を算定する。
- ロ 障害支援区分6の利用者に対し、重度訪問介護事業所が新規に採用したヘルパーにより支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練したヘルパーが同行して支援を行った場合に、それぞれのヘルパーが行う重度訪問介護につき、所定単位数の100分の85を算定する（算定開始から120時間に限る。）。

③ 外出時における支援の見直し

- ・ 障害福祉サービスは、個々の障害者等のニーズ等を勘案して支給決定を行うものであり、1日を超える用務における支援の要否も含めて、市町村が支給決定を行うことから、外出時の支援を「原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。」とする規定を廃止する（同行援護及び行動援護についても同様）。

(3) 同行援護

① 基本報酬の見直し

- ・ 同行援護は、外出する際に必要な援助を行うことを基本とすることから、「身体介護を伴う」と「身体介護を伴わない」の分類を廃止し、基本報酬を一本化する。なお、対象者の要件は、現行の「身体介護を伴わない」の対象者の要件とする。
- ・ ただし、現に利用している者に支援を行った場合は、支給決定の有効期間に限り改定前の報酬を算定することができることとする。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

② 盲ろう者等への支援の評価

- ・ 盲ろう者や、重度の障害者への支援を評価する加算を創設する。

《盲ろう者向け通訳・介助員が盲ろう者を支援した場合の加算【新設】》

盲ろう者向け通訳・介助員（地域生活支援事業における盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業において、盲ろう者の支援に従事する者をいう。以下同じ。）が、盲ろう者（同行援護の対象者要件を満たし、かつ、聴覚障害6級に該当する者）を支援した場合は、100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算する。

《障害支援区分4以上の者を支援した場合の加算【新設】》

障害支援区分4以上の者を支援した場合は、100分の40に相当する単位数を所定単位数に加算する。

《障害支援区分3の者を支援した場合の加算【新設】》

障害支援区分3の者を支援した場合は、100分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

③ 同行援護ヘルパー及びサービス提供責任者の要件の見直し等

- ・ 同行援護のヘルパー及びサービス提供責任者の要件のうち、同行援護従業者養成研修を修了したものと見なす経過措置について、研修修了者の養成状況等を踏まえ廃止する。
- ・ 盲ろう者が同行援護を利用しやすくなるよう、平成33（2021）年3月31日までの暫定的な措置として、盲ろう者向け通訳・介助員は、同行援護従業者養成研修を修了したものとみなす。なお、本取扱いによるヘルパーが行う同行援護は、所定単位数を減算する。

《同行援護ヘルパーの要件の見直し》

[現 行]

- イ 同行援護従業者養成研修一般課程を修了した者（居宅介護職員初任者研修課程修了者等については、平成30年3月31日までの間は、同研修を修了したものとみなす。）
- ロ 居宅介護職員初任者研修課程修了者等であって、視覚障害者等の福祉に関する事業に1年以上従事した経験を有するもの
- ハ 国立リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者等

[見直し後]

- イ 同行援護従業者養成研修一般課程を修了した者（盲ろう者向け通訳・介助員については、平成33（2021）年3月31日までの間は、同研修を修了したものとみなす。）
- ロ 居宅介護職員初任者研修課程修了者等であって、視覚障害者等の福祉に関する事業に1年以上従事した経験を有するもの
- ハ 国立リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者等

《上記見直し後の括弧書きにより、盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護を提供した場合の減算【新設】》

上記見直し後の括弧書きの取扱いにより、同行援護従業者養成研修修了者とみなされた盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護を提供した場合は、所定単位数の10%を減算する。

《同行援護のサービス提供責任者の要件の見直し》

[現 行]

- イ 以下の（1）又は（2）の要件を満たすものであって（3）の要件を満たすもの
 - （1）居宅介護職員初任者研修を修了した者であって3年以上介護等の業務に従事した者等
 - （2）平成23年9月30日において現に地域生活支援事業における移動支援事業に3年以上従事したもの（平成30年3月31日までの暫定的な取扱い。）
 - （3）同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者（居宅介護職員初任者研修課程修了者等については、平成30年3月31日までの間においては、当該研修課程を修了したものとみなす。）
- ロ 国立リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者等国立リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者等

[見直し後]

- イ 以下の（１）及び（２）の要件を満たすもの
 - （１）居宅介護職員初任者研修を修了した者であって３年以上介護等の業務に従事した者等
 - （２）同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者
- ロ 国立リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者等国立リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者等

（４）行動援護

- ① 支援計画シート等が未作成の場合の減算に係る経過措置の廃止
 - ・ 支援計画シート等を未作成の場合の減算について、未作成であっても減算されない経過措置を廃止する。

≪支援計画シート等が未作成の場合の減算の見直し≫

[現 行]

「支援計画シート」及び「支援手順書 兼 記録用紙」が作成されていない場合、所定単位数の５％を減算する。ただし、平成30年3月31日までの間は支援計画シート等を作成していない場合であっても、所定単位数を算定する。

[見直し後]

「支援計画シート」及び「支援手順書 兼 記録用紙」が作成されていない場合、所定単位数の５％を減算する。

- ② 行動援護ヘルパー及びサービス提供責任者の要件の経過措置の延長
 - ・ 行動援護のヘルパー及びサービス提供責任者の要件のうち、行動援護従業者養成研修を修了したものと見なす経過措置について、研修修了者の養成状況等を踏まえ、平成33（2021）年3月31日まで延長する。

（５）重度障害者等包括支援

- ① 基本報酬の見直し
 - ・ 短期入所及び共同生活援助の報酬の見直しに伴い、重度障害者等包括支援の中で提供する短期入所及び共同生活援助の報酬を見直す。
 - ・ 他の障害福祉サービスの報酬算定の考え方を踏まえ、以下の報酬算定の取扱いを廃止する。
 - イ 提供したサービスの実績単位数が支給決定単位数の100分の95を超える場合 支給決定単位数とする。
 - ロ 提供したサービスの実績単位数が支給決定単位数の100分の95を超えない場合 実績単位数の95分の100を乗じて得た単位数とする。

- 重度障害者等包括支援の中で提供する障害福祉サービスに、自立生活援助及び就労定着支援を追加する。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

② 加算の見直し

- 重度障害者等包括支援の中で短期入所又は共同生活援助を提供した場合、個別に短期入所又は共同生活援助を提供したときに算定できる加算の一部を算定できることとする。

《算定できる加算の見直し》

重度障害者等包括支援としてサービスを提供したときに算定できる加算は以下のとおりとする。なお、算定要件は基本的には各サービスの要件のとおりとする。

[現 行]

- 早朝、夜間、深夜に支援した場合の加算（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「生活介護等」という。）において算定可能）
- 特別地域加算（生活介護等において算定可能）
- 喀痰吸引等支援体制加算（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護（以下「居宅介護等」という。）において算定可能）
- 利用者負担が「一般1世帯」以下の者に支援した場合の加算（短期入所において算定可能）
- 福祉・介護職員処遇改善加算
- 福祉・介護職員処遇改善特別加算

[見直し後]

- 2人の従業者による場合（居宅介護等において算定可能）
- 早朝、夜間、深夜に支援した場合の加算（生活介護等、自立生活援助又は就労定着支援において算定可能）
- 特別地域加算（生活介護等、自立生活援助又は就労定着支援において算定可能）
- 喀痰吸引等支援体制加算（居宅介護等において算定可能）
- 利用者負担が「一般1世帯」以下の者に支援した場合の加算（短期入所において算定可能）
- 医療連携体制加算（短期入所又は共同生活援助において算定可能）
- 地域生活移行個別支援特別加算（共同生活援助において算定可能）
- 精神障害者地域移行特別加算（共同生活援助において算定可能）
- 強度行動障害者地域移行特別加算（共同生活援助において算定可能）
- 送迎加算（短期入所において算定可能）

- ・ 初回加算
- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算
- ・ 福祉・介護職員処遇改善特別加算

③ サービス提供責任者の要件の緩和

- ・ 相談支援事業所の相談支援専門員との兼任を可能とするため、サービス提供責任者の専任要件を廃止する。

《サービス提供責任者の配置基準の見直し》

[現 行]

サービス提供責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

[見直し後]

サービス提供責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

④ 重度障害者等包括支援サービス利用計画の作成に係る見直し

- ・ 障害福祉サービス間の総合的なマネジメントは計画相談支援が担うことから、重度障害者等包括支援サービス利用計画は、居宅介護計画等や個別支援計画と同様の位置付けとすることとし、名称、内容及び作成過程を見直す。

《重度障害者等包括支援サービス利用計画の作成に係る運営基準の見直し》

[現 行]

- ・ 名 称：重度障害者等包括支援サービス利用計画
- ・ 内 容：具体的なサービスの内容等
- ・ 作成過程：サービス利用計画の原案に位置づけた障害福祉サービスの担当者を招集して行う「サービス担当者会議」を開催する。

[見直し後]

- ・ 名 称：重度障害者等包括支援計画
- ・ 内 容：具体的なサービスの内容等（利用者の状態等により発生するニーズに応じて柔軟な支援の具体的な提供体制や提供方法等を含む。）
- ・ 作成過程：重度障害者等包括支援としての「サービス担当者会議」の開催は任意とする。
- ・ その他：原則、作成はサービス等利用計画を作成した者と同一の者であってはならない。

6. 日中活動系サービス

(1) 生活介護

① 常勤看護職員等配置加算の拡充

- ・ 医療的ケアを必要とする利用者に対しサービス提供体制の充実を図るため、常勤看護職員等配置加算に、看護職員を複数配置し、別表（128頁参照）の判定スコアの各項目に規定する状態のいずれかに該当する利用者を1名以上受け入れている事業所を評価する新たな区分を創設する。

《常勤看護職員等配置加算の拡充》

[現 行]

常勤看護職員等配置加算

※ 看護職員が常勤換算で1人以上配置されている場合。

(1) 利用定員が20人以下	28単位/日
(2) 利用定員が21人以上40人以下	19単位/日
(3) 利用定員が41人以上60人以下	11単位/日
(4) 利用定員が61人以上80人以下	8単位/日
(5) 利用定員が81人以上	6単位/日

[見直し後]

イ 常勤看護職員等配置加算（Ⅰ）

※ 看護職員が常勤換算で1人以上配置されている場合。

(1) 利用定員が20人以下	28単位/日
(2) 利用定員が21人以上40人以下	19単位/日
(3) 利用定員が41人以上60人以下	11単位/日
(4) 利用定員が61人以上80人以下	8単位/日
(5) 利用定員が81人以上	6単位/日

ロ 常勤看護職員等配置加算（Ⅱ）

※ 看護職員が常勤換算で2人以上配置されている場合。

<u>(1) 利用定員が20人以下</u>	<u>56単位/日</u>
<u>(2) 利用定員が21人以上40人以下</u>	<u>38単位/日</u>
<u>(3) 利用定員が41人以上60人以下</u>	<u>22単位/日</u>
<u>(4) 利用定員が61人以上80人以下</u>	<u>16単位/日</u>
<u>(5) 利用定員が81人以上</u>	<u>12単位/日</u>

② 開所時間減算の見直し

- ・ 極端な開所時間の実態を踏まえ、開所時間減算の減算幅を見直す。
- ・ また、利用時間が5時間未満（送迎のみを行う時間は含まない。）の利用者の割合が、利用者全体の50%以上の場合について基本報酬を減算する（短時間利用減算の創設）。なお、送迎に長時間を要する利用者等については、利用時間が5時間未満の利用者の割合の算定から除く。

《開所時間減算の見直し》

[現 行]

開所時間減算

※ 運営規程に定められている営業時間（送迎のみを行う時間は含まない。）が6時間未満の場合

- | | |
|------------------------|--------------|
| (1) 開所時間 4 時間未満 | 所定単位数の70%を算定 |
| (2) 開所時間 4 時間以上 6 時間未満 | 所定単位数の85%を算定 |

[見直し後]

開所時間減算

※ 運営規程に定められている営業時間（送迎のみを行う時間は含まない。）が6時間未満の場合

- | | |
|------------------------|--------------|
| (1) 開所時間 4 時間未満 | 所定単位数の50%を算定 |
| (2) 開所時間 4 時間以上 6 時間未満 | 所定単位数の70%を算定 |

短時間利用減算【新設】

所定単位数の70%を算定

※ 利用時間が5時間未満（送迎のみを行う時間は含まない）の利用者の割合が事業所の全利用者の50%以上の場合

※ 送迎に長時間を要する利用者等については、利用時間が5時間未満の利用者の割合の算定から除く

③ リハビリテーション加算の見直し

- ・ 頸髄損傷による四肢の麻痺等の状態にある者に対する訓練について、訓練に要する業務量を評価し、リハビリテーション加算を拡充する。

《リハビリテーション加算の拡充》

[現 行]

リハビリテーション加算 20単位/日

[見直し後]

<u>イ リハビリテーション加算（Ⅰ）</u>	<u>48単位/日</u>
<u>ロ リハビリテーション加算（Ⅱ）</u>	<u>20単位/日</u>

④ 一般就労移行後の定着実績の評価

- ・ 生活介護の利用を経て一般就労した障害者に対しても、就職後6月以上、職場への定着支援を行う努力義務を新たに規定するため、就労後、6月以上就労継続している者がいる場合の定着実績を評価するための加算を創設する。

《就労移行支援体制加算【新設】》

イ	利用定員が20人以下	42単位／日
ロ	利用定員が21人以上40人以下	18単位／日
ハ	利用定員が41人以上60人以下	10単位／日
ニ	利用定員が61人以上80人以下	7単位／日
ホ	利用定員が81人以上	6単位／日

(2) 短期入所

① 福祉型短期入所における福祉型強化短期入所サービス費の創設等

- ・ 医療的ケアが必要な障害児者の受入れを積極的に支援するため、短期入所の新たな報酬区分として、「福祉型強化短期入所サービス費」を創設する。
- ・ 福祉型強化短期入所サービス費の人員配置基準については、以下の取扱いとする。
 - ア 併設型や空床型については、現行の取扱いと同様に、本体施設の配置基準に準じることとし、医療的ケアが必要な障害児者を受け入れる場合については、看護職員を常勤で1人以上配置する。
 - イ 単独型については、現行の区分に加えて、看護職員を常勤で1人以上配置する。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

- ・ また、別表（128頁参照）の判定スコアの各項目に規定する状態のいずれかに該当する利用者を1名以上受け入れる場合や重度な障害児者を利用者全体の50%以上受け入れる場合について、支援に係る負担を評価する加算を創設する。
 なお、受入れの体制を強化する場合の評価として、常勤看護職員等配置加算を創設する。

《医療的ケア対応支援加算【新設】》

120単位／日

《重度児者対応支援加算【新設】》

30単位／日

《常勤看護職員等配置加算【新設】》

イ	利用定員が6人以下	10単位／日
ロ	利用定員が7人以上12人以下	8単位／日
ハ	利用定員が13人以上17人以下	6単位／日
ニ	利用定員が18人以上	4単位／日

- ② 看護職員による訪問の評価の充実、医療的ケア児者への支援の充実
- ・ 福祉型短期入所について、精神障害者の地域生活の支援と家族支援の観点から医療との連携を強化するため、医療連携体制加算に、日常的な健康管理、医療ニーズへの適切な対応がとれる等の体制を評価する区分を創設する。
 - ・ 医療連携体制加算については、更に長時間支援を評価する区分を創設する。

《医療連携体制加算の拡充》

[現 行]

イ	医療連携体制加算（Ⅰ）	600単位／日（利用者1人）
ロ	医療連携体制加算（Ⅱ）	300単位／日（利用者2人以上8人以下）
ハ	医療連携体制加算（Ⅲ）	500単位／日
ニ	医療連携体制加算（Ⅳ）	100単位／日

[見直し後]

イ	医療連携体制加算（Ⅰ）	600単位／日（利用者1人）
ロ	医療連携体制加算（Ⅱ）	300単位／日（利用者2人以上8人以下）
ハ	医療連携体制加算（Ⅲ）	500単位／日
ニ	医療連携体制加算（Ⅳ）	100単位／日
ホ	医療連携体制加算（Ⅴ）	39単位／日
ヘ	医療連携体制加算（Ⅵ）	1,000単位／日（利用者1人）
ト	医療連携体制加算（Ⅶ）	500単位／日（利用者2人以上8人以下）

※ 既存の（Ⅰ）又は（Ⅱ）については、4時間未満の支援の場合適用し、4時間を超えて支援を行う場合は、（Ⅵ）又は（Ⅶ）を適用する。ただし、看護職員加配加算を算定している場合は、医療連携体制加算は算定不可。

③ 運営方法やサービス提供規模の適正化

- ・ 「福祉型強化短期入所サービス費」の創設に当たり、一定の定員規模以上や、複数設置の場合、また、同一法人の複数事業所間における同じ利用者への短期入所の提供については、減算又は制限する。

《大規模減算【新設】》

所定単位数の90%を算定
※ 単独型で20床以上の場合

- ④ 長期（連続）利用日数の上限設定
- ・ 長期（連続）利用日数については、介護保険サービスの短期入所生活介護と同様に、30日までを限度とする。ただし、現在利用している者については、1年間の猶予期間を設ける。
 - ・ なお、連続して30日利用した後、1日以上利用しない期間があれば、再度連続した30日以内の利用は可能とするが、短期利用加算は年間利用日数の初期の30日のみ算定を認める。
- ⑤ 年間利用日数の適正化
- ・ 年間利用日数については、1年の半分（180日）を目安にすることを計画相談支援の指定基準に位置付ける。
 - ・ ただし、④、⑤の長期（連続）利用日数や年間利用日数について、例えば、「介護者が急病や事故により、長期間入院することとなった場合」等のやむを得ない事情がある場合においては、自治体の判断に応じて、例外的にこれらの日数を超えることを認めても差し支えないこととする。

7. 施設系・居住系サービス

(1) 施設入所支援

① 夜勤職員配置の評価の見直し

- ・ 夜間業務については、利用者の重度化・高齢化に伴う業務負担の増加や日中業務とは異なる負担感や勤務体制であることを踏まえ、夜間支援体制をより適切に評価するため、夜勤職員配置体制加算の単位数を引き上げる。

《夜勤職員配置体制加算の見直し》

[現 行]

(1) 利用定員が21人以上40人以下	<u>49単位/日</u>
(2) 利用定員が41人以上60人以下	<u>41単位/日</u>
(3) 利用定員が61人以上	<u>36単位/日</u>

[見直し後]

(1) 利用定員が21人以上40人以下	<u>60単位/日</u>
(2) 利用定員が41人以上60人以下	<u>48単位/日</u>
(3) 利用定員が61人以上	<u>39単位/日</u>

- ② 重度障害者支援加算（Ⅱ）に係る算定要件の経過措置の延長
- 平成27年3月31日において従来の重度障害者支援加算（Ⅱ）を算定していた事業所については、平成30年3月31日までの間は、強度行動障害支援者養成研修の研修受講計画を作成することで足りるものとする経過措置を設けているが、当該研修の受講状況等を踏まえて当該経過措置を平成31年3月31日まで延長する。
- ③ 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の廃止に伴う報酬上の措置
- 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の廃止に伴う報酬上の措置については、経営実態調査の結果等を踏まえ、報酬上の見直しは行わない。

（2）共同生活援助

- ① 基本報酬の見直し
- 非該当・区分1の利用者については今後も利用対象とするとともに、より重度の障害者に対する支援を充実させるため、報酬の重点化を図る観点から基本報酬を見直す。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

- ② 重度の障害者への支援を可能とする新たな類型の創設（日中サービス支援型）
- 障害者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新たな類型として、「日中サービス支援型共同生活援助」（以下「日中サービス支援型」という。）を創設する。
 - 日中サービス支援型の報酬については、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保することを基本とする。
なお、利用者が他の日中活動サービスを利用することを妨げることがないような仕組みとする。
また、従来の共同生活援助よりも手厚い世話人の配置とするため、最低基準の5：1をベースに、4：1及び3：1の基本報酬を設定する。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

- 日中サービス支援型の夜間支援については、夜勤職員の配置を基本報酬において評価するが、夜勤職員を加配する場合は、更に一定単位数を加算する。

《夜勤職員加配加算【新設】》

149単位／日

- ・ 日中サービス支援型は1つの建物への入居を合計20人まで認めることから、共同生活住居の規模が一定以上の場合に適用される大規模住居等減算について、「入居定員が8名以上」の場合は適用しない。
- ・ 従来の共同生活援助で規定される加算等については、日中サービス支援型の趣旨を踏まえ適用する。

③ 看護職員の配置の評価

- ・ 共同生活援助事業所の職務に従事する看護職員を常勤換算で1名以上配置している体制を評価する加算を創設する。
なお、医療連携体制加算との併給については、医療連携体制加算(Ⅳ)のみ認める。

《看護職員配置加算【新設】》

70単位／日

④ 精神科病院に1年以上入院していた精神障害者への支援の評価

- ・ 精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等が実施することを評価する加算を創設する。また、地域移行先の一つである宿泊型自立訓練についても、加算を創設する。

《精神障害者地域移行特別加算【新設】》

300単位／日（1年以内）

⑤ 障害児者支援施設に1年以上入所していた強度行動障害者への支援の評価

- ・ 障害児者支援施設に1年以上入所していた強度行動障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を、強度行動障害支援者養成研修修了者等が実施することを評価する加算を創設する。
また、地域移行先の一つである宿泊型自立訓練についても、加算を創設する。

《強度行動障害者地域移行特別加算【新設】》

300単位／日（1年以内）

⑥ 自立生活支援加算の見直し

- 退居後の相談支援等を評価する自立生活支援加算については、入居中に1回、退居後に1回算定可能であるが、地域生活への移行を促進する観点から、入居中に算定することができる回数を2回に拡充する。

また、同様の内容である地域移行加算（療養介護、施設入所支援、宿泊型自立訓練、障害児入所支援）についても、回数を拡充する。

《自立生活支援加算・地域移行加算の見直し》

[現 行]	入居(入所)中1回、退居(退所)後1回	1回	500単位
[見直し後]	入居(入所)中2回、退居(退所)後1回	1回	500単位

⑦ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の延長（介護サービス包括型、日中サービス支援型）

- 平成30年3月31日までとされている重度の障害者に係る利用者ごとの個人単位での居宅介護等の利用について、当該経過措置を平成33（2021）年3月31日まで延長する。

また、新たな類型である日中サービス支援型についても、当該経過措置の対象とする。

8. 訓練系サービス

(1) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

① 対象者の見直し

- 障害福祉サービス等は3障害共通が原則であるが、自立訓練は障害種別によって利用できるサービスに制限がある。このため訓練の対象者を限定している施行規則（機能訓練：身体障害者、生活訓練：知的障害者・精神障害者）を改正し、両訓練ともに障害の区別なく利用可能とするとともに、視覚障害者に対する歩行訓練等を生活訓練としても実施出来るよう見直す。

《生活訓練サービス費の見直し》

[現 行]

生活訓練サービス費（Ⅱ）

(1) 所要時間1時間未満	245単位/日
(2) 所要時間1時間以上	564単位/日

[見直し後]

生活訓練サービス費（Ⅱ）

(1) 所要時間1時間未満	248単位/日
(2) 所要時間1時間以上	570単位/日

(3) 視覚障害者に対する専門的訓練 732単位/日

※ 生活訓練における居宅を訪問して訓練を行う場合の「訪問を開始した日から起算して180日間ごとに50回を限度とする」旨の基準については、廃止する。

② リハビリテーション加算の見直し（機能訓練）

- ・ 頸髄損傷による四肢の麻痺等の状態にある者に対する訓練について、訓練に要する業務量を評価し、リハビリテーション加算を拡充する。

《リハビリテーション加算の拡充》

[現 行]

リハビリテーション加算 20単位/日

[見直し後]

イ リハビリテーション加算（Ⅰ） 48単位/日

ロ リハビリテーション加算（Ⅱ） 20単位/日

③ 利用者の障害特性等に応じた訓練の評価（生活訓練）

- ・ 利用者の障害特性や生活環境等に応じて社会福祉士や精神保健福祉士等が作成する個別計画に基づく訓練の実施や、訓練実施による生活能力の維持・向上の評価及び個別計画の見直しを毎月実施すること等を評価するための加算を創設する。

《個別計画訓練支援加算【新設】》 19単位/日

④ 中山間地域等の居宅を訪問する際のコストの評価（機能訓練・生活訓練）

- ・ 中山間地域等に居住する利用者の居宅訪問については、移動コストを勘案することとし、特別地域加算を創設する。

《特別地域加算【新設】》 +15/100

⑤ 一般就労移行後の定着実績の評価（機能訓練・生活訓練）

- ・ 自立訓練の利用を経て一般就労した障害者に対しても、就職後6月以上、職場への定着支援を行う努力義務を新たに規定するため、就労後、6月以上就労継続している者がいる場合の定着実績を評価するための加算を創設する。

《就労移行支援体制加算【新設】》

(機能訓練の場合)

イ	利用定員が20人以下	57単位/日
ロ	利用定員が21人以上40人以下	25単位/日
ハ	利用定員が41人以上60人以下	14単位/日
ニ	利用定員が61人以上80人以下	10単位/日
ホ	利用定員が81人以上	7単位/日

(生活訓練の場合)

イ	利用定員が20人以下	54単位/日
ロ	利用定員が21人以上40人以下	24単位/日
ハ	利用定員が41人以上60人以下	13単位/日
ニ	利用定員が61人以上80人以下	9単位/日
ホ	利用定員が81人以上	7単位/日

9. 就労系サービス

(1) 就労系サービスにおける共通的事項（就労移行支援及び就労継続支援）

① 施設外就労に係る加算の要件緩和

- 企業から請け負った作業を当該企業内等で行う支援（以下「施設外就労」という。）については、月の利用日数のうち最低2日は、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うことを要件としているが、就労能力や工賃・賃金の向上及び一般就労への移行をより促進するため、達成度の評価等を施設外就労先で行うことを可能とする。

また、施設外就労の総数について、利用定員の100分の70以下とする要件を廃止する。

《就労準備支援体制加算（Ⅱ）及び施設外就労加算の見直し》

[現 行]

1月の利用日数から事業所内における必要な支援等を行うための2日を除く日数を限度として、企業及び官公庁等で作業を行った場合に、施設外就労利用者の人数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

[見直し後]

企業及び官公庁等で作業を行った場合に、施設外就労利用者の人数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

② 在宅利用時の生活支援サービスの評価

- 就労移行支援又は就労継続支援において、通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者（以下「在宅利用者」という。）に対して、一定の要件を満たした上で、支援を提供した場合に基本報酬の算定が可能となっているが、同一時間帯において生活支援に関する訪問系サービスを利用できないため、在宅利用が促進されない可能性があることから、在宅利用を促進するための加算を創設する。

《在宅時生活支援サービス加算【新設】》 300単位／日

在宅利用者が就労移行支援又は就労継続支援を受けている同一時間帯に生活支援に関する支援が必要であり、生活支援に関する支援を当該サービス提供事業所の負担において提供した場合に、1日につき所定単位数を加算する。

③ 離島等における在宅利用時の要件の緩和

- ・ 在宅利用者については、月に1日は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うことを要件として基本報酬が算定されるが、離島等においては、利用者が事業所に通所することが困難であるため、要件を緩和する。

《離島等における在宅利用時の要件の緩和》

[現 行]

在宅利用者に対しては、以下を満たす場合に、基本報酬の算定を可能とする。

- ・ 事業所職員による訪問又は利用者による通所により評価等を1週間につき1回は行うこと。
- ・ 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は事業所に通所し、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。

[見直し後]

離島等に居住している在宅利用者に対しては、以下を満たす場合に、基本報酬の算定を可能とする。

- ・ 事業所職員による訪問、利用者による通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により評価等を1週間につき1回は行うこと。
- ・ 原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は利用者による通所により、訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。

④ 利益供与等の禁止の強化

- ・ 就労系サービスについては、利用者確保のため、「利用者が友人を紹介すると、紹介した者と紹介された者に金品を授与している事業所」、「企業に就職すると利用者に祝い金を出す事業所」、「就労継続支援A型事業所に雇用され6月以上働く場合に祝い金を出す事業所」、「就職斡旋した事業所に対し金品の授与を行っている事業所」があると指摘されている。

障害福祉サービスは、障害者が自立した生活を営めるよう、その大部分が公費負担によって行われているものであるため、どの事業者を選ぶか

は、あくまでも各事業者のサービス内容や質に基づき、障害者が自発的に判断すべきである。こうした意思決定を歪めるような誘因手法は望ましくないことから、金品授受による利用者誘因行為や就労斡旋行為を禁止することを指定基準の解釈通知に規定する。

(2) 就労移行支援

① 一般就労移行後の定着実績に応じた基本報酬の評価

- ・ 利用者の意向及び適性に応じた一般就労への移行を推進するため、一般就労への移行実績だけでなく、就職後6か月以上定着したことをもって実績として評価し、就職後6か月以上定着した者の割合に応じた基本報酬を設定する。

また、定着実績に応じた基本報酬を設定することから、一般就労への移行実績が過去2年間ない場合並びに就労定着者数が過去3年間及び過去4年間ない場合の減算については廃止する。

- ・ なお、事業所開設後2年間を経過していない事業所については、現行と同様の基本報酬（別紙1の就労移行支援サービス費のそれぞれ(三)の単位数）を算定する。
- ・ また、就労定着支援体制加算については、就労定着支援が新たに創設されることに伴い廃止する。ただし、平成30年4月から就労定着支援を利用する障害者は、既に通常の事業所に雇用されていることから、新サービスである就労定着支援の説明等や新たな支給決定事務も生じるため、平成30年9月30日までは、就労定着支援サービス費の算定に代えて、就労定着支援体制加算を算定することも可能とする。
- ・ この場合の単位数は、就労移行支援の基本報酬について就職後6か月以上の就労定着者の割合に応じた設定とすること及び速やかな就労定着支援サービスへの移行を促進する観点から、現行の単位数の2分の1にする。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

② 作業療法士を配置した場合の評価

- ・ 作業療法士を配置している就労移行支援事業所においては、作業療法士を配置していない事業所と比べて、一般就労への移行実績や職場定着の実績が高いことから、新たに福祉専門職員配置等加算における有資格者として評価する。

《福祉専門職員配置等加算の要件の見直し》

[現 行]

- イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 15単位/日
 - ※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の35以上ある場合に加算する。
- ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 10単位/日
 - ※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上ある場合に加算する。

[見直し後]

- イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 15単位/日
 - ※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上ある場合に加算する。
- ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 10単位/日
 - ※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上ある場合に加算する。

[注] 公認心理師の資格を有する場合の更なる評価については、4（2）福祉専門職員配置等加算の要件の見直しを参照。

③ 通勤訓練を実施した場合の評価

- 就労移行支援は通勤も含めた訓練を行うが、外部から専門職を招いて、通勤訓練のノウハウのない視覚障害者に対し、白杖による歩行訓練を実施することを評価する加算を創設する。

《通勤訓練加算【新設】》 800単位/日

外部から専門職員を招いて、利用者に対し白杖による通勤訓練を実施した場合に加算する。

④ 就労支援関係研修修了加算の評価の見直し

- 就労支援関係研修修了加算については、半数程度の就労移行支援事業所で算定されている実績があること及び有資格者の配置に係る福祉専門職員配置等加算とのバランスを踏まえて、単位数を見直す。

《就労支援関係研修修了加算の見直し》

[現 行]

研修修了者を就労支援員として配置している場合 11単位/日

[見直し後]

研修修了者を就労支援員として配置している場合 6単位/日

⑤ サービス利用に係る年齢制限の緩和

- ・ 就労移行支援は就労を希望する65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものに対してサービスを提供するものであるが、利用開始時65歳未満の障害者は、引き続き利用することを可能とする。

(3) 就労継続支援A型

① 平均労働時間に応じた基本報酬の評価

- ・ 就労継続支援A型は雇用契約を締結し、最低賃金を支払う障害福祉サービスであることから、労働時間の増加は利用者の賃金増加に繋がることや、労働時間が長いほど、利用者に対する事業所としての支援コストが掛かることから、利用者の1日当たりの平均労働時間に応じた基本報酬とする。

また、平均労働時間に応じた基本報酬を設定することから、短時間利用減算については、廃止する。

※ 1日当たりの平均労働時間を算出するに当たり、サービス利用開始時には予見できない事由により、労働時間が短時間になってしまった場合について、平均労働時間の算出から除外する。

- ・ なお、実績が出せない事業所の安易な事業参入を防止するため、開設後1年間を経過していない事業所については、現行より低い基本報酬（別紙1の就労継続支援A型サービス費のそれぞれ(五)の単位数）を算定する。

※ 基本報酬の区分は前年度の実績により決定するが、新規事業所については開設後6か月間の実績をもって基本報酬区分の変更を認める。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

② 賃金向上のための取組の評価

- ・ 賃金向上のためには、生産活動収入の向上に資する販路の拡大、付加価値のある商品の開発等に加え、利用者の労働時間を増加させつつ相応の生産活動を行うことが求められる。このため、賃金向上計画等を作成

するとともに、利用者のキャリアアップの仕組みを導入した上で、賃金向上のための指導員を常勤換算方法で1以上配置している事業所を評価する加算を創設する。

《賃金向上達成指導員配置加算【新設】》

イ	利用定員が ²⁰ 20人以下	70単位/日
ロ	利用定員が ²¹ 21人以上40人以下	43単位/日
ハ	利用定員が ⁴¹ 41人以上60人以下	26単位/日
ニ	利用定員が ⁶¹ 61人以上80人以下	19単位/日
ホ	利用定員が ⁸¹ 81人以上	15単位/日

※ 生産活動収入を増やすための販路拡大、商品開発、労働時間の増加等の賃金向上を図るための賃金向上計画（又は経営改善計画）を作成するとともに、利用者のキャリアアップの仕組みを導入し、当該計画の達成に向けて取り組む賃金向上達成指導員を常勤換算方法で1以上配置した場合、定員規模に応じてそれぞれの所定単位数を加算する。

③ 就労移行支援体制加算の評価の見直し

- ・ 就労継続支援A型の利用を継続することによって、利用者の知識や能力が向上し、一般就労へ移行する者もいることから、より一般就労への移行と定着を推進するため、就労移行支援体制加算の評価を見直す。

《就労移行支援体制加算の見直し》

[現 行] 26単位/日

※ 就労継続支援A型を受けた後就労し、6月以上就労継続している者が、利用定員の5%を超えている場合に加算する。

[見直し後]

(1) 就労継続支援A型サービス費（Ⅰ）を算定している事業所の場合

イ	利用定員が ²⁰ 20人以下	42単位/日
ロ	利用定員が ²¹ 21人以上40人以下	18単位/日
ハ	利用定員が ⁴¹ 41人以上60人以下	10単位/日
ニ	利用定員が ⁶¹ 61人以上80人以下	7単位/日
ホ	利用定員が ⁸¹ 81人以上	6単位/日

(2) 就労継続支援A型サービス費（Ⅱ）を算定している事業所の場合

イ	利用定員が ²⁰ 20人以下	39単位/日
ロ	利用定員が ²¹ 21人以上40人以下	17単位/日
ハ	利用定員が ⁴¹ 41人以上60人以下	9単位/日
ニ	利用定員が ⁶¹ 61人以上80人以下	7単位/日
ホ	利用定員が ⁸¹ 81人以上	5単位/日

※ 就労継続支援A型を受けた後就労し、6月以上就労継続している者がいる場合、定員規模に応じた所定単位数に6月以上就労継続している者の数を乗じて得た単位数を加算する（前年度実績に応じて1年間加算する。）。

④ サービス利用に係る年齢制限の緩和

- 就労継続支援A型は、通常の事業所に雇用されることが困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能である65歳未満の障害者に対してサービスを提供するものであるが、利用開始時65歳未満の障害者は、引き続き利用することを可能とする。

(4) 就労継続支援B型

① 平均工賃額に応じた基本報酬の評価

- 就労継続支援B型は、障害者が地域で自立した生活を送ることができるように、利用者に支払う工賃の水準が向上するために必要な支援を行うことが重要であることから、事業所が障害者に支払う平均工賃月額に応じた基本報酬とする。

また、平均工賃額に応じた基本報酬を設定することから、目標工賃達成加算については、廃止する。

※ 1月当たりの平均工賃額を算出するに当たり、障害基礎年金1級受給者が利用者数の半数以上いる場合については、平均工賃月額に2千円を加えた額を報酬評価上の事業所の平均工賃月額とする。

- なお、実績が出せない事業所の安易な事業参入を防止するため、開設後1年間を経過していない事業所については、現行より低い基本報酬（別紙1の就労継続支援B型サービス費のそれぞれ(六)の単位数）を算定する。

※ 基本報酬の区分は前年度の実績により決定するが、新規事業所については開設後6か月間の実績をもって基本報酬区分の変更を認める。

→ 「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

② 就労移行支援体制加算の評価の見直し

- 就労継続支援B型の利用を継続することによって、利用者の知識や能力が向上し、一般就労へ移行する者もいることから、より一般就労への移行と定着を推進するため、就労移行支援体制加算の評価を見直す。

《就労移行支援体制加算の見直し》

[現 行] 13単位/日

※ 就労継続支援B型を受けた後就労し、6月以上就労継続している者が、利用定員の5%を超えている場合に加算する。

[見直し後]

(1) 就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）を算定している事業所の場合

イ 利用定員が20人以下	42単位/日
ロ 利用定員が21人以上40人以下	18単位/日
ハ 利用定員が41人以上60人以下	10単位/日
ニ 利用定員が61人以上80人以下	7単位/日
ホ 利用定員が81人以上	6単位/日

(2) 就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）を算定している事業所の場合

イ 利用定員が20人以下	39単位/日
ロ 利用定員が21人以上40人以下	17単位/日
ハ 利用定員が41人以上60人以下	9単位/日
ニ 利用定員が61人以上80人以下	7単位/日
ホ 利用定員が81人以上	5単位/日

※ 就労継続支援B型を受けた後就労し、6月以上就労継続している者がいる場合、定員規模に応じた所定単位数に6月以上就労継続している者の数を乗じて得た単位数を加算する。

10. 相談系サービス

(1) 計画相談支援、障害児相談支援

① モニタリング実施標準期間の見直し（計画相談支援）

- ・ サービス等利用計画等の定期的な検証（モニタリング）の標準期間について、支援の必要性の観点から標準期間の一部を見直し、モニタリングの頻度を高める。
- ・ なお、モニタリング時以外にも、相談支援専門員が必要に応じた支援を随時実施できるよう、サービス提供事業者は毎月のサービス利用状況を指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者（以下「指定特定相談支援事業者等」という。）に報告する。
- ・ また、指定特定相談支援事業者等の質の向上、公正・中立性を高めるため、以下の取組を行う。
 - イ 指定特定相談支援事業者等は、継続サービス利用支援等によるモニタリング結果について市町村に対して報告する。
 - ロ 市町村は、報告を受けたモニタリング結果を抽出し、事例検討等によりモニタリング内容について検証等を行う。
 - ※ 検証等については基幹相談支援センター等に委託可。

《モニタリング実施標準期間の見直し》

[現 行]

以下の各号に掲げる者の区分等に応じ当該各号に掲げる期間を勘案して、市町村が必要と認める期間とする。

- (1) 新規又は変更によりサービスの種類、内容、量に著しく変更があった者
→ 利用開始から3月を経過するまで1月間
- (2) 在宅の障害福祉サービス利用者（障害児通所支援を含む。）又は地域定着支援利用者（（1）を除く。）
 - ① 以下の者 → 1月間
 - イ 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
 - ロ 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者
 - ハ 常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの若しくは知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者（重度障害者等包括支援の支給決定を受けていない者に限る。）
 - ② ①以外の者 → 6月間
- (3) 障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援（（1）及び（4）を除く。） → 1年間
- (4) 地域移行支援、地域定着支援（（1）及び（2）を除く。） → 6月間

[見直し後]

以下の各号に掲げる者の区分等に応じ当該各号に掲げる期間を勘案して、市町村が必要と認める期間とする。

- (1) 新規又は変更によりサービスの種類、内容、量に著しく変更があった者
→ 利用開始から3月を経過するまで1月間
- (2) 在宅の障害福祉サービス利用者（障害児通所支援を含む。）又は地域定着支援利用者（（1）を除く。）
 - ① 以下の者 → 1月間
 - イ 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
 - ロ 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者
 - ハ 常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの若しくは知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者（重度障害者等包括支援の支給決定を受けていない者に限る。）

② 以下の者 →3月間

イ 居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助を利用する者

ロ 65歳以上の者で介護保険におけるケアマネジメントを受けていない者

③ ①、②以外の者 →6月間

(3) 障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援((1)及び(4)を除く。) →6月間

(4) 地域移行支援、地域定着支援((1)及び(2)を除く。) →6月間

※ (3)の利用者(以下「施設入所者等という。’)及び(2)の②のイのうち就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助を利用する者(以下「新サービス利用者」という。)は平成30年度から、その他の(2)の②は平成31年度から見直す。ただし、すでに計画作成済の者については、各見直し時期以降に計画再作成(又は変更)を行うまでは、なお従前の例による。

※ さらに、上記区分は市町村がモニタリング期間を設定するための標準であり、例えば次のような利用者については、標準よりも短い期間で設定すべき旨を通知等で明記する。

【計画相談支援】

- ・生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
- ・利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者

【障害児相談支援】

- ・学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化するおそれのある者
- ・就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者

② 相談支援専門員1人あたりの標準担当件数の設定(計画相談支援・障害児相談支援)

- ・計画相談支援・障害児相談支援の質のサービスの標準化を図る観点から、1人の相談支援専門員が1月に実施するサービス利用支援等の標準担当件数を設定し、標準担当件数を一定程度超過する場合の基本報酬の逓減制を導入する。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」(別紙1)参照

③ 基本報酬の見直し（計画相談支援）

- ・ 業務負担に応じた加算を設けること等に伴い、計画相談支援の基本報酬については一定程度引き下げる（新単価については、施設入所者等及び新サービス利用者のみ平成30年度から、それ以外のサービス利用者については平成31年度から適用する。）。
- ・ なお、障害児相談支援については、既に初回時と更新時で報酬水準が異なっていること、モニタリング標準期間の見直しを行わないことから、基本報酬は据え置く（上記②については障害児も対象）。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

④ 特定事業所加算の評価の見直し（計画相談支援、障害児相談支援）

- ・ 特定事業所加算について、より充実した支援体制及び主任相談支援専門員の配置を要件とした区分を創設するとともに、加算取得率が低調であることを踏まえ、事業者が段階的な体制整備を図れるよう、現行の要件を緩和した区分を一定期間に限り設ける。

《特定事業所加算の見直し》

[現 行]

特定事業所加算
(算定要件)

300単位/月

- イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。
- ロ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること。
- ハ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。
- ニ 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。
- ホ 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、計画相談支援等を提供していること。
- ヘ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。

[見直し後]

(1) 特定事業所加算 (I)

500単位/月

(算定要件)

- イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が主任相談支援専門員であること。
- ロ 現行の特定事業所加算の(ロ)、(ハ)、(ホ)、(ヘ)の要件を満たすこと。

すこと。

- ハ 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し主任相談支援専門員の同行による研修を実施していること。
- ニ 指定特定相談支援事業所において指定サービス利用支援又は継続サービス利用支援を提供する件数（指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、一体的に運営されている場合は、指定障害児相談支援の利用者を含む。）が1月間において相談支援専門員1人あたり40件未満であること。

(2) 特定事業所加算 (II)

400単位/月

※ 特定事業所加算 (I) の80/100

(算定要件)

- イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。
- ロ 現行の特定事業所加算の(ロ)～(へ)の要件を満たすこと。
- ハ 特定事業所加算 (I) の(二)の要件を満たすこと。

(3) 特定事業所加算 (III)

300単位/月

(算定要件)

現行の特定事業所加算の要件を満たし、かつ、特定事業所加算 (I) の(二)の要件を満たすこと。

※ すでに現行の特定事業所加算を取得している事業所の場合、(二)の要件を満たさなくても算定を認める（平成31年3月までの経過措置）。

(4) 特定事業所加算 (IV)

150単位/月

※ 特定事業所加算 (III) の50/100

(算定要件)

- イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。
- ロ 現行の特定事業所加算の(ロ)及び(二)～(へ)を満たすこと。
- ハ 特定事業所加算 (I) の(二)の要件を満たすこと。

※ 特定事業所加算 (II) 及び (IV) については、平成33 (2021) 年3月までとする。

- ⑤ 質の高い支援の実施や専門性の高い相談支援体制等を評価する加算の創設（計画相談支援、障害児相談支援）
- ・ 必要に応じた質の高い支援を実施した場合に、実施した支援の専門性と業務負担を適切に評価するとともに、専門性の高い支援を実施できる体制を整えている場合に、その体制整備を適切に評価するための加算を創設する。

《《初回加算【新設】》》

300単位／月

- ・ 障害福祉サービス等の利用を希望する利用者の心身の状況及び置かれている環境について、利用者等との面接や関係者への聞き取りによる詳細なアセスメントを行うために要する業務量を適切に評価する。

※ 計画相談支援のみ新設。障害児相談支援においては既設。ただし、基本報酬について旧単価を算定する場合は算定不可。

《《入院時情報連携加算【新設】》》

- (1) 入院時情報連携加算 (I) ※ 医療機関を訪問しての情報提供

200単位／月

- (2) 入院時情報連携加算 (II) ※ 医療機関への訪問以外の方法での情報提供

100単位／月

- ・ 入院時における医療機関との連携を促進する観点から、指定特定相談支援事業者等が入院時に医療機関が求める利用者の情報を、利用者等の同意を得た上で提供した場合に加算する。

※ 利用者1人につき、1月に1回を限度として加算。ただし、入院時情報連携加算 (I)、(II) の同時算定不可。

《《退院・退所加算【新設】》》

200単位／回

- ・ 退院・退所後の円滑な地域生活への移行に向けた医療機関等との連携を促進する観点から、退院・退所時に相談支援専門員が医療機関等の多職種から情報収集することや、医療機関等における退院・退所時のカンファレンスに参加して情報収集を行った上でサービス等利用計画等を作成した場合に加算する。

※ 利用者1人につき、入院・入所中に3回を限度として加算。ただし、初回加算を算定する場合は算定不可。

《《居宅介護支援事業所等連携加算【新設】》》

100単位／月

- ・ 障害福祉サービス等の利用者が介護保険サービスの利用へ移行する場合に、指定特定相談支援事業所が利用者の心身の状況、置かれている環境やアセスメント等の情報及びサービス等利用計画の内容等について、利用者等の同意を得た上で指定居宅介護支援事業所又は指定介護予防支援事業所に提供し、居宅サービス計画等の作成に協力した場合に加算する。

※ 利用者1人につき、1月に1回を限度として加算。当該加算を算定した上で居宅介護支援等を利用した後6ヶ月は算定不可。計画相談支援のみ新設。

《《医療・保育・教育機関等連携加算【新設】》》

100単位／月

- ・ サービス利用支援等の実施時において、障害福祉サービス等以外の医療機関、保育機関、教育機関等の職員と面談等を行い、必要な情報提供

を受け協議等を行った上で、サービス等利用計画等を作成した場合に加算する。

※ 利用者1人につき、1月に1回を限度として加算。ただし、初回加算を算定した場合又は退院・退所加算を算定し、かつ、当該退院医療機関等のみから情報提供を受けている場合は算定不可。

《サービス担当者会議実施加算【新設】》 100単位/月

- ・ 継続サービス利用支援等の実施時において、利用者の居宅等を訪問し利用者に面接することに加えて、サービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して、利用者等の心身の状況等やサービスの提供状況について確認するとともに、計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に加算する。

※ 利用者1人につき、1月に1回を限度として加算。

《サービス提供時モニタリング加算【新設】》 100単位/月

- ・ 継続サービス利用支援等の実施時又はそれ以外の機会において、サービス等利用計画等に位置付けた福祉サービス事業所等を訪問し、サービス提供場面を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に加算する。

※ 利用者1人につき、1月に1回を限度、かつ、相談支援専門員1人当たり1月に39人を限度として加算。

《行動障害支援体制加算【新設】》 35単位/月

- ・ 行動障害のある知的障害者や精神障害者に対して適切な計画相談支援等を実施するために、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

《要医療児者支援体制加算【新設】》 35単位/月

- ・ 重症心身障害など医療的なケアを要する児童や障害者に対して適切な計画相談支援等を実施するために、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

《精神障害者支援体制加算【新設】》 35単位/月

- ・ 精神科病院等に入院する者及び地域において単身生活等をする精神障害者に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援等を実施するために、地域生活支援事業による精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修又は精神障害者の地域移行関係職員に対する研修を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

⑥ その他（計画相談支援、障害児相談支援）

- ・ セルフプランについて、各市町村において以下の取組を行うよう促す。
 - ア セルフプランを作成している者への意向調査を行うことにより、相談支援専門員によるケアマネジメントの希望の有無等を把握
 - イ 計画相談支援を提供する体制が十分でないためセルフプランを作成している者が多い市町村については、体制整備のための計画を作成
 - ウ セルフプランにより支給決定されている事例について、基幹相談支援センター等による事例検討において一定数を検証

(2) 地域移行支援

① 地域移行実績や専門職の配置等の評価

- ・ 障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行を促進するため、地域移行実績や専門職の配置、施設や精神科病院等との緊密な連携を評価することとし、新たな基本報酬を設定する。

《地域移行支援サービス費の見直し》

[現 行]

地域移行支援サービス費 2,323単位/月

[見直し後]

イ 地域移行支援サービス費（Ⅰ） 3,044単位/月

ロ 地域移行支援サービス費（Ⅱ） 2,336単位/月

※ 地域移行支援サービス費（Ⅰ）を算定する事業所の要件

(1) 当該事業所において、前年度に地域移行の実績を有すること。

(2) 次の要件のうちいずれかを満たすこと。

① 従業者のうち1人以上は、社会福祉士又は精神保健福祉士であること。

② 従事者である相談支援専門員のうち1人以上は、精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修（注）の修了者であること。

[注] 都道府県地域生活支援事業（精神障害関係従事者養成研修事業）の一つ

(3) 1以上の障害者支援施設又は精神科病院等（地域移行支援の対象施設）と緊密な連携が確保されていること。

「緊密な連携」の具体例（いずれも月1回以上が目安）

- ・ 障害者支援施設の入所者や精神科病院の入院患者の処遇に関する会議等への定期的な参加
- ・ 障害者支援施設や精神科病院等からの依頼に基づく、入所者・入院患者への障害福祉サービスの説明や事業所の紹介

- ② 障害福祉サービスの体験利用加算及び体験宿泊加算の見直し
- ・ 地域移行を希望する障害者が障害福祉サービスを体験する機会を確保する観点から、体験を行う初期の業務量を評価するため、障害福祉サービスの体験利用加算を拡充する。
 - ・ 地域生活支援拠点等における体験の機会・場の機能を強化する観点から、地域移行支援事業所が拠点等としての機能を担う場合について、障害福祉サービスの体験利用加算及び体験宿泊加算を拡充する（再掲）。

《障害福祉サービスの体験利用加算の見直し》

[現 行]

体験利用加算 300単位／日

[見直し後]

イ 体験利用加算（Ⅰ） 500単位／日（初日から5日目まで）

ロ 体験利用加算（Ⅱ） 250単位／日（6日目から15日目まで）

《障害福祉サービスの体験利用加算及び体験宿泊加算の見直し【再掲】》

地域移行支援事業所が地域生活支援拠点等としての機能を担う場合
+50単位

(3) 地域定着支援

○ 深夜における電話による支援の評価

- ・ 深夜（午後10時から午前6時までの時間）における電話による相談援助を評価することとし、新たな緊急時支援費を設定する。

《緊急時支援費の見直し》

[現 行]

緊急時支援費 705単位／日

[見直し後]

(1) 緊急時支援費（Ⅰ） 709単位／日

(2) 緊急時支援費（Ⅱ） 94単位／日

11. 障害児通所支援

(1) 障害児通所支援における共通事項

① 医療的ケア児への支援の充実（児童発達支援及び放課後等デイサービス）

- ・ 一定の基準を満たす医療的ケア児を受け入れるための体制を確保し、医療的ケア児やその家族の状況及びニーズに応じて、地域において必要な支援を受けることができるよう、看護職員の加配を評価する加算を創設する。
- ・ また、送迎においても喀痰吸引等の医療的ケアが必要な場合があることを踏まえ、手厚い人員配置体制で送迎を行う場合を評価する。

- ・ さらに、医療機関との連携等により、外部の看護職員が事業所を訪問して障害児に対して看護を行った場合等を評価する医療連携体制加算について、長時間支援を評価する区分を創設する。

《看護職員加配加算【新設】》

→「看護職員加配加算の創設について」（別紙2）参照

《送迎加算の拡充》

[現 行]

- | | | |
|---|-------------------|----------|
| イ | 障害児（重症心身障害児以外）の場合 | 片道54単位／回 |
| ロ | 重症心身障害児の場合 | 片道37単位／回 |

[見直し後]

- | | | |
|---|-------------------|-----------------------|
| イ | 障害児（重症心身障害児以外）の場合 | 片道54単位／回
+37単位／回※1 |
| ロ | 重症心身障害児の場合 | 片道37単位／回 |

※1 看護職員加配加算を算定する事業所であって、喀痰吸引等の医療的ケアを行うため運転手に加え、職員を1以上配置して送迎を行った場合に更に加算する。

※2 同一敷地内の送迎については、加算単位数の70%を算定する。

《医療連携体制加算の拡充》

[現 行]

- | | | |
|---|-------------|----------------------|
| イ | 医療連携体制加算（Ⅰ） | 500単位／日（障害児1人） |
| ロ | 医療連携体制加算（Ⅱ） | 250単位／日（障害児2人以上8人以下） |
| ハ | 医療連携体制加算（Ⅲ） | 500単位／日 |
| ニ | 医療連携体制加算（Ⅳ） | 100単位／日 |

[見直し後]

- | | | |
|---|-------------|-----------------------------|
| イ | 医療連携体制加算（Ⅰ） | 500単位／日 |
| ロ | 医療連携体制加算（Ⅱ） | 250単位／日 |
| ハ | 医療連携体制加算（Ⅲ） | 500単位／日 |
| ニ | 医療連携体制加算（Ⅳ） | 100単位／日 |
| ホ | 医療連携体制加算（Ⅴ） | <u>1,000単位／日（障害児1人）</u> |
| ヘ | 医療連携体制加算（Ⅵ） | <u>500単位／日（障害児2人以上8人以下）</u> |

※ 既存の（Ⅰ）又は（Ⅱ）については、4時間未満の支援の場合適用し、4時間を超えて支援を行う場合は、（Ⅴ）又は（Ⅵ）を適用する。ただし、看護職員加配加算を算定している場合は、医療連携体制加算は算定不可とする。

② 指導員加配加算の見直し（児童発達支援及び放課後等デイサービス）

- 児童発達支援及び放課後等デイサービスの経営の実態等を踏まえ、指導員加配加算の単位数を見直すとともに、一定の基準を満たす事業所が指導員加配加算により評価した職員に加えて、1人以上配置した場合に更に評価する。
- また、児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所においても、障害児へのきめ細やかな支援や保護者等に対する支援方法の指導を行う等の支援の強化を図るため、人員配置基準以上に手厚い配置をしている場合に評価する。
- なお、人員配置基準上「指導員」という名称が廃止されるため、加算の名称を「児童指導員等加配加算」に改める。

≪指導員加配加算の見直し≫

→「指導員加配加算の見直し等について」（別紙3）参照

[現 行]

イ 児童指導員等を配置する場合

(1) 定員10人以下	195単位/日
(2) 定員11人以上20人以下	130単位/日
(3) 定員21人以上	78単位/日

ロ 指導員を配置する場合

(1) 定員10人以下	183単位/日
(2) 定員11人以上20人以下	122単位/日
(3) 定員21人以上	73単位/日

[見直し後]

イ 専門職員（理学療法士等）を配置する場合

(1) 定員10人以下	209単位/日
(2) 定員11人以上20人以下	139単位/日
(3) 定員21人以上	84単位/日

ロ 児童指導員等を配置する場合

(1) 定員10人以下	155単位/日
(2) 定員11人以上20人以下	103単位/日
(3) 定員21人以上	62単位/日

ハ その他の従業者を配置する場合

(1) 定員10人以下	91単位/日
(2) 定員11人以上20人以下	61単位/日
(3) 定員21人以上	36単位/日

③ 理学療法士等による機能訓練等の充実（児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス）

- ・ 児童発達支援（児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。）及び放課後等デイサービス（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。）における障害児へのきめ細やかな支援を強化するため、特別支援加算の加算の対象となる職種について、看護職員及び視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者を追加した上で、単位数を引き上げる。

《特別支援加算の見直し》

[現 行]

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置して機能訓練又は心理指導を行った場合 25単位/日

[見直し後]

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、看護職員又は視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者を配置して機能訓練又は心理指導を行った場合 54単位/日

④ 強度行動障害児支援の強化（児童発達支援及び放課後等デイサービス）

- ・ 強度行動障害を有する障害児への適切な支援を推進するため、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する障害児に対して支援を行うことを評価する加算を創設する。

《強度行動障害児支援加算【新設】》

155単位/日

⑤ 家族等に対する相談援助の充実（児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス）

- ・ 障害児を育てる家族等への支援を強化するため、事業所内相談支援加算の要件を緩和する。

《事業所内相談支援加算の見直し》

[現 行]

相談援助が児童発達支援（放課後等デイサービス）を受けている時間と同一時間帯である場合は算定不可とする。

[見直し後]

相談援助が児童発達支援（放課後等デイサービス）を受けている時間と同一時間帯である場合も算定可とする。ただし、この場合に相談援助を行っている従業者は、支援の提供にあたる者からは除かれる。

- ⑥ 保育所等との連携の強化（児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス）
- ・ 障害児が通う保育所や学校等との連携を強化するため、保育所等と連携して個別支援計画の作成等を行った場合の評価を拡充する。

《関係機関連携加算の見直し》

[現 行]

関係機関連携加算（Ⅰ）

※ 障害児が通う保育所や学校等と連携して個別支援計画の作成等を行った場合に、1年につき1回を限度として加算する。

[見直し後]

関係機関連携加算（Ⅰ）

※ 障害児が通う保育所や学校等と連携して個別支援計画の作成等を行った場合に、1月につき1回を限度として加算する。

- ⑦ 保育所や放課後児童クラブ等の一般施策への移行の推進（児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス）
- ・ 障害児が地域において保育・教育等を受けられるよう支援を行うことにより、通所支援事業所を退所して保育所等に通うことになった場合を評価する加算を創設する。

《保育・教育等移行支援加算【新設】》

500単位／回（1回を限度）

- ⑧ 欠席時対応加算の見直し（児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス）
- ・ 重症心身障害児については、体調が不安定であることに着目し、欠席時対応加算の算定回数を拡充する。

《欠席時対応加算の算定回数の拡充》

[現 行]

利用する障害児が急病等により利用を中止した際に、連絡調整や相談援助を行った場合に、月に4回まで加算する。

[見直し後]

利用する障害児が急病等により利用を中止した際に、連絡調整や相談援助を行った場合に、月に4回まで加算する。ただし、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所（児童発達支援センター含む。）及び重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所については、1月の利用者数から定員に当該月の営業日乗じた数を除して得た数が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定する。

- ⑨ 自己評価結果等未公表減算（児童発達支援及び放課後等デイサービス）
- ・ 自己評価結果等の公表が義務付けられている児童発達支援（注）及び放課後等デイサービスについて、未公表の場合は減算する。なお、当該減算については、平成31年4月1日から適用する。

[注] 児童発達支援については、平成30年4月1日から自己評価結果等の公表を義務付け（60頁（2）児童発達支援 ①「人員配置基準等の見直し」参照。）。

《自己評価結果等未公表減算【新設】》

自己評価結果等が未公表の場合、所定単位数の15%を減算する。

(2) 児童発達支援

① 人員配置基準等の見直し

- ・ 児童発達支援（児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。）の質の確保の観点から、人員配置基準の見直しを行うとともに、自己評価結果等の公表を義務付ける。なお、人員配置基準の見直しは、現に指定を受けている事業所については、平成31年3月31日まで経過措置を設ける。
- ・ 人員配置基準の見直しに伴い、児童指導員等配置加算の算定要件を見直す。

《人員配置基準の見直し》

[現 行]

指導員又は保育士

[見直し後]

児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者

※うち半数以上が児童指導員又は保育士であること。

《児童指導員等配置加算の見直し》

[現 行]

人員配置基準に定める指導員に代えて、児童指導員、保育士等の有資格者等を配置した場合に加算する。

[見直し後]

人員配置基準に定める障害福祉サービス経験者に代えて、児童指導員、保育士等の有資格者等を配置した場合に加算する。

② 基本報酬の区分の創設

- ・ 児童発達支援（児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。）の基本報酬について、主に小学校就学前の障害児（未就学児）を支援する場合（小学校就学前の障害児の数が障害児全体の数の70%以上）とそれ以外の場合の区分を創設する。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

（3）医療型児童発達支援

○ 保育機能の充実（医療型児童発達支援）

- ・ 保育機能の充実を図る観点から、保育職員加配加算を拡充する。

≪保育職員加配加算の拡充≫

[現 行] 50単位/日

- ※ 定員21人以上の医療型児童発達支援事業所において、児童指導員又は保育士を加配した場合に加算する。

[見直し後] 50単位/日※1 +22単位※2

- ※1 医療型児童発達支援事業所において、児童指導員又は保育士を加配した場合に加算する。

- ※2 定員21人以上の医療型児童発達支援事業所については、更に1名加配した場合も評価する。

（4）放課後等デイサービス

○ 放課後等デイサービスの適切な評価

- ・ 現在一律の単価設定となっている基本報酬について、利用者の状態像を勘案した指標を設定し、報酬区分を設定する。具体的には、各事業所において、食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とする障害児又は別表（110頁）の指標に該当する障害児が利用者に占める割合に基づき、基本報酬を適用するものとする。
- ・ また、授業終了後に提供する場合に、1日に行われるサービス提供の時間が短い事業所については、人件費等のコストを踏まえた基本報酬を設定する。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

(5) 保育所等訪問支援

○ 保育所等訪問支援の推進

- ・ 保育所等訪問支援における専門性の高い支援を推進するため、訪問支援員特別加算の単位数の引上げ等を行う。
- ・ また、児童発達支援管理責任者が、初回又は初回の属する月に保育所等の訪問先との事前調整やアセスメントへの同行を評価する加算を創設する。
- ・ さらに、障害児を育てる家族等への支援を強化するため、障害児の居宅を訪問して家族等に対して相談援助を行うことを評価する加算を創設する。
- ・ この他、同一日に複数の障害児に支援した場合に適用される減算を見直し、同一場所で提供した場合に限定する。

《訪問支援員特別加算の拡充》

[現 行]

375単位/日

[見直し後]

679単位/日

※ 看護職員を算定対象に追加。

《初回加算【新設】》

200単位/月

- ・ 児童発達支援管理責任者が、初回又は初回の属する月に保育所等の訪問先との事前調整やアセスメントに同行した場合に加算する。

《家庭連携加算【新設】》

イ 所要時間 1時間未満 187単位/回

ロ 所要時間 1時間以上 280単位/回

- ・ 障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合に、月に2回を限度として加算する。

《同一日に複数支援した場合の減算の見直し》

[現 行]

同一日に複数の障害児に指定保育所等訪問支援を提供した場合に所定単位数の100分の93を減算する。

[見直し後]

同一日に同一場所で複数の障害児に指定保育所等訪問支援を提供した場合に所定単位数の100分の93を減算する。

12. 障害児入所支援

(1) 障害児入所支援における共通事項

○ 公認心理師の評価

- ・ より高度で専門的な心理指導が提供されるよう、心理担当職員配置加算について、公認心理師の資格を有する場合に更に評価する。

《心理担当職員配置加算の見直し》

[現 行]

- 福祉型障害児入所施設
 - イ 主に知的障害児に対する場合
定員に応じて5単位/日～102単位/日
 - ロ 主に自閉症児に対する場合
定員に応じて13単位/日～ 26単位/日
 - ハ 主に盲児又はろうあ児に対する場合
定員に応じて10単位/日～102単位/日
 - ニ 主に肢体不自由児に対する場合
定員に応じて13単位/日～ 20単位/日
- 医療型障害児入所施設 26単位/日

[見直し後]

- 福祉型障害児入所施設
 - イ 主に知的障害児に対する場合
定員に応じて5単位/日～102単位/日 +10単位※
 - ロ 主に自閉症児に対する場合
定員に応じて13単位/日～ 26単位/日 +10単位※
 - ハ 主に盲児又はろうあ児に対する場合
定員に応じて10単位/日～102単位/日 +10単位※
 - ニ 主に肢体不自由児に対する場合
定員に応じて13単位/日～ 20単位/日 +10単位※
 - 医療型障害児入所施設 26単位/日 +10単位※
- ※ 公認心理師の資格を有している場合に更に加算する。

(2) 福祉型障害児入所施設

① 医療的ケア児への支援の充実

- 看護師配置加算を見直し、一定の基準を満たす医療的ケア児を受け入れるために看護職員を加配している場合に更に評価する（加算の名称も看護職員配置加算に改める）。

《看護師配置加算の見直し》

→「看護師配置加算の見直しについて」（別紙4）参照

② 手厚い人員配置の評価

- 障害児へのきめ細やかな支援や保護者等に対する支援方法の指導を行う等の支援の強化を図る観点から、人員配置基準以上に手厚い配置をしている施設を評価するための加算を創設する。

《児童指導員等加配加算の創設【新規】》

→「指導員加配加算の見直し等について」（別紙3）参照

③ グループホームや障害者入所施設等への移行支援の推進

- ・ グループホームや障害者入所施設等への移行支援を推進するため、地域移行加算の算定回数を拡充するとともに、福祉型障害児入所施設においては、平成33（2021）年3月31日までの間、他の社会福祉施設に入所する場合であっても算定の対象とする。

《地域移行加算の見直し》

[現 行] 500単位（退所前、退所後各1回）

- ※ 退所する障害児に対し、退所後の居住の場の確保、在宅サービスの利用調整等を行った場合に加算。ただし、当該障害児が退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては算定不可とする。

[見直し後] 500単位（退所前2回、退所後1回）

- ※ 退所する障害児に対し、退所後の居住の場の確保、在宅サービスの利用調整等を行った場合に加算。なお、平成33（2021）年3月31日までの間は、他の社会福祉施設等に入所する場合であっても算定可とする。

(3) 医療型障害児入所施設

① 有期有目的入所の更なる評価

- ・ 肢体不自由児に対する手術、リハビリ等を行う短期間集中訓練によって機能向上が図られていることなどから、有期有目的入所の推進のため、有期有目的入所に係る基本報酬の区分を見直し、更なる評価を行う。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

② 福祉職員の充実

- ・ 被虐待児の増加や養育困難な保護者への育児支援など質の高い支援を行う観点から、保育士又は児童指導員を人員配置基準以上に手厚く配置している施設を評価する加算を創設する。

《保育職員加配加算の創設【新規】》

20単位/日

13. 障害児支援共通

(1) 児童発達支援管理責任者の評価の見直し

- 児童発達支援管理責任者の配置については、基本報酬において評価することとし、児童発達支援管理責任者専任加算は廃止する。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

(2) 人員配置基準の見直し（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び福祉型障害児入所施設）

○ 医療的ケアを行う人材を幅広く確保する等の観点から、人員配置基準を見直す。

《人員配置基準の見直し》

[現 行]

○主として重症心身障害児を通わせる事業所

- ・ 看護師 1 以上
- ・ 機能訓練担当職員 1 以上

○主として自閉症児を入所させる施設

- ・ 看護師 おおむね障害児の数を20で除して得た数以上

○主として肢体不自由児を入所させる施設

- ・ 看護師 1 人以上

[見直し後]

○主として重症心身障害児を通わせる事業所

- ・ 看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師） 1 以上
- ・ 機能訓練担当職員 1 以上

※ ただし、機能訓練を行わない時間帯については配置しないことができる。

※ 機能訓練担当職員については、児童発達支援センター及び医療型児童発達支援を除く。

○主として自閉症児を入所させる施設

- ・ 看護職員 おおむね障害児の数を20で除して得た数以上

○主として肢体不自由児を入所させる施設

- ・ 看護職員 1 人以上

14. その他

(1) 国庫負担基準の見直し

① 重度障害者の割合等による自治体間の不均衡を考慮した国庫負担基準の見直し

- ・ 平成27年度障害福祉サービス等報酬改定において、訪問系サービス全体の利用者数に占める重度訪問介護及び重度障害者等包括支援の利用者数の割合（以下「重度率」という。）が5%以上の市町村に対し、市町村全体の国庫負担基準総額の5%嵩上げを行った。

- しかし、支給決定者数が少ない小規模な市町村において、重度障害者の割合が大きくなると、特に超過負担が生じるという状況等が見られることから、重度障害者の利用状況や、支給決定者数の状況を勘案し、市町村全体の国庫負担基準総額の嵩上げについて、小規模な市町村に特に手厚くなるよう見直す。
- また、管内に訪問系サービスにおける特別地域加算の算定対象となる地域がある市町村の場合、当該地域に居住する者への給付が、当該地域以外に居住する者と比べて15%多く給付されることから、当該地域に居住する者の国庫負担基準を、当該地域以外に居住する者の国庫負担基準に15%乗じたものとする。

② 介護保険対象者の国庫負担基準の見直し

- 介護保険対象者の重度訪問介護及び重度障害者等包括支援の国庫負担基準は、制度創設当初は、重度訪問介護等の国庫負担基準から居宅介護の国庫負担基準を除いた単位としていたが、現状はそれより低い水準となっているため、制度創設時の考え方に沿ったものに改める。
- また、行動援護は介護保険に相当するサービスではないことから、介護保険対象者の国庫負担基準を廃止する。

③ 従前額保障の取扱いの廃止

- 市町村全体の国庫負担基準総額が、平成17年度の国庫補助の額を下回るときに、当該国庫補助額を市町村全体の国庫負担基準総額とする取扱いについて、制度施行後10年以上が経過したこと等を踏まえ廃止する(廃止により超過負担が増加又は新たに生じる市町村に対しては、補助金により、経過措置として財政支援を行う。)

《市町村全体の国庫負担基準総額の嵩上げの見直し》

[現 行]

重度率が5%以上の市町村に対し、市町村全体の国庫負担基準総額の5%嵩上げ

[見直し後]

市町村における訪問系サービス全体の利用者数及び重度率等に応じて、市町村全体の国庫負担基準総額の嵩上げ率を以下の表のとおりとする。

		重度率			
		20%以上	15%以上	10%以上	5%以上
各月の支給決定者数の年間合計人数	600人未満	100%	50%	30%	25%
	600人以上 1,800人未満	50%	30%	25%	20%
	1,800人以上 3,000人未満	30%	25%	20%	15%
	3,000人以上 4,200人未満	25%	20%	15%	10%
	4,200人以上	5%	5%	5%	5%

※ 地方交付税不交付団体の嵩上げ率は5%を上限とする。

《特別地域加算対象地域に居住する者の国庫負担基準の創設【新設】》

(例) 重度障害者等包括支援利用者の国庫負担基準

- ① 特別地域加算対象地域以外に居住する者 84,320単位
- ② 特別地域加算対象地域に居住する者 96,968単位 (+15%)

《介護保険対象者の国庫負担基準の見直し》

(例) 重度障害者等包括支援利用者の国庫負担基準

[現 行]

- ① 重度障害者等包括支援利用者の国庫負担基準 84,320単位
- ② ①の介護保険対象者の国庫負担基準 33,830単位
- ③ 居宅介護利用者（障害支援区分6）の国庫負担基準 26,970単位

[見直し後]

- ① 重度障害者等包括支援利用者の国庫負担基準 84,320単位
- ② ①の介護保険対象者の国庫負担基準 57,350単位
- ③ 居宅介護利用者（障害支援区分6）の国庫負担基準 26,970単位

《従前額保障の取扱いの廃止》

[現 行]

以下の①及び②を比較して大きい方の額を市町村全体の国庫負担基準総額とする。

- ① 利用者が利用するサービス及び障害支援区分ごとに応じて設定した国庫負担基準について、市町村の利用者全員分を合計した額。
- ② 平成17年度における補助額。

[見直し後]

利用者が利用するサービス及び障害支援区分ごとに応じて設定した国庫負担基準について、市町村の利用者全員分を合計した額を市町村の国庫負担基準総額とする。

第3 終わりに

- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定においては、客観性・透明性の向上を図るため、前回改定に引き続き、厚生労働省内に検討チームを設置し、有識者の参画を得て公開の場で検討を行った。
- その際、検討の中で出た意見等を踏まえ、以下の事項について、次期報酬改定に向けて引き続き検討、検証を行う。

① サービスの質を踏まえた報酬単位の設定

- ・ 障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）が施行から11年が経過し、障害福祉サービス等の利用者や、サービス提供事業所数が大幅に増加する中、検討チームでは、「現行の報酬については、サービス提供者側の体制という形式的な要件で決まっている中で、それが本当にいい支援かどうかは別物である。そうした中で、非常に難しいことであるが、科学的なエビデンスに基づいた支援の質を考えなければならない」との意見があった。

次期報酬改定においては、サービスの質に関する調査研究を行うなど、サービスの質を報酬体系に反映させる手法等を検討する。

② 客観性・透明性の高い諸情報に基づく報酬改定

- ・ 事業者の経営状況、提供しているサービスの質や量、利用者のサービス利用実態や収入・支出の状況、サービス利用者が近年急増している原因といった報酬改定の基礎となる諸情報について、客観性・透明性の高い手法により把握するための所要の措置を講じた上で、きめ細かい報酬改定を適切に行うための検討を行う。

③ 食事提供体制加算について

- ・ 食事提供体制加算については、食事の提供に関する実態等の調査・研究を十分に行った上で、引き続き、そのあり方を検討する。

④ 就労継続支援A型と放課後等デイサービスにおける送迎加算

- ・ 就労継続支援A型と放課後等デイサービスについては、送迎対象者の実態を把握した上で、送迎加算のあり方を検討する。

⑤ 身体拘束等の適正化について

- ・ 今般、身体拘束等の記録を行っていない場合の減算を設けることとするが、「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、職員等に対する研修の定期的な実施」についても努めるものとし、その上で、更なる見直しについて検討する。

⑥ 居宅介護について

- ・ 居宅介護の利用実態等を把握しつつ、身体介護と家事援助の報酬や人員基準について検討する。

- ⑦ 重度障害者等包括支援の対象者の要件について
 - 重度障害者等包括支援の対象者の要件について、その利用実態を把握した上で、対応を検討する。
- ⑧ 就労移行支援利用後の一般就労について
 - 一般就労の範囲については、今後、就労移行支援の利用を経て一般就労した際の雇用形態や労働時間数についての実態を把握した上で、対応を検討する。
- ⑨ 就労継続支援A型における最低賃金減額特例について
 - 就労継続支援A型については、重度の障害者との雇用契約締結当初に最低賃金減額特例を適用している事業所もあるが、こうした事業所について、今後、最低賃金減額特例の適用者数、適用期間、最低賃金の減額割合などの実態を把握した上で、対応を検討する。
- ⑩ 就労移行支援における支援内容の実態把握と今後の対応
 - 就労移行支援の基本報酬については、就職後6か月以上定着したことをもって実績として評価することとしているが、今後、就労移行支援の具体的な支援内容と、一般就労への移行や就労定着実績との関係性等の実態を把握した上で、支援内容の評価のあり方について検討する。
- ⑪ 共同生活援助における個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の取扱いについて
 - 今年度末までの経過措置とされていた、共同生活援助を利用する重度の障害者が個人単位で居宅介護等を利用することについては、新たな類型である日中サービス支援型の施行状況等を踏まえた上で、引き続きそのあり方を検討する。
- ⑫ 計画相談支援・障害児相談支援のモニタリング実施標準期間等について
 - 計画相談支援については、モニタリングの実施標準期間の見直しに伴う効果や影響を検証し、障害児相談支援のあり方も含め更なる見直しについて引き続き検討する。
- ⑬ 医療的ケア児者について
 - 医療的ケア児者に対する支援を直接的に評価するため、医療的ケア児者の厳密な定義（判定基準）について、調査研究を行った上で、評価のあり方について引き続き検討する。

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における経過措置の取り扱い

1 廃止される経過措置

	サービス種別	事項	内容
1	同行援護	同行援護ヘルパー及びサービス提供責任者の要件の見直し	同行援護従業者養成研修を修了したものと見なす経過措置について、研修修了者の養成状況等を踏まえ廃止する。
2	行動援護	支援計画シート等が未作成の場合の減算	支援計画シート等を未作成の場合の減算について、 <u>未作成であっても減算されない経過措置を廃止する。</u>

2 新規・延長される経過措置

	サービス種別	事項	内容
1		【継続】 食事提供体制加算	食事の提供に関する実態等の調査・研究を十分に行った上で、引き続き、その他あり方を検討することとし、今回の改定では継続する。
2	同行援護	【新規】 同行援護ヘルパーの要件の見直し	平成33年3月31日までの暫定的な措置として、盲ろう者向け通訳・介助員は、同行援護従業者養成研修を修了したものとみなす。 <u>なお、本取扱いによるヘルパーが行う同行援護は、所定単位数を減算する。</u>
3	行動援護	【延長】 行動援護ヘルパー及びサービス提供責任者の要件	行動援護従業者養成研修を修了したものと見なす経過措置について、研修修了者の養成状況等を踏まえ、平成33年3月31日まで延長する。
4	施設入所	【延長】 重度障害者支援加算(Ⅱ)に係る算定要件	平成27年3月31日において従来の重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定していた事業所については、強度行動障害支援者養成研修の研修受講計画を作成することで足りるものとする経過措置を設けているが、当該研修の受講状況等を踏まえて当該経過措置を平成31年3月31日まで延長する。
5	共同助	【延長】 個人単位で居宅介護等を利用する場合の取り扱い	平成30年3月31日までとされている重度の障害者に係る利用者ごとの個人単位での居宅介護等の利用について、当該経過措置を平成33年3月31日まで延長する。

平成30年度報酬改定における新たな減算措置

	サービス種別	事項	内容
1	共通	身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等に係る記録をしていない場合について、基本報酬を減算する。
2	居宅介護	同一建物等の利用者等に提供した場合の減算	以下のイ又はロの者に居宅介護を行う場合は、所定単位数の10%を減算する。ハの者に居宅介護を行う場合は、所定単位数の15%を減算する。 イ 居宅介護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者 ロ 上記以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合） ハ 居宅介護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合）
3	居宅介護	初任者研修修了者がサービス提供責任者として配置されている場合の減算	居宅介護職員初任者研修課程修了者（介護職員初任者研修課程修了者や旧2級ヘルパーを含む）をサービス提供責任者として配置し、当該者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合は、所定単位数の10%を減算する。
	重度訪問介護	入院中の支援の加算・減算	以下を除き、入院中以外と同様とする。 イ 喀痰吸引等支援体制加算の算定は不可。 ロ 90日以降の利用は所定単位数の20%を減算する。

指定障害福祉サービス事業者等実地指導における
主な改善指示事項

(1) 集計期間

平成29年4月1日～平成29年12月31日

(2) 事業所毎の実施件数

(単位：件)

区分	訪問系	日中系及び 居住系	相談支援
実施件数	489	133	45

(3) 事業所毎の主な改善指示事項の割合

区分	訪問系	日中系及び 居住系	相談支援
従業者の員数・資格等	13%	12%	11%
内容及び手続の説明及び同意	53%	52%	31%
サービスの提供の記録	13%	9%	4%
給付費等の額に係る通知等	17%	6%	8%
取扱方針（サービスの質の評価）	5%	21%	—
計画の作成（書類の交付）	23%	30%	31%
運営規程	12%	6%	11%
勤務体制の確保等	34%	24%	17%
掲示	28%	33%	22%
秘密保持等	12%	15%	8%
会計の区分	40%	12%	46%
記録の整備（設備・備品）	21%	24%	24%
給付費の算定（基本報酬）	25%	9%	15%
給付費の算定（各種加算）	41%	46%	2%

注：相談支援の取扱方針（サービスの質の評価）は、指定基準なし。

平成30年度 実地指導等における重点項目

1 管理者の責務、業務管理体制

管理者は、従業者の管理や業務の実施状況の把握など、事業所運営の全般を一元的に管理するとともに、従業者に対して運営基準を遵守するよう必要な指揮命令を行うことが責務となります。

事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、関係法令を遵守し、障害者等のために忠実に職務を遂行しなければなりません。

ポイント

- ① 管理者の兼務は、上記業務が適切に行えていることが前提であること。
(管理業務が適正に実施できないのであれば、他の職種との兼務は不可。)
- ② 各種届出等の手続きは、実態に即した正確な内容で、遅滞なく行うこと。
- ③ 法令遵守責任者は、基準違反、事務誤り等を未然に防止し、適正に事業運営ができるよう、実行性ある体制を整備すること。

2 人員基準（従業者の員数等）

障害福祉サービスを安全に実施し、かつ、一人一人の利用者の目標や自立に向けた支援課題を克服するため、必要となる人員体制の確保は、障害福祉サービス事業者の責務です。

また、人員基準を満たしているかを確認するために、勤務表（予定・実績）を毎月作成することは、事業運営において重要な作業となります。

ポイント

- ① 人員基準について、本市基準条例、解釈通知、障害福祉サービス事業者等指定申請の手引きなどの精読、行政機関への照会等を行い、複数名体制で正しく理解していること。
- ② サービス提供月の前月に勤務表（予定）を作成し、人員基準を満たしているか確認すること。
- ③ 出勤簿やタイムカード等により全従業者の勤怠管理を適正に実施して、勤務表（実績）に反映させ、人員基準を満たしていたか確認すること。
- ④ ②③の確認は、複数名体制で確実に行うこと。
- ⑤ 万が一、人員欠如等を発見した際には、直ちに必要な措置を講じること。
- ⑥ 従業者の採用時には、雇用契約書、辞令等により身分を明確にするとともに、必要な資格者証等を確認し、その写しを保管すること。

3 個別支援計画

サービス管理（提供）責任者が作成する個別支援計画は、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう適切かつ効果的なサービスを提供するための根幹に関わる非常に重要な書類です。

個別支援計画は、利用者又はその家族に対し、支援上必要な目標及び内容等について理解しやすいよう説明するための書類でもあります。

ポイント

- ① 個別支援計画の作成にあたっては、適切な方法により、利用者の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、利用者の希望する生活、課題等の把握（アセスメント）を行い、適切な支援内容を検討すること。
- ② 個別支援計画の内容は、サービス提供が漫然かつ画一的なものとならないよう、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて作成すること。
- ③ 個別支援計画の内容を全従業者に周知し、支援目標等の共有を図った上で、計画に沿ったサービスを提供すること。
- ④ 提供したサービスの効果について継続的な評価を実施し、必要に応じた計画の見直しを行うこと。

4 サービス実施記録（ヘルパー記録、日報、日誌等）

サービス実施記録の役割は、以下のようなものがあげられます。

- ・日々の利用者の変化、従業者の気づき等を継続的に記録し、個別支援計画へ適切に反映させることで、より質の高い支援につなげる役割
- ・サービス提供した内容を、利用者と相互に確認しあうための役割
- ・報酬請求上の挙証資料としての役割
- ・事業者保護の役割（利用者等とのトラブル（訴訟等になった場合））

ポイント

- ① サービスの提供日、具体的内容、実績時間数、利用者負担額等の必要な事項の記録を行うこと。
- ② サービスの提供の都度、利用者から確認を受けること。（居住系を除く）

5 給付費の算定（基本報酬）

障害福祉サービスは、一部の利用者負担額を除き、公費（税金）で運用されている制度です。請求事務に関しては、誤りがないよう万全を期してください。

提供しようとするサービス内容に疑義がある場合には、受給者証の発行元である区役所、保健センターへの照会等を必ず行ってください。

ポイント

- ① 基本報酬について、報酬告示、留意事項通知などの精読、行政機関への照会等を行い、複数名体制で正しく理解していること。
- ② サービス提供実績記録票・サービス実施記録（ヘルパー記録、日誌、日報等）に基づいて、実施日時、実施した支援内容等を確認すること。
- ③ 報酬請求する際には、送信する請求データ等の内容に誤りがないか、確認すること。
- ④ ②③の確認は、複数名体制で確実にを行うこと。
- ⑤ 万が一、請求誤りを発見した際には、速やかに過誤調整を行うなど必要な措置を講じること。

6 給付費の算定（各種加算）

各種加算は、上乘せのサービス提供が評価されて算定されるものです。その趣旨を理解し、より質の高いサービスが提供され、かつ、最低限必要として定められている要件を必ず満たしていなければ、算定は認められません。

算定要件を満たしておらず、返還に至る事例が多く発生しています。

ポイント

- ① 算定要件について、報酬告示、留意事項通知、指定障害福祉サービス事業者等ガイドブックなどの精読、行政機関への照会等を行い、複数名体制で正しく理解していること。
- ② 加算の算定に必要なとなる人員の確保、サービスの実施、個別支援計画への位置づけ、実施記録の整備などが算定要件を満たしているか、複数名体制で確実に確認すること。
- ③ 万が一、算定誤りを発見した際には、速やかに過誤調整を行うなど必要な措置を講じること。

7 虐待防止等

障害者虐待を未然に防止するため、厚生労働省の障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き等を参考に、必要な措置を講じることが求められます。

身体拘束については、厚生労働省の身体拘束ゼロへの手引き等を参考に、事業所全体での廃止に向けた取り組みが求められます。

ポイント

- ① 虐待防止責任者を選定し、虐待防止責任者が中心となって利用者の人権擁護及び虐待防止のために向けた必要な取組みを行うこと。
- ② 研修等を通じて、従業者の人権意識を高めるとともに、従業者の知識や技術、特別な支援を必要とする障害者の支援に関する知識や技術の向上を図ること。
- ③ 虐待防止チェックリストを作成し、定期的に虐待防止のための自己評価を行うこと。
- ④ 身体拘束等の実施が検討される場合には、十分な検討を行うとともに、利用者又は家族への説明を行い、同意を得ること。
- ⑤ 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しておくこと。

8 非常災害対策（日中系、居住系）

ポイント

- ① 非常災害に際して、必要な諸設備を整備すること。
- ② 届出義務の有無にかかわらず、具体的な防災計画を策定すること。
- ③ 関係機関への通報及び連携体制を整備すること。
- ④ 消火訓練、避難訓練、救出訓練等を実施し、記録を整備すること。
- ⑤ 非常用食料及び飲料水は、必要量を備蓄すること。

<食料>

日中系：(定員+職員) 人分 × 1日分 = 3食

居住系：(定員+職員) 人分 × 3日分 = 9食

<飲料水>

1食あたり1リットル

29健障支第899号

平成30年3月26日

関係事業者 代表者様

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課長

各種事業所の事業廃止（休止）について

過日、本市の就労継続支援 A 型事業所において、全ての利用者並びに従業者に対して、一斉解雇を行うという事案が発生しました。同様の事案が岡山県倉敷市の就労継続支援 A 型事業所においても発生していたこと等から平成 29 年 7 月 28 日付で厚生労働省社会・援護局より事務連絡「指定障害福祉サービス事業者の事業廃止（休止）に係る留意事項等について」（別紙参照）の通知がなされました。

制度の前提として、事業者には、障害者の日常生活及び社会生活を支える社会的基盤としての役割があることから、継続的な経営を行えるよう努めていただく必要があります。

それでもなお事業廃止（休止）せざるを得ない場合、事業者の責務として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年 11 月 7 日法律第 123 号。）において「事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定障害福祉サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。」ことが規定されています。

つきましては、事業廃止（休止）を行う際、利用者の利用調整が書面等において確認が取れない場合、事業者の責務を果たしていないことになるため、勧告、命令等の行政上の措置の対象となることにご留意いただきますようお願いいたします。

障害者支援課 指定指導係 電話 052-972-3965

F A X 共通 052-972-4149

事 務 連 絡
平成29年7月28日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課監査指導室
障害保健福祉部障害福祉課

指定障害福祉サービス事業者の事業廃止（休止）に係る留意事項等について

指定障害福祉サービス事業者については、事業廃止（休止も含む。以下同じ。）の際、事業の廃止の日以後においても引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならないことが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第43条第4項に事業者の責務として規定されています。

今般、改めて指定障害福祉サービス事業者が事業廃止を行う際の留意事項等下記のとおりお示ししますので、貴管内市町村、指定障害福祉サービス事業者、関係団体、関係機関等に周知徹底を図っていただきますようお願いいたします。

記

1 法第43条第4項の事業者責務の徹底について

法第42条第3項には、「指定事業者等は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。」ことが規定されている。また、法第43条第4項には、「指定障害福祉サービス事業者は、第四十六条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定障害福祉サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。」ことが規定されている。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、改めて指定障害福祉サービス事業者に対し、法令遵守の周知・徹底をお願いする。

2 廃止届を受理する際の留意点について

指定障害福祉サービス事業者は、事業を廃止しようとするときは、廃止の日の一月前までに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第34条の23第4項に規定する現に指定障害福祉サービスを受けている者に対する措置等を事業所の所在地を管轄する都道府県、指定都市又は中核市に届け出なければならないこととなっているが、その際、現に指定障害福祉サービスを受けている者の氏名、希望サービス、異動先サービス等を記載したリスト及び、当該リストの作成に当たり、現に指定障害福祉サービスを受けている者に対してその希望や意向等を聴取するために実施した個々の面談記録等、指定障害福祉サービス事業者として障害者に対し責任ある対応を図ったことが確認できる資料も併せて提出させるようにすること。

この際、利用者の利用調整が未整備な場合には、法第43条第4項の規定に基づく事業者責務を果たしていないこととなるので、法第49条第1項又は第2項の規定に基づく勧告を行うこと。勧告を行うことで、事業所が廃止になった後も法人が残る場合であって、勧告内容に正当な理由がなく従わない場合には、法第49条第4項の規定に基づく命令を行うことも可能であり、命令を行った場合は、法第49条第5項の規定に基づき公示を行うこと。

また、命令を経ても当該勧告に係る措置をとらない場合には、法第42条第3項に違反するものとして、法第50条第1項第2号の規定に基づく指定の取消しを行うこと。

また、あわせて法第51条の3第1項に基づく法人への立入検査を行うことも検討するとともに、業務管理体制の整備に係る届出先が厚生労働省の場合は、必要に応じて厚生労働省に業務管理体制の検査を要請すること。

3 廃止日以後も引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する利用者の取扱い

仮に指定障害福祉サービス事業者が法43条第4項の便宜の提供を図る義務を怠る場合であって、現に指定障害福祉サービスを受けている者の受入先が事業廃止まで決まらない場合には、都道府県、指定都市又は中核市は、勧告や命令といった措置を講じつつ、併せて、関係機関や関係団体と協力して利用者の受入先の調整に努めること。都道府県、指定都市、中核市、関係機関や関係団体が協力してもなお、受入先の調整が整わない場合には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）等により「災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合」として扱い、指定障害福祉サービス事業者に、定員を超過しての受入れも要請し、定員を超過しての受入れを行う場合、その際の介護給付費等については、特例的に所定単位数の減算は行わない取扱いとして差し支えない。

(参考)

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)(抄)

(指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者の責務)

第四十二条 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者(以下「指定事業者等」という。)は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。

- 2 指定事業者等は、その提供する障害福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害福祉サービスの質の向上に努めなければならない。
- 3 指定事業者等は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(指定障害福祉サービスの事業の基準)

第四十三条

- 4 指定障害福祉サービス事業者は、第四十六条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定障害福祉サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(変更の届出等)

第四十六条

- 2 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(勧告、命令等)

第四十九条 都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害福祉サービス事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

- 一 当該指定に係るサービス事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について第四十三条第一項の都道府県の条例で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。
- 二 第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及

び運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

三 第四十三条第四項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

2 都道府県知事は、指定障害者支援施設等の設置者が、次の各号（のぞみの園の設置者にあつては、第三号を除く。以下この項において同じ。）に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害者支援施設等の設置者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 指定障害者支援施設等の従業者の知識若しくは技能又は人員について第四十四条第一項の都道府県の条例で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。

二 第四十四条第二項の都道府県の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準に従って適正な施設障害福祉サービスの事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

三 第四十四条第四項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

3 都道府県知事は、前二項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定事業者等が、前二項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた指定事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

5 都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第五十条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第二十九条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

二 指定障害福祉サービス事業者が、第四十二条第三項の規定に違反したと認められるとき。

(業務管理体制の整備等)

第五十一条の二 指定事業者等は、第四十二条第三項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

2 指定事業者等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

一 次号及び第三号に掲げる指定事業者等以外の指定事業者等 都道府県知事

二 当該指定に係る事業所又は施設が一の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指

定都市（以下「指定都市」という。）の区域に所在する指定事業者等 指定都市の長
三 当該指定に係る事業所若しくは施設が二以上の都道府県の区域に所在する指定事業者等（のぞみの園の設置者を除く。第四項、次条第二項及び第三項並びに第五十一条の四第五項において同じ。）又はのぞみの園の設置者 厚生労働大臣

（報告等）

第五十一条の三 前条第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定事業者等（同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定事業者等を除く。）における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、当該指定事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該指定事業者等若しくは当該指定事業者等の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定事業者等の当該指定に係る事業所若しくは施設、事務所その他の指定障害福祉サービス等の提供に係るのある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（勧告、命令等）

第五十一条の四 第五十一条の二第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定事業者等（同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定事業者等を除く。）が、同条第一項の厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該指定事業者等に対し、期限を定めて、当該厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）（抄）

（指定障害福祉サービス事業者の名称等の変更の届出等）

第三十四条の二十三

4 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次の各号に掲げる事項を当該指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 廃止し、又は休止しようとする年月日
- 二 廃止し、又は休止しようとする理由
- 三 現に指定障害福祉サービスを受けている者に対する措置
- 四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

(参考)

障害福祉サービス事業者の指定等手続の流れ

(障害福祉サービス事業者を行う者)

サービスの「種類」及び「事業所」ごとに申請を行う

都道府県への申請

・人員基準を満たさないとき

・設備、運営基準を満たさないとき

・取消しから5年を経過していないとき

・申請前5年以内に不正又は著しく不当な行為をしたとき 等

指定の拒否
(第36条第3項)

指導・監査等
(第10条、第11条、第48条)

定期又は随時の検査、指導等

事業者の責務
(第42条)

・法令遵守

・適切なサービス提供 等

・名称、所在地等に変更があったとき

・休止した事業を再開したとき

基準に従った人員配置、適切な事業運営を行っていないとき

勧告
(第49第1項・2項)

勧告に従わないとき

命令
(第49条第4項)

・欠格条項に該当したとき

・基準に従った人員配置、適切な事業運営ができなくなったとき

・不正な手段により指定を受けたとき

指定の取消し
指定の効力の停止
(第50条第1項)

更新の申請
(第41条2項)

指定有効期間満了までに処分がされないときは、処分されるまでの間は効力を有する

指定の更新
(第41条第1項)

6年間

就労継続支援A型事業所（新規事業所）の指導等の流れ

(就労継続支援A型事業を行う者)

都道府県等への申請

- ・ 人員基準を満たさないとき
- ・ 設備、運営基準を満たさないとき
- ・ 取消しから5年を経過していないとき 等

指定基準第192条第2項を満たす事業計画となっておらず、指定基準を満たすことが困難

指定の拒否
(法36条第3項)

指定
(法36条第1項)

半年後を目途に実地指導

- ・ 指定基準に従った適切な事業運営を行っていない時

勧告・命令等
(法49条第1-2項、4項)
(法50条第1項)

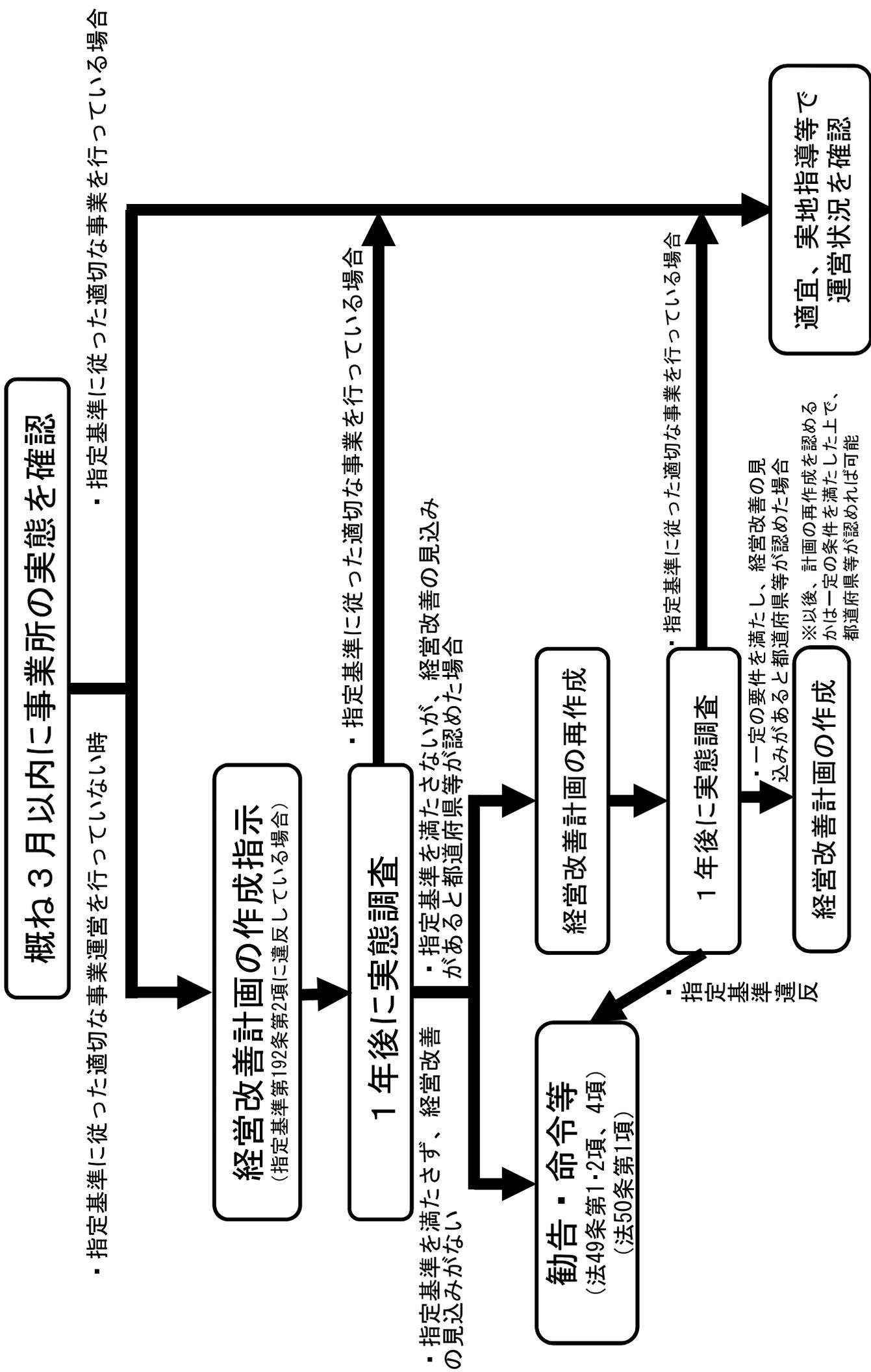
経営改善計画の作成指示

適宜、実地指導等で運営状況を確認

- ・ 指定基準に従った適切な事業を行っている場合

・ 都道府県等が収益改善が見込めると認める場合
(以後、既存事業所と同様の取扱い)

就労継続支援A型事業所（既存事業所）の指導等の流れ



名古屋市における対応

1. これまでの経緯

厚生労働省より「指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例について」が示される。(平成29年3月30日)

就労継続支援A型事業所運営基準説明会の実施(平成29年6月30日)

実態調査票の提出(平成29年7月14日)

- ・事業所ごとの主な生産活動内容の確認。
- ・生産活動利益から最低賃金以上の賃金を利用者に対し支払えているかを確認。
- ・最低賃金を支払っていない事業所に対し、経営改善計画書の提出を依頼。

経営改善計画書の提出(平成29年8月31日)

- ・経営改善計画書の提出を求めた事業所数：79事業所(全100事業所中)

定例の実地指導の開始(平成30年1月以降)

経営改善計画書等に基づくヒアリングの実施(平成30年1月30日以降)

- ・計画書の進捗状況や今後の経営改善のための具体的方策等をヒアリング。

2. 今後の対応方針

実態調査を継続して行い、その内容を踏まえ、今後の指導方針の策定を進めていく予定である。

- ・経営改善計画書等に基づくヒアリングを順次実施。(平成30年5月頃まで)
- ・定期の実地指導の実施。(平成30年5月以降)
- ・実態調査の実施。(実態調査票にて。実施時期は未定。)
- ・実態調査の結果、一定の経営改善等が見込まれる事業所に対しては、経営改善計画書等の提出を依頼。(実施時期は未定。)
- ・経営改善計画書等に基づくヒアリングの実施。(実施時期は未定。) 等

障障発0302第1号
平成30年3月2日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等
に関する取扱いについて

指定就労継続支援A型における適正な運営のため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第5号）において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定基準」という。）の一部を改正するとともに、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「指定基準解釈通知」という。）の一部改正通知を平成29年3月30日に発出した。さらに、当該取扱い等について、「指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例について」（平成29年3月30日障発0330第4号。以下「平成29年通知」という。）により示したところですが、当該通知の取扱いについては当面の間、下記のとおりとしますので、御了知の上、貴管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

- 1 当面の間、経営改善計画書を提出している指定就労継続支援A型事業所（以下「事業所」という。）については、計画始期から1年経過した後に平成29年通知の1の（2）

に規定する更に1年間の経営改善計画を作成させることができる要件として、以下を加える。

- (1) 生産活動に係る事業の収入額が利用者に支払う賃金総額以上である場合
- (2) 提出済みの経営改善計画に基づく改善の取り組みについて、具体的に実施しており、今後経営改善の見込みがあると指定権者が認めた場合

- 2 更なる1年間の経営改善計画の作成、提出を行った事業所に対しては、地域生活支援事業費等補助金のうち地域生活支援促進事業（工賃向上計画支援等事業）の活用や経営改善計画書の提出をしていない事業所の事例等も参考としつつ、経営改善に向けた指導だけでなく、必要な支援も実施すること。
- 3 指定基準解釈通知第11の3の(4)に係る取扱いについて、事業所に経営改善計画を提出させる場合は、指定基準第192条第2項に規定する生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費（利用者に支払う賃金は除く。以下同じ。）を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となっていない場合であるが、ここでいう「利用者に支払う賃金」は、就労継続支援A型の趣旨を踏まえ、最低賃金（最低賃金の減額特例許可に基づき契約を行った場合は当該賃金額）に基づき算出した額とすること。このため、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払うべき最低賃金の総額以上の事業所であれば、指定基準第192条第2項の規定を満たしていることになる。
- 4 平成29年通知の別紙様式3を廃止し、別紙様式1により、経営改善計画の提出に至った事業所数等について、毎年9月末現在及び3月末現時点の状況を厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課へ提出いただくとともに、都道府県、指定都市又は中核市は、経営改善計画書を提出した事業所について当該経営改善計画書等を事業所のホームページに公表するよう促すこと。
- 5 上記1から4を除く取扱いについては、平成29年通知のとおりとすること。

○届出について

【全サービス共通（基準該当・移動支援・地域活動支援事業所を除く）】

1 平成30年度介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出書の提出について

介護給付費等の算定に当たり「平成18年9月29日厚生労働省告示第523号」の規定等に基づき「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」をあらかじめ名古屋市に届け出ることとなっています。

(1) 提出書類

P110 のとおり

(2) 提出期限

平成30年4月13日(金)厳守(ただし4月15日の消印は受け付けます。)

(3) 提出先

〒460-8508（住所不要）名古屋市役所健康福祉局障害者支援課
指定指導係（事業者指定担当）

(4) 様式

様式が改正された書類もありますので、必ず最新の様式をウェルネットなごやからダウンロードしてください。

[>TOP>事業者の方へ>新着情報>平成30年度介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出書の提出について](#)

(5) よくある誤りについて

誤りの多い事項等をP111のとおりまとめましたので、提出前に必ずご確認ください。

注意点

※1 介護給付費等算定に係る体制等に係る届出書（様式第5号）（P113）を改正しました。これに伴い、平成30年4月1日付で生活支援員やヘルパー等のサービス提供職員の員数のみの変更に係る変更届出書（第4号様式）を提出する必要がある場合は、介護給付費等算定に係る体制等に係る届出書（様式第5号）に必要事項を記入することで、変更届出書の提出を省略できる取扱いとします。

※2 居宅介護等訪問系の事業所については、運営規程の添付を不要とします。ただし、ウェルネットなごや及びWAMNETにおける事業所の営業日・営業時間・実施地域・主たる対象者の特定・乗降介助実施の有無等についてご確認ください、運営規程と不一致があれば変更届をご提出ください。

- ※3 平成 29 年度実績に基づき、体制を報告しなければ算定できない加算（P110 の一覧表の○のついている加算です）につきましては、平成 29 年度以前より算定していた場合でも、毎年度届出いただいた上、体制が確認できなければ算定できません。
- ※4 平成 30 年 5 月 1 日算定の加算届も、平成 30 年 4 月 13 日（金）が締切になっております。提出期限を過ぎますと、6 月以降の算定になりますのでご注意ください。
- ※5 就労継続支援 B 型の場合、所定の期日までに愛知県障害福祉課に工賃向上計画を提出する必要があります。
- ※6 特定相談支援事業所については、特定事業所加算を 4 月又は 5 月から新たに算定する場合のみ、P110 の一覧表の書類が必要です。

お願い

4 月当初は、体制届や加算の算定に関し、多数の質問・お問合せのお電話をいただき、即時にお応えできない状況となることが予想されます。事業者の方におきましては、できるだけ P114「指定基準・加算届等にかかる質問票」により、FAX 又はメールでのお問合せにご協力いただきますようお願いいたします。

【全サービス共通（相談支援・基準該当・移動支援・地域活動支援事業所を除く）】

2 平成 29 年度福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護処遇改善特別加算の実績報告書の提出について

（1）提出期限

平成 29 年度における最終の加算の支払があった月の翌々月の末日までに実績報告書を提出することとなっています。

例) 4 月請求分(3 月サービス提供分)が 5 月に支払われた場合、提出期限は平成 30 年 7 月 31 日(火)となります。

（2）届出書類

平成 29 年度分の報告様式については 6 月ごろにウェルネットなごやに掲載する予定ですのでご注意ください

【全サービス共通】

3 休止及び廃止の届出について

事業を休止または廃止する場合、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 43 条第 4 項において「指定障害福祉サービス事業者は、第四十六条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたとき

は、当該届出の日前一月以内に当該指定障害福祉サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。」ことが規定されています。（詳細は P91 参照。）

つきましては、休止または廃止する場合は上記の責務が果たされたことが確認できる書類を必ずご提出ください。

なお、休止または廃止に係る届出の提出期限は休止・廃止する日の 1 か月前までです。郵送での受け付けはしておりません。電話でご予約のうえ提出期限に間に合うようご来庁ください。

【日中活動サービス等】

4 利用日数特例について

利用日数特例の適用を受ける事業所は毎年度届出が必要です。

適用を受ける事業所は、下記のとおりご提出ください。

(1) 提出書類

- ・利用日数に係る特例の適用を受ける日中活動サービス等に係る（変更）届出書
- ・年間スケジュール表など年間を通じた事業計画がわかる資料
- ・利用日数に係る特例を受ける場合の利用日数管理票

(2) 提出期限

平成 30 年 3 月 30 日(金)厳守(ただし 3 月 31 日の消印は受け付けます。)

(3) 提出先

〒460-8508（住所不要）名古屋市役所健康福祉局障害者支援課
指定指導係（事業者指定担当）

(4) 様式

様式が改正された書類もありますので、必ず最新の様式をウェルネットなごやからダウンロードしてください。

[>TOP>事業者の方へ>障害福祉サービス等の事業者指定・登録・請求事務>関係通知その他参考情報](#)

○従業者の要件について

【同行援護】

5 同行援護のサービス提供責任者及び従業者の要件

(1) サービス提供責任者

同行援護従業者養成研修の一般課程及び応用課程を修了した者

(2) 従業者

- ・ 同行援護従業者養成研修の一般課程を修了した者
又は
- ・ 居宅介護の従業者資格を有する者で、視覚障害者に対する直接支援業務に1年以上従事した者

【注意事項】

同行援護のヘルパー及びサービス提供責任者の要件のうち、同行援護従業者養成研修を修了したものとみなす経過措置については、平成30年3月31日をもって廃止となります。

同行援護従業者養成研修を修了したものがいない事業所につきましては、平成30年4月1日以降サービス提供ができません。休止または廃止の届出が必要となりますので、障害者支援課指定指導係（事業者指定担当）までご連絡ください。

【行動援護】

6 行動援護のサービス提供責任者及び従業者の要件

(1) サービス提供責任者

原則

「行動援護従業者養成研修修了者」

+ 「知的障害児者または精神障害者の直接業務3年（540日）以上」

経過措置 <H27.4.1～H33.3.31>

「居宅介護従業者の要件」

+ 「知的障害児者または精神障害者の直接業務5年（900日）以上」

(2) 従業者（経過措置の場合も、減算の適用はない）

原 則

「行動援護従業者養成研修修了者」

+ 「知的障害児者または精神障害者の直接業務 1 年（180 日）以上」

経過措置 < H27.4.1～H33.3.31 >

「居宅介護従業者の要件」

+ 「知的障害児者または精神障害者の直接業務 2 年（360 日）以上」

注意事項

経過措置期間が終了するまでに、計画的に行動援護従業者養成研修を受講いただきますようよろしくお願いいたします。愛知県内の居宅介護職員初任者研修等指定事業者については、愛知県障害福祉課のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.aichi.jp/shogai/05jigyousha/kyotaku-kaigo/index.html>

○情報公表制度の創設について

【全サービス共通（基準該当・移動支援・地域活動支援事業所を除く）】

7 情報公表制度に使用するメールアドレス登録のお願い

障害福祉サービス等の利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにすること等を目的に、事業所情報をインターネット上で公表する「障害福祉サービス等情報の公表制度」が創設されました。（制度概要は P115 のとおり。）

事業者におかれましては、平成 30 年 8 月 31 日までに事業所の詳細情報について入力・報告していただく必要があります。

これに先立ち、当該制度に係る事務に使用する事業者のメールアドレスを市にご報告くださいますようお願いいたします。

(1) 報告方法

メールにてご報告をお願いします。

件名に「**情報公表制度に係る報告**」と記入し、本文に**法人名**と使用する**メールアドレス**（各法人 1 つ）を記入して送信してください。

(2) 報告期限

平成 30 年 3 月 30 日（金）必着

(3) 報告先

障害者支援課指定指導係のメールアドレス

○その他

【全サービス共通】

8 障害福祉サービス新規参入事業者向け研修について（ご案内）

障害特性に関する理解等を深めていただくことにより、より利用者の方の支援の質の向上を図っていただくことを目的として、平成26年9月から初めて障害福祉サービス事業に参入される法人の代表者、管理者の方に受講いただいております。

定員枠（20名）に空きがある場合、どなたでも受講が可能です。本市の独自基準において、事業所内での障害特性に関する研修を実施することが義務付けられておりますので、新規職員の方に受講していただくなど、ぜひご活用下さい。詳細はウェルネットなごやを参照してください。

また、新規参入者研修での資料につきまして、事業所の従業者研修等においてもご活用ください。

内容

- ・毎月中旬頃に開催
- ・午前に障害特性の理解や障害福祉サービスの制度概要について講義を行い、午後は施設を見学
- ・1事業者当たり、2,000円の受講料が必要
- ・前月末までに申込が必要（郵送可）

【日中活動サービス等】

9 サービス管理責任者が欠如した場合の取扱いについて

サービス管理責任者が欠如している状況では適切なサービス提供が行えていたとは言えませんので、下記のとおりご対応ください。

（1）やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠如した場合

サービス管理責任者が欠如した事由がやむを得ない事由に該当するかどうかについては、欠如に至るまでの経緯を確認したうえで判断いたします。つきましては、ウェルネットなごやに掲載の協議書に必要事項を記入のうえご提出をお願いします。

協議書を提出後、やむを得ない事由に該当するかを当課で検討し、提出後概ね1週間以内にその結果をお伝えするとともに、該当する可能性があ

ると判断される場合は、改めて必要書類をご持参いただき、詳しい事情を聴取させていただきます。

やむを得ない事由に該当すると認められた場合、サービス管理責任者研修修了要件を満たした者を配置できるまでの間、毎月報告書を提出していただきます。

＜TOP＞事業者の方へ＞障害福祉サービス等の事業者指定・登録・請求事務＞事業所の変更等の手続きについて

(2) サービス管理責任者の欠如事由がやむを得ない事由に該当しない場合

サービス管理責任者の不在期間が6か月を経過した事業所については、ご来庁いただき状況確認をさせていただくとともに、欠如解消に向けた対応について毎月報告書を提出していただきます。

(3) 参考（サービス管理責任者が欠如している場合のフロー図）

P120 のとおり。

【日中活動サービス等】

10 サービス管理責任者研修の実施体制の変更について

平成30年度は市が県からの委託を受けて市が研修を実施いたします。5月初旬に研修要領等を「ウェルネットなごや」にてご案内する予定ですが、愛知県とは研修日程が異なりますので注意してください。

対象者は名古屋市内に所在する事業所にサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置予定の者です。

平成30年4月における介護給付費等算定に係る体制等に関する届出について

算定する加算の有無に関わらず、すべての事業所について、みだしの届出をつぎのとおり提出していただきます。

※ 基準該当障害福祉サービス事業所、移動支援事業所及び地域活動支援事業所は除きます。

1 提出期限

平成30年4月13日（金）【4月15日の消印は受け付けます】

・平成29年5月1日適用の加算届も、4月13日（金）が締切になっております。

・提出期限を過ぎますと、6月以降の適用になりますのでご注意ください。

・○印の加算は前年度に算定している場合でも、今回期限までに届出がないと4月以降は算定できませんので、特に注意してください。

・加算以外の変更届については、第4号様式を作成の上提出すること。

2 提出先

〒460-8508(住所不要) 名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課 指定指導係(事業者指定担当)

3 提出書類

事業所ごとに、下表の該当する書類をご提出ください。

・様式は改正されているものがありますので、ウェルネットなごの加算のページから最新の様式をダウンロードしてください。

・各様式に記載されている注釈をよくお読みの上、当該様式に記載されている添付書類もあわせて提出するようご注意ください。

なお、多機能型事業所、短期入所事業所(併設型、空床利用型、生活介護事業所と同一建物内の単独型)及び障害者支援施設(施設入所支援と日中活動系サービス)については、1枚の届出書(第5号様式)とし、「体制等状況一覧表」以下の添付書類を該当サービス別に添付してください。

相談支援事業所で新たに特定事業所加算を算定する場合には提出が必要(加算を届け出ない場合は提出不要)

サービス種別	援助居 護 間 宅 ・ 介 介 同 護 護 行 ・ 援 行 重 護 動 度	療 養 介 護	生 活 介 護	短 期 入 所	包 重 括 支 障 援 者 等	(自 機 立 能 訓 練)	(自 生 活 訓 練)	宿 泊 型 自 立 訓 練	就 労 移 行 支 援	(就 A 型 継 続 支 援	(就 B 型 継 続 支 援	包 介 護 サ ー ビ ス 助 ス	利 共 同 生 活 支 援 サ ー ビ ス	施 設 入 所 支 援	(相 談 支 援)
介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書(様式第5号)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△
介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表(別紙1) ※適用する加算はすべて「あり」に○をつけること	◎(その1)	◎(その2)	◎(その3)	◎(その4)	◎(その5)	◎(その7)	◎(その7)	◎(その7)	◎(その8)	◎(その9)	◎(その10)	◎(その12)	◎(その12)	◎(その6)	△(その13)
従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ※平成30年4月の勤務予定で作成すること	◎(別紙2-1)	◎(別紙2-2)	◎(別紙2-2)	◎(別紙2-2)	◎(別紙2-2)	◎(別紙2-2)	◎(別紙2-2)	◎(別紙2-2)	◎(別紙2-2)	◎(別紙2-2)	◎(別紙2-2)	◎(別紙2-2)	◎(別紙2-2)	◎(別紙2-2)	△(別紙2-2)
組織体制図(参考様式15)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△
最新の運営規程	△	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△
平均利用者数算定シート(別紙33)	△	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎(その2)も添付	◎	◎	△
特定事業所加算に関する届出書(別紙3-1~3-4)	○ ←	計算シートも添付要													
人員配置体制加算に関する届出書(療養介護)(別紙4)		○													
人員配置体制加算に関する届出書(生活介護)(別紙5)			○												
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に関する届出書(別紙10)			○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
重度障害者支援加算に関する届出書(別紙12,12-2)														○	
夜勤職員配置体制加算に関する届出書(別紙13)														○	
共同生活援助に係る共同生活住居及び入居者の状況(別紙15)												◎	◎		
夜間支援等体制加算(共同生活援助)に関する届出書(別紙16)												◎	◎		
通勤者生活支援加算に関する届出書(別紙19)								○				○	○		
地域移行支援体制強化加算に関する届出書(別紙22)								○							
夜間支援等体制加算(宿泊型自立訓練)に関する届出書(別紙23)								○							
就労定着支援体制加算に関する届出書(別紙25)									○						
移行準備支援体制加算(I)に関する届出書(別紙26)									○						
就労移行支援体制加算に関する届出書(別紙27)	←	制度変更あり		△		△	△			○	○	○	○		
重度者支援体制加算に関する届出書(別紙28)										○	○	○	○		
賃金向上達成指導員・目標工賃達成指導員配置加算に関する届出書(別紙29)										○	○				
平均障害支援区分の算出(別紙31)			◎												
福祉専門職員配置等加算(別紙7) ←	対象専門職の拡大あり		△	△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
常勤看護職員等配置加算(別紙21) ←	区分・対象サービスの改正		△	△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
基本報酬の区分を算定するための資料(様式は別途)									◎	◎	◎				
別紙6、8、9、14、17、20、24、32、34~36、38、39、40		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
その他															
重度障害者支援加算に関する届出書(別紙37) 【平成29年度に経過措置で届出した場合は提出要】												△	△		

◎・・・届出が必要な書類

○・・・当該加算を算定している(する)場合は必要

△・・・①新規の算定又は変更する場合には必要

②平成29年度から継続して算定しており、内容に変更がない場合は提出不要。

(注) 目標工賃達成加算は廃止

「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」に係る注意事項・よくある誤り
※提出前にご確認ください。

1 平均利用者数算定シート（別紙 33）

- (1) 現在の様式ではあらかじめ計算式が入力してありますので、端数処理などが誤りないように、旧様式では作成しないようご注意ください。
- (2) グループホームで夜間支援等体制加算を算定する場合、住居別に作成いただくために、同じエクセルファイルに、別のシートで様式を用意していますので、該当事業所はそちらのシートで住居別の計算シートを添付してください。
- (3) 平成 29 年度中に定員に増減があった場合は、通常と計算方法が異なりますので、※ 2～※ 4 をよくお読みいただき作成願います。計算方法を確認したいなど不明点はあらかじめお問い合わせ願います。

2 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙 2-1、別紙 2-2 共通）

勤務体制は 4 月の予定で記入し、実績の欄は空欄としてください。変形労働制を採用していない場合は第 5 週の記載は不要です。

3 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙 2-1）（訪問系）

- (1) サービスによりサービス提供責任者が異なったり（同行援護のみ違うなど）、従事しないサービスがある（行動援護従事の資格要件を満たさないヘルパーなど）場合はサービス欄に「従」や「×」などの記号を記載してください。
- (2) サービス提供責任者の必要配置数の算出の表に、直近の 1 月から 3 月までの実績を記入し、サービス提供責任者の必要配置数を満たしているか確認してください。

4 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙 2-2）（その他）

- (1) 「前年度の平均利用者数」の欄は、上記の「平均利用者数算定シート（別紙 33）」で得られた数値を記入してください。
- (2) 「人員配置区分」の欄は、算定する人員配置区分（別紙 1 の「人員配置区分」欄で○を付けたもの（例：I 型（7.5：1））を記入してください（「人員配置区分」欄が斜線のサービスは記載不要です）。
- (3) 【生活介護のみ】「平均障害支援区分」の欄は、「平均障害支援区分の算出（別紙 31）」で得られた数値を記入してください。
- (4) 【共同生活援助のみ】「入居者区分別人数」の欄は、「障害支援区分別平均利用者数算定シート（別紙 33（その 2））」で得られた数値を記入してください。

(5) 「基準上の必要職員数」の欄は、サービスごとに次のように記載願います。

サービス	「基準上の必要職員数」 欄の記載	左の計算方法
生活介護	生活支援員等 0.0人	前年度の平均利用者数÷人員配置区分 における配置基準人数（小数点第2位以 下切り捨て）
自立訓練	生活支援員等 0.0人	
就労継続 支援（A 型・B型）	職業指導員・生活支援員 0.0人	
就労移行 支援	職業指導員・生活支援員 0.0人 就労支援員 0.0人	職業指導員・生活支援員：前年度の平均 利用者数÷6（小数点第2位以下切り 捨て） 就労支援員：前年度の平均利用者数÷15 （小数点第2位以下切り捨て）
共同生活 援助	世話人 0.0人 生活支援員 0.0人	世話人：前年度の平均利用者数÷人員配 置区分における配置基準人数（小数点 第2位以下切り捨て） 生活支援員：「障害支援区分別平均利用 者数算定シート（別紙33（その2）」 で得られた数値

(6) 他の事業所と兼任している職員については「他の事業所の名称及び職名」「他事業所での合計勤務時間数」を忘れず記入願います。

(7) 「従業者の職種・員数」の表において、基準上配置が必要な職員については、その「常勤換算後の人数」が、上記(5)の「基準上の必要職員数」以上になっていることを必ず確認してください。

5 「介護給付費の算定に係る体制等状況一覧表」（別紙1（その1）～（その10））

(1) 「その他該当する体制等」の欄は、算定する加算等の有無等についてすべての項目に必ず○を記載してください。

(2) 加算等に変更がない場合でも、現在算定している加算区分等を必ず確認して○を付けてください。

(3) 加算の有無等が前年度と異なる場合は、右端の「適用開始日」欄に「平成30.4.1」と記載してください（異動がない場合は空欄で結構です。）

6 その他

算定する加算に応じてそれぞれの届出書（別紙3～別紙40）を忘れず添付してください。また、各届出書の下欄に記載されている「添付書類」も必要ですのでご確認ください。

(様式第5号)

介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書

平成 年 月 日

(あて先)
名古屋市長

届出者 所在地
(法人)

事業者名称

代表者の職名
及び氏名

印

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

事業所の名称			
事業所番号			
サービスの種類			
異動年月日			
異動の内容	異動項目	変更前	変更後
関係書類	介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表(別紙1・該当サービス分) その他別紙のとおり ※ 加算算定終了の場合は、別紙1以外の書類は添付不要		

注1 この届出書は「異動年月日」が異なる異動項目については、別葉で作成してください。

注2 「異動の内容」欄は、異動項目について、変更の前後の内容を具体的に記載してください。

新規に加算を算定する場合及び算定を終了する場合は「変更前」又は「変更後」の欄に「加算なし」と記載してください。

注3 「異動項目」欄は、(別紙1)「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目を記載してください。

注4 各年度の4月に提出する場合で、人員の体制や加算等の状況に変更がない場合は「異動年月日」「異動項目」及び「変更前」の欄は記入せず、「変更後」の欄に「変更なし」と記載してください。

4月1日付で運営規程(サービス提供職員の員数のみ)の変更に係る変更届出書(第4号様式)を提出する必要がある場合、次の欄に記入することにより、変更届出書の提出を省略することができます。(4月1日付以外の変更については下欄の記入は不要)

4月1日付 の変更届 出書の提 出がありま すか	なし	※「なし・あり」「いいえ・はい」に○を付けてください		変更届出書(第4号 様式)の 提出が必要
	あり	変更内容は サービス提 供職員の員 数の変更の みですか	いいえ 運営規程の変更以外の変更・従業者員数以外の運営規程の変更 管理者、サービス提供責任者、サービス管理責任者の変更 はい 下欄に変更内容を記載してください (変更届出書(第4号様式)の提出は省略できます。) (注)サービス提供責任者の変更は変更届出書が必要	
きの4 ま変月 せ更1 んは日 記付 載以 て外	変更前	変更後		

担当者氏名	電話番号	FAX番号
-------	------	-------

指定基準・加算届等にかかる質問票

発行日 平成 年 月 日
 回答日 平成 年 月 日

(あて先) 名古屋市

- 障害者支援課(指定担当) FAX:972-4149
- 子ども福祉課(子育て支援係) FAX:972-4438

↑送付先に【チェック】を入れて下さい

問合せ内容 (いずれかに○をつけてください)

- 1 指定基準、指定申請等
- 2 加算関係
- 3 その他

事業所番号	
事業所名	
サービス名	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	

質問事項(事業者記入欄)	回答(名古屋市記入欄)

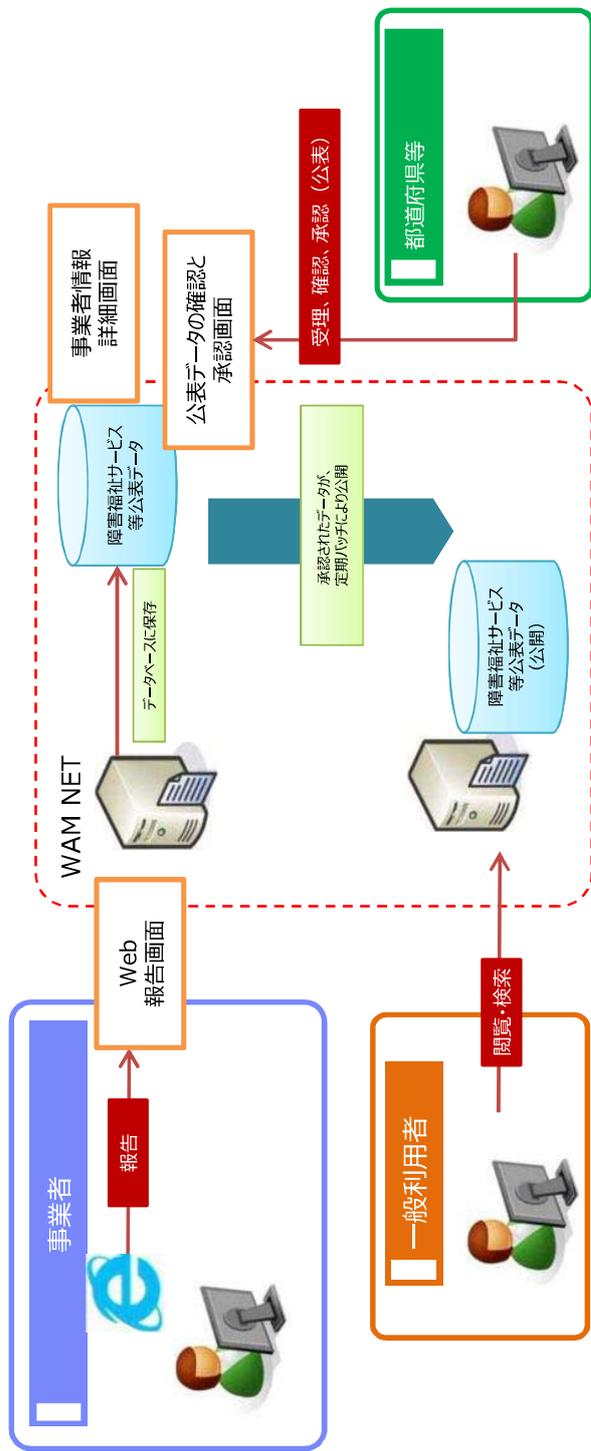
注意: 個人情報は送付しないでください。

【参考】障害福祉サービス等情報公表システム(仮称)の概要

- 障害福祉サービス等情報の公表にあたっては、利用者等の利便性を確保するために、全国一律のシステムを構築し、インターネット上で全国の施設・事業所における障害福祉サービス等情報が閲覧・検索できるようにする。
- また、事業者による障害福祉サービス等情報の都道府県知事等への報告、各都道府県等における当該報告の受理、確認及び公表についても、当該システムを通じて行う。

情報公表システムによる報告・公表までの処理フロー

- ① 事業者は、障害福祉サービス等情報を、本システムへWeb登録画面より報告する。
- ② 報告された障害福祉サービス等情報は、サーバ上で公表データとしてデータベースに保存される。
- ③ 都道府県等担当は、本システムを利用し、事業者から報告された公表データを受理・確認し、承認する。承認された公表データは、公開用データベース上で公開され、インターネットにおいて一般利用者が閲覧・検索できる。



障害福祉サービス等情報公表制度の公表事項(案)について

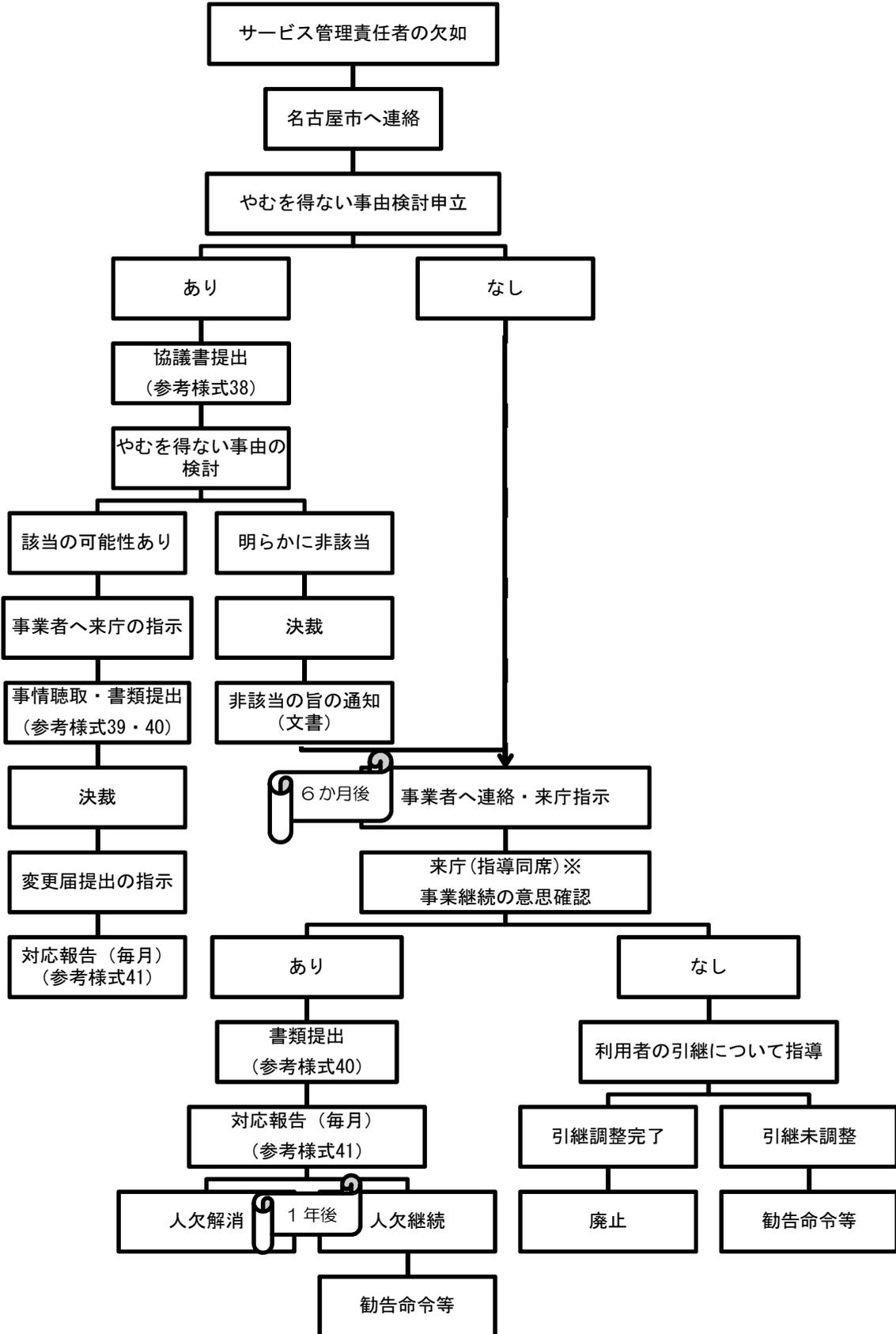
障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉サービス等情報公表システム(仮称)
別表第一	基本情報
一 事業所等を運営する法人等に関する事項	1. 事業所等を運営する法人等に関する事項
イ 法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先	法人等の名称、主たる事業所の所在地及び電話番号その他の連絡先 <ul style="list-style-type: none"> 法人等の種類 法人等の名称 法人番号 法人等の主たる事務所の所在地(〒) 電話番号 FAX番号 ホームページ(URL)
ロ 法人等の代表者の氏名及び職名	法人等の代表者の氏名及び職名 <ul style="list-style-type: none"> 氏名 職名
ハ 法人等の設立年月日	法人等の設立年月日
ニ 法人等がサービスを提供し、又は提供しようとする事業所等の所在地を管轄する都道府県の区域内において提供するサービス	法人等が都道府県内で実施するサービス <ul style="list-style-type: none"> サービスの種類 か所数 主な事業所等の名称 所在地
ホ その他サービスの種類に応じて必要な事項	
二 当該報告に係るサービスを提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項	2. 障害福祉サービス等を提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項
イ 事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先	事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先 <ul style="list-style-type: none"> 事業所等の名称 事業所等の所在地 市区町村コード 電話番号 FAX番号 E-mail ホームページ(URL)
ロ 事業所番号	従たる事業所の有無 <ul style="list-style-type: none"> 所在地
ハ 事業所等の管理者の氏名及び職名	指定事業所番号 <ul style="list-style-type: none"> 事業所等の管理者の氏名及び職名 <ul style="list-style-type: none"> 氏名 職名
ニ 当該報告に係る事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定を受けた年月日(指定の更新を受けた場合にはその直近の年月日)	事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定を受けた年月日 <ul style="list-style-type: none"> 事業の開始(予定)年月日 指定の年月日 指定の更新年月日
ホ 事業所等までの主な利用交通手段	事業所等までの主な利用交通手段
ヘ 事業所等の財務状況	事業所等の財務状況(財務諸表等による直近年度の決算資料) <ul style="list-style-type: none"> 事業活動計算書(損益計算書) 資金収支計算書(キャッシュフロー計算書) 貸借対照表(バランスシート)
ト その他サービスの種類に応じて必要な事項	社会福祉士及び介護福祉士法第48条3に規定する登録喫煙吸引等事業者 サービス別の項目

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉サービス等情報公表システム(仮称)
<p>三 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項</p> <p>イ 職種別の従業者の数</p> <p>ロ 従業者の勤務形態、労働時間、従事者一人当たりの利用者等</p> <p>ハ 従業者の当該報告に係るサービスの業務に従事した経験年数等</p> <p>ニ 従業者の健康診断の実施状況</p> <p>ホ 従業者の教育訓練、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況</p> <p>ヘ その他サービスの種類に応じて必要な事項</p>	<p>3. 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項</p> <p>職種別の従事者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者数等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実人数 ・職種 ・常勤換算人数 ・1週間のうち、常勤の従事者が勤務すべき時間数 ・福祉・介護職員の常勤換算人数 ・利用実人員 ・福祉・介護職員1人当たりの1か月の利用実人員数 ・資格等を有している従業者の数 ・管理者の他の職務との兼務の有無 <p>従業者の当該報告に係る障害福祉サービス等の業務に従事した経験年数等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度の採用者数 ・前年度の退職者数 ・業務に従事した経験年数別の人数 <p>従業者の健康診断の実施状況</p> <p>従業者の教育訓練のための制度、研修その他の従事者の資質向上に向けた取組の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修実施計画の有無 ・事業所等で実施している従事者の資質向上に向けた研修等の実施状況 ・意思決定支援に関する研修の実施状況 ・従業者に対する虐待防止研修の実施状況 ・喀痰吸引等研修の修了者数 ・強度行動障害支援者養成研修の修了者数 ・行動援護従業者養成研修課程の修了者数 <p>サービス別の項目</p>
<p>四 サービスの内容に関する事項</p> <p>イ 事業所等の運営に関する方針</p> <p>ロ 当該報告に係るサービスの内容等</p>	<p>4. 障害福祉サービス等の内容に関する事項</p> <p>事業所等の運営に関する方針</p> <p>サービスを提供している日時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の営業時間 ・利用可能な時間帯 <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供所要時間 <p>事業所等が通常時に障害福祉サービス等を提供する地域</p> <p>サービスの内容等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる対象とする障害の種類 ・利用者の送迎の実施 ・協力医療機関 ・利用定員 ・利用実人員 ・サービス等報酬の加算状況 ・医療的ケアを必要とする利用者の受入体制 <p>サービスを提供する事業所、設備等の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物の構造 ・送迎車両の有無 ・便所の設置数 ・浴室の設備の状況 ・消火設備等の状況 ・防犯システム、機器の状況 ・バリアフリーの対応状況 ・福祉用具の設置状況

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉サービス等情報公表システム(仮称)
<p>ハ 当該報告に係るサービスの利用者等への提供実績</p> <p>ニ 利用者等からの苦情に対する窓口等の状況</p> <p>ホ 当該報告に係るサービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項</p> <p>ヘ 事業所等のサービスの提供内容に関する特色等</p> <p>ト 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等</p> <p>チ その他サービスの種類に応じて必要な事項</p>	<p>障害福祉サービス等の利用者への提供実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の人数(区分別) <p>利用者等からの苦情に対する窓口等の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口の名称 ・電話番号 ・対応している時間 ・苦情処理結果の開示状況 <p>障害福祉サービス等の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応の仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償保険の加入状況 <p>障害福祉サービス等の提供内容に関する特色等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その内容 <p>利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者アンケート調査、意見箱等利用者等の意見等を把握する取組の状況 ・第三者による評価の実施(受審)状況 <p>サービス別の項目</p>
<p>五 当該報告に係るサービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項</p>	<p>5. 障害福祉サービス等を利用するに当たっての利用料等に関する事項</p> <p>障害福祉サービス等給付以外のサービスに要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域の利用者に対してサービスを提供に要した交通費の徴収状況 ・利用者の選定により、送迎を事業所等が提供する場合に係る費用の徴収状況 ・食事の提供により要する費用の徴収状況 ・創作的活動に係る材料費の徴収状況 ・家賃の徴収状況 ・光熱水費の徴収状況 ・日用品費の徴収状況 ・当該サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用(日常生活費)の徴収状況 ・当該サービスにおいて提供される便宜のうち、その他の日常生活費とは区分されるべき費用(例:預り金の出納管理等)の徴収状況
<p>六 その他都道府県知事が必要と認める事項</p>	
<p>別表第二</p>	<p>運用情報</p>
<p>第一 サービスの内容に関する事項</p> <p>一 サービスの提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者等の権利擁護等のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 利用者等の状態に応じた当該サービスに係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況 ロ サービス提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況 <p>ハ 利用者等に対する利用者等が負担する利用料に関する説明の実施の状況</p> <p>ニ 利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況</p> <p>二 利用者本位のサービスの質の確保のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 重度の肢体不自由等の常時介護を要する利用者に対するサービスの質の確保のための取組の状況 ロ 利用者等のプライバシーの保護のための取組の状況 <p>三 相談、苦情等の対応のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談、苦情等の対応のための取組の状況 <p>四 サービスの内容の評価、改善等のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> イ サービスの提供状況の把握のための取組の状況 ロ サービスに係る計画等の見直しの実施の状況 <p>五 サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 相談支援専門員等との連携の状況 ロ 主治の医師等との連携の状況 	<p>6. 事業所等運営の状況</p> <p>(1)障害福祉サービス等の内容に関する事項</p> <p>障害福祉サービス等の提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者等の権利擁護等のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者等の状態に応じた当該サービスに係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況 ・サービス提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況 ・利用者等に対する利用者等が負担する利用料に関する説明の実施の状況 ・利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況 <p>利用者本位の障害福祉サービス等の質の確保のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度の肢体不自由等の常時介護を要する利用者に対するサービスの質の確保のための取組の状況 ・利用者等のプライバシーの保護のための取組の状況 <p>相談、苦情等の対応のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談、苦情等の対応のための取組の状況 <p>障害福祉サービス等の内容の評価、改善等のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスの提供状況の把握のための取組の状況 ・サービスに係る計画等の見直しの実施の状況 <p>障害福祉サービス等の質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員等との連携の状況 ・主治の医師等との連携の状況

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉サービス等情報公表システム(仮称)
<p>第二 サービスを提供する事業所等の運営状況に関する事項</p> <p>一 適切な事業運営の確保のために講じている措置</p> <p>イ 従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況</p> <p>ロ 計画的な事業運営のための取組の状況</p> <p>ハ 事業運営の透明性の確保のための取組の状況</p> <p>ニ サービスの提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況</p> <p>二 事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置</p> <p>イ 事業所等における役割分担等の明確化のための取組の状況</p> <p>ロ サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況</p> <p>ハ 従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況</p> <p>三 安全管理及び衛生管理のために講じている措置</p> <p>安全管理及び衛生管理のための取組の状況</p> <p>四 情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置</p> <p>イ 個人情報の保護の確保のための取組の状況</p> <p>ロ サービスの提供記録の開示の実施の状況</p> <p>五 サービスの質の確保のために総合的に講じている措置</p> <p>イ 従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況</p> <p>ロ 利用者等の意向等も踏まえたサービスの提供内容の改善の実施の状況</p> <p>ハ サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況</p>	<p>(2)障害福祉サービス等を提供する事業所等の運営状況に関する事項</p> <p>適切な事業運営の確保のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況 ・計画的な事業運営のための取組の状況 ・事業運営の透明性の確保のための取組の状況 ・サービスの提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況 <p>事業運営を行う事業所等の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所等における役割分担等の明確化のための取組の状況 ・サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況 ・従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況 <p>安全管理及び衛生管理のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全管理及び衛生管理のための取組の状況 <p>情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護の確保のための取組の状況 ・サービスの提供記録の開示の実施の状況 <p>障害福祉サービス等の質の確保のために総合的に講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況 ・利用者等の意向等も踏まえたサービスの提供内容の改善の実施の状況 ・サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況
<p>第三 都道府県知事が必要と認めた事項</p>	

サービス管理責任者が欠如している場合のフロー図



1. 計画相談支援における「サービスの更新時」のモニタリングの実施時期の変更について（別紙1）

利用者に対して、より熟考された計画案等に基づく支援を提供し、あわせて相談支援事業者にとっても負担のないモニタリングを可能とするために、モニタリング時期を1か月前倒しして実施できることとし、余裕のある期間でモニタリングを実施できるようにするもの。

適用時期：平成30年1月11日（通知発出時より）

2. 名古屋市障害者通院時コミュニケーション支援事業について（別紙2）

意思疎通が困難な障害者又は障害児が医療機関に通院して診察等を受ける際、医療従事者と円滑なコミュニケーションを図ることができるよう、障害者等との意思伝達に熟達している者が支援することを目的とする。

実施時期：平成30年4月

3. 名古屋市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業について（別紙3）

入院中の病院等において重度訪問介護のコミュニケーション支援を受けることができる障害支援区分6の利用者については、名古屋市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業の対象外とする。

適用時期：平成30年4月

4. 移動支援の報酬改定等について（別紙4）

移動支援事業について、下記の改定を行う。

①片道支援加算の創設

片道の移動に1時間を越える支援を要する通学や障害福祉サービス事業所等への通所に対して、1回500円を加算する。

②報酬算定方法等の変更

報酬算定の方法を提供時間から国制度と同様に計画時間に基づき所要時間を算定することとする。

③実績記録票におけるサービス提供者欄の取り扱いについて

同欄につき、ヘルパー印や署名に限らない（管理者等による記載や印字でも可能）ものとする。

5. 適切な請求事務の徹底について（別紙5）

6. 介護保険の適用除外施設入所者に係る対応について（別紙6）

7. 一定の要件を満たす高齢障害者に対する介護保険の利用者負担額の軽減の制度について（別紙7）

平成30年1月11日
平成30年3月26日一部修正

指定計画相談支援事業者 代表者様
指定障害児相談支援事業者 代表者様

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課長
子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課長

計画相談支援における
「サービスの更新時」のモニタリングの実施時期の変更について

平素から本市の障害福祉の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
さて、見出しのことにつきまして、別紙のとおり取り扱うこととしますのでご
確認くださいますようお願いいたします。

【問合せ先】

障害者支援課認定支払係 (TEL 052-972-2639)
子ども福祉課子ども発達支援係 (TEL 052-972-2520)

平成 30 年 1 月 11 日
平成 30 年 3 月 26 日一部修正（網掛け部分）

計画相談支援における 「サービスの更新時」のモニタリングの実施時期の変更について

1. 概要

(1) 現在の取り扱い

障害福祉サービス等の更新におけるモニタリング（継続サービス利用支援、継続障害児支援利用援助）の実施については、サービスの有効期間の最終月において実施することとなっており、その後、当該モニタリングの結果を踏まえ、更新のためのサービス等利用計画案（障害児支援利用計画案を含む。以下、「計画案等」という。）の作成を行うこととなっている。

(2) 現状

最終月のモニタリングについては、下記のような現状がある。

- ・最終月の中で、モニタリングの日程調整をすることが困難である。
- ・モニタリング自体にも時間がかかるため、余裕をもってモニタリングできないことがある。
- ・最終月のうちに、計画案等の作成をする必要があるが、日程に追われることとなり、余裕をもって作成できない。
- ・計画案等の作成が間に合わないことがある。

(3) 対応方針

利用者に対して、より熟考された計画案等に基づく支援を提供し、あわせて相談支援事業者にとっても負担のないモニタリングを可能とするために、モニタリング時期を 1 か月前倒して実施できることとし、余裕のある期間でモニタリングを実施できるようにする。

一方、報酬算定は、国の基準に基づき、従前どおり報酬告示に準じて算定する。

2. 変更内容

(1) 前倒しできるモニタリング

利用状況が安定している利用者について、下記の条件をすべて満たしている場合には、モニタリングを 1 か月前倒して実施できることとする。

- ①サービス更新にあたってのモニタリングであること（6 か月ごと等

する中間モニタリングは対象とはならない)。

- ②最終月より前倒しで実施することについて、利用者から同意を得ている。
- ③モニタリング期間が、「毎月」、「2 か月ごと」以外の者が対象
- ④モニタリング後に利用者からの連絡等により、計画案等の変更の必要性がある場合には、当初作成した計画案等の修正を行うこと。

(2) 報酬算定について

報酬については、継続サービス利用支援（継続障害児支援利用援助）を行った後に、サービス利用支援（障害児支援利用援助）を一連の流れで行っているため、サービス利用支援（障害児支援利用援助）のみ算定することとなる（従前のおり）。これは、モニタリングの実施を前倒した場合においても、同様であるため、サービス利用支援（障害児支援利用援助）のみ算定すること。

一方、モニタリングを行った結果、サービス利用の必要性がなくなったと判断するケースなど、更新のための計画案等を作成しない場合には、継続サービス利用支援（継続障害児支援利用援助）のみ算定することとなる（従前のおり）。この場合には、国の報酬告示上、モニタリング対象月においてモニタリングを実施していることを要するため、前倒しをした月にしか訪問をしていない場合には算定できないため、留意すること。

(3) 本取り扱いの対象者について

本取り扱いは、名古屋市で支給決定された者について、対象とする。

(4) その他留意事項

上記(1)①に記載のとおり、本取り扱いは、「サービス更新」にあたってのモニタリングである。6 か月ごと等を実施する中間モニタリングは対象とはならないため、留意すること。

名古屋市障害者通院時コミュニケーション支援事業について（概要）

1. 趣旨

意思疎通が困難な障害者又は障害児が医療機関に通院して診察等を受ける際、医療従事者と円滑なコミュニケーションを図ることができるよう、障害者等との意思伝達に熟達している者が支援することを目的とする。

2. 対象者

対象者要件あり。別添の手引きを参照

3. サービス内容（詳細は手引きを参照）

(1) コミュニケーション支援の場面

診察時、治療等の処置中、リハビリ等のコミュニケーション支援
※ただし、精神障害者・児が精神科病院に通院する場合は対象外

(2) コミュニケーション支援事業者

下記の事業者が対象となるが、コミュニケーション支援事業者として、特別に事業者指定を受ける必要はない。

①外出サービス事業者の場合

下記の外出サービスを提供する事業者が通院の支援を実施する際に、診察等のコミュニケーション支援を提供した場合に算定する。

○対象事業者

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援、重度障害者等包括支援を提供する事業者

②その他の事業者

下記のサービスを提供する事業者が、支援の一環として、利用者の通院に同行した際に、コミュニケーション支援を提供した場合に算定する。

ア 障害福祉サービス

- ・居住系サービス（施設入所支援、共同生活援助）
- ・自立生活援助

イ 地域相談支援

ウ 計画相談支援

(3) 報酬

事業者区分	報酬
上記(2)①の事業者	1回の通院につき、200円
上記(2)②の事業者	1回の通院につき、600円

※ 通院の回数に制限はない。

※ 1日に複数の医療機関に通院する場合には、医療機関ごとに算定することができる(同一の医療機関において、複数の診療科を受診する場合は、算定は1回とする)。

4. 手続き

(1) 利用申請

本事業の利用希望者は、障害福祉サービス等の支給決定を行っている窓口
に申請をする。

(2) 利用決定

決定者には、受給者証への記載がされる。

障害福祉サービス受給者証、移動支援・地域活動支援受給者証、地域相談支援受給者証の特記事項欄に、「通院時コミュ支援対象者」と記載。

5. 研修の実施

コミュニケーション支援事業者は、コミュニケーション支援者に対する意思疎通に関する資質の向上を目的とした研修を定期的に設けることに努めるものとする。

6. 請求事務について

(1) 請求の際に必要な書類等

- ① 請求書
- ② 明細書
- ③ 実績記録票の写し
- ④ サービス提供記録の写し
- ⑤ 請求データ(請求件数が5件以上の場合)

別に示すエクセル様式に、請求内容を入力したものをCD-Rで提出する。

(2) 請求時期

四半期ごとに請求を行う。

①請求時期

請求月	提供月
6月	3～5月提供分
9月	6～8月提供分
12月	9～11月提供分
3月	12～2月提供分

②請求締切日

請求月の15日（土日祝日の場合は直前の開庁日）

③請求書提出先

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課認定支払係

④支払日

請求月の翌月末日（土日祝日の場合はその前日）

7. 実施時期

平成30年4月

8. その他

請求書等のデータについては、ウェルネットなごやに掲載



名古屋市障害者通院時コミュニケーション支援事業の手引き（事業者用）

1. 趣旨

意思疎通が困難な障害者又は障害児が医療機関に通院して診察等を受ける際、医療従事者と円滑なコミュニケーションを図ることができるよう、障害者等との意思伝達に熟達している者が支援することを目的とする。

2. 対象者

以下の全ての条件を満たす者とする。

①本市が支給決定を行う以下のいずれかのサービスの決定者であること

ア 障害福祉サービス

- ・外出サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援、重度障害者等包括支援）
- ・居住系サービス（施設入所支援、共同生活援助）
- ・自立生活援助

イ 地域相談支援

ウ 計画相談支援

②通院時のコミュニケーション支援の必要性が認められる者

申請時に、支援計画書を確認し、必要性の有無を判断する。

ただし、身体障害者については、発語が困難な者に限る。

③障害児については、外出サービスの決定において、通院の利用が認められている中高生に限る。

3. サービス内容

(1) コミュニケーション支援の場面

診察時、治療等の処置中、リハビリ等のコミュニケーション支援

※ただし、精神障害者・児が精神科病院に通院する場合は対象外

(2) コミュニケーション支援の範囲

診療報酬の範疇となるサービスは支援の対象外であり、診察等の介助のためのヘルパーとしての利用は認められない。

(3) コミュニケーション支援事業者

①外出サービス事業者の場合

下記の外出サービスを提供する事業者が通院に係る外出サービスを提供する際に、診察等のコミュニケーション支援を提供した場合に算定する。

○対象事業者

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援、重度障害者等包括支援を提供する事業者

②その他の事業者

下記のサービスを提供する事業者が、支援の一環として、利用者の通院に同行した際に、コミュニケーション支援を提供した場合に算定する。

ア 障害福祉サービス

- ・居住系サービス（施設入所支援、共同生活援助）
- ・自立生活援助

イ 地域相談支援

ウ 計画相談支援

(4) コミュニケーション支援者

日常的に利用者の介護を担当し、利用者との意思伝達に熟達している者。

(5) 報酬

事業者区分	報酬
上記(3)①の事業者	1回の通院につき、200円
上記(3)②の事業者	1回の通院につき、600円

※ ひと月の通院の回数に制限はない。

※ 1日に複数の医療機関に通院する場合には、医療機関ごとに算定することができる（同一の医療機関において、複数の診療科を受診する場合は、算定は1回とする）。

(6) 利用者負担

利用者負担はなし。

4. 手続き

(1) 利用申請

本事業の利用希望者は、障害福祉サービス等の支給決定を行っている窓口
に申請をする。

【申請書類】

- ア 名古屋市障害者通院時コミュニケーション支援事業支給申請書(様式第1号)
- イ 名古屋市障害者通院時コミュニケーション支援計画書(様式第2号)

※支援計画書について

- ・コミュニケーション支援事業者が作成するものとする。

- ・知的障害等で、自分の症状の説明がうまく伝達できない場合も対象とするなど、コミュニケーション支援の必要性を広く柔軟に判断することは可能である。
- ・ただし、支援計画書に支援の必要性が具体的に記載することとする。「うまく説明できない」等の曖昧な記載では不十分とし、今までに診察等の場面で医療従事者が意思疎通に苦慮した具体的な記載がされていることを要する。
- ・支援計画書は、サービスを利用する事業者が複数ある場合でも、申請においては、1つの事業者から提出されていけば可とする。

(2) 支給決定

ア 決定通知

名古屋市障害者通院時コミュニケーション支援事業支給決定通知書(様式第3号)による。

※有効期間は、1年間で、更新可能。

イ 受給者証への記載

障害福祉サービス受給者証、移動支援・地域活動支援受給者証、地域相談支援受給者証の特記事項欄に、「通院時コミュ支援対象者」と記載される。

5. サービス提供の流れ

(1) 支給決定者の確認

利用者から通院時コミュニケーション支援事業の利用希望があった場合は、各受給者証の特記事項欄に「通院時コミュ支援対象者」の記載があることを確認する。

(2) 契約の締結

利用者とサービス利用に関する契約を締結する。

(3) 支援計画書の作成

コミュニケーション支援事業者は、利用者の障害の状況を適切に把握し、障害特性に応じた適切な支援ができるよう支援計画書を作成したうえで、通院時コミュニケーション支援の提供を行うものとする。

支援計画書は、名古屋市障害者通院時コミュニケーション支援計画書(様式第2号)による。

(4) サービスの提供

計画に沿ったサービス提供を行う。

①身分証明書の提示について

サービス提供事業所の従事者が通院時コミュニケーション支援事業のサービスを提供する際は、身分を証する書類を携行し、利用者又は、院内スタッフから提示を求められたときは、これを提示すること。

②支援の範囲について

診療報酬の範疇となるサービスは支援の対象外であり、診察等の介助のためのヘルパーとしての利用は認められない。

【診療報酬の範疇となるサービス】

①病状の観察、②病状の報告、③身体の清拭、食事、排泄等の世話等療養上の世話、④診察の介補、⑤与薬・注射・包帯交換等の治療の介助及び処置、⑥検温、血圧測定、検査検体の採取・測定、検査の介助、⑦患者、家族に対する療養上の指導等患者の病状に直接影響のある看護

(5) サービス提供記録の作成

コミュニケーション支援事業者は、通院時コミュニケーション支援の提供を行った場合、その内容を記録することとし、また、記録書類を5年間保管しておかなければならない。

(提供記録について)

- ・外出サービスを提供する場合については、外出サービスに係る提供記録にコミュニケーション支援の内容を追加して記載することも可能とする。
- ・それ以外の場合は、任意の様式に、支援内容を記載する。
- ・記録すべきコミュニケーション支援の内容は、診察等の際に、医療機関の従事者とやり取りした内容を具体的に記録することとする。

(6) 研修の実施

コミュニケーション支援事業者は、コミュニケーション支援者に対する意思疎通に関する資質の向上を目的とした研修を定期的に設けることに努めるものとする。

6. 請求事務について

(1) 請求の際に必要な書類等

- ① 請求書 (様式第6号)
- ② 明細書 (様式第7号)
- ③ 実績記録票 (様式第8号) の写し
- ④ 請求データ (請求件数が5件以上の場合)

別に定めるエクセル様式に、請求内容を入力したものをCD-Rで提出する。

(2) 請求時期および支払日

四半期ごとに請求を行う。

①請求時期

請求月	提供月
6月	3～5月提供分
9月	6～8月提供分
12月	9～11月提供分
3月	12～2月提供分

②請求締切日

請求月の15日（土日祝日の場合は直前の開庁日）

③請求書提出先

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課認定支払係

④支払日

請求月の翌月末日（土日祝日の場合はその前日）

(3) 請求時の受給者番号の整理

通院時コミュニケーション支援事業では、独自の受給者番号を設定しない。このため、障害福祉サービスまたは移動支援で設定されている受給者番号を利用することとする。

ただし、利用者によっては、障害福祉サービスおよび移動支援の両方の番号を持っている者もいるため、請求時の整理を行う。

ア 外出サービス事業者が提供する場合

当該利用者がコミュニケーション支援の算定の際に提供されている外出サービスに係る受給者番号で請求する。

例：通院等介助で外出サービスを提供した場合には、障害福祉サービスの受給者番号で請求する。

イ 上記以外の事業者が提供する場合

障害福祉サービスの受給者番号で請求する。

(4) 請求時の事業者番号の整理

通院時コミュニケーション支援事業では、独自の事業者番号を設定しないため、請求時の事業者番号の整理をする。

ア 外出サービス事業者が提供する場合

①移動支援の事業者番号を優先して請求することとする

②1回の請求時には、1つの事業者番号のみで請求することとする

パターンⅠ

例：居宅介護および移動支援の両方を提供する事業者が、利用者Aを通院等介助で支援した際に、通院時コミュニケーション支援を提供した場合、
→①により、移動支援の事業者番号で請求する。

	指定・提供内容	請求時の番号
事業者	居宅介護・移動支援の指定	移動支援の事業者番号で請求
利用者A	通院等介助を利用	障害福祉サービスの受給者番号

パターンⅡ

例：居宅介護および移動支援の両方を提供する事業者が、利用者Aを移動支援で、利用者Bを通院等介助で支援した際に、通院時コミュニケーション支援を提供した場合、
→①②により、移動支援の事業者番号で請求する。

	指定・提供内容	請求時の番号
事業者	居宅介護・移動支援の指定	移動支援の事業者番号
利用者A	移動支援を利用	移動支援の受給者番号
利用者B	通院等介助を利用	障害福祉サービスの受給者番号

イ 上記以外の事業者が提供する場合

障害福祉サービスの受給者番号で請求する。

例：共同生活援助事業者が、移動支援の支給決定のある利用者Aに、通院時コミュニケーション支援を提供した場合、

	指定・提供内容	請求時の番号
事業者	共同生活援助の指定	共同生活援助の事業者番号
利用者A	共同生活援助の支給決定 移動支援の支給決定	障害福祉サービスの受給者番号

7. 実施時期

平成30年4月

【お問合せ先】

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課認定支払係

電話：052-972-2639

FAX：052-972-4149

名古屋市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業について

1 変更点

対象者のうち除外されるケースとして色塗り部分を新たに加える（事業者用手引き抜粋）。

市内在住の在宅の障害者で、次の要件を全て満たす方

ただし、入院中の病院等において重度訪問介護が利用できる者を除く。

- ① 単身又はこれに準ずる世帯の方
 - ② 重度訪問介護又は行動援護の対象者で、在宅サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援）の支給決定を受け、現に当該サービスを利用中の方
 - ③ 障害程度区分の認定調査項目の次の項目が、いずれも「できる」以外に該当する方
 - 「6-3 ア 意思伝達」
 - 「6-3 イ 本人独自の表現方法を用いた意思表示」
- ※③で「できる」に該当している方について、緊急に支援が必要と認められる場合にあっては、医師意見書（本市様式）にて、同程度の状態で、支援の必要性が認められる場合に対象者とする。

2 変更後の対応

平成30年4月1日より、障害支援区分6の者を対象として、重度訪問介護において病院等への入院中にコミュニケーション支援等の提供が可能となる。詳細は別紙5のとおり。

3 実施時期

平成30年4月

4 手引き

今後、事業者用「名古屋市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業の手引き」をウェルネットなごやに掲載予定。

平成 30 年度移動支援の改定内容

1. 片道支援加算の創設

(1) 内容

学校への通学や日中活動事業所への通所のための移動支援の場合、片道支援において、目的地が遠方である場合には、ヘルパーがサービス提供後に通常の営業地域に戻るための報酬が全く算定されないこととなり、近距離での移動支援と比べ、事業者の負担が大きい。このため、遠方の片道支援では、通常よりもサービス提供を担うヘルパーの確保が困難な状況が生じている。

ついては、遠方の片道支援にかかるヘルパー報酬の一定の評価として、長時間の片道支援につき、加算を設けるもの。

(2) 加算対象となる移動支援

下記の要件をすべて満たす場合に加算を算定する。

- ①片道支援
- ②外出内容は下記に該当する外出（以下、「通所等」という。）に限定
 - ア 小・中・高校・大学への通学
 - イ 障害福祉サービス事業所等への通所
 - ※障害福祉サービス事業所（通所）、障害児通所支援事業所、地域活動支援事業所
- ③片道の移動に 1 時間を越えた時間（算定時間 1.5 時間以上）を要する外出

①片道支援

- ・往路、復路をそれぞれ算定可能

②について

上記の対象施設に限定する。

③について、

【算定例】

- 算定可能：8:00～9:30（算定時間 1.5 時間）
- 算定可能：8:00～9:15（算定時間 1.5 時間）
- × 算定不可：8:00～9:00（算定時間 1.0 時間）

- ・通所等に要する時間のみで算定時間 1.5 時間以上となること

事例

【①通所等に要する外出 + ②余暇外出 = 2.0 時間 となる場合】

×算定不可能な場合

①通所等に要する外出： 1.0 時間

②余暇外出： 1.0 時間

→①通所等に要する外出が 1.5 時間以上ないため、算定不可

○算定可能な場合

①通所等に要する外出： 1.5 時間

②余暇外出： 0.5 時

→①通所等に要する外出が 1.5 時間以上であるため、算定可能

※①通所等に要する外出時間の判断にあたっては、通常に通所等にかかる外出時間をもとに判断することとする。

(3) 加算単価

1 回の片道支援につき、500 円加算（利用者負担額 50 円）する。

(4) 提供内容の記録方法

サービス提供記録に、従前の取り扱い通り、「サービスの具体的内容」として、外出先を適切に記録する。

2. 報酬算定方法等の変更

(1) 概要

報酬の算出の方法につき、国制度と同様の報酬算定方法および支給量管理方法で行うこととする。

	現行	変更後
報酬算定	提供実績の時間に基づき所要時間を算定	計画時間に基づき所要時間を算定（国制度と同様）
支給量管理	支給量 \geq 提供時間の合計	支給量 \geq 算定時間の合計（国制度と同様）

(2) 報酬算定方法

①算定方法

実際に要した時間により算定するのではなく、計画に基づいて行われる時間に基づき算定する。

②留意点

事業者は、計画を作成するに当たって、支給量が 30 分を単位として決定されることを踏まえ、決定された時間数が有効に活用されるよう、利用者の希望等を踏まえることが必要である。

③具体例

計画が 9:00～9:30、実際の提供時間が 9:00～9:35 の場合
→計画時間に基づき、「移動 0.5H」で算定する。

(3) 支給量管理

①管理方法

算定時間数の合計が、支給量を超えないように管理する。

②具体例

支給決定時間が 10 時間の利用者の場合で、計画時間 9:00～10:00、実際の提供時間が 9:00～9:50 のケース。
→算定する「移動 1.0H」の時間数である「1.0H」を基準に管理する（国制度と同様）。仮に同内容の提供時間で提供する場合には、最大 10 回提供可能となる。

○ 1.0 時間×10 回＝10 時間
× 50 分×12 回＝10 時間

③留意点

下記事例のように、支給量管理の方法の変更により、算定時間数の合計が支給量を超えてしまうような場合には、実際の算定時間を考慮した支給決定となるよう変更する必要があるため、支給量の変更申請を行うようにすること。

例

通学で、支援に 50 分要するケース。

支給量が 50 分をもとに計算されている場合だと、支給量が、50 分×5 日×5 週＝21 時間（1250 分）となる。

実際の算定において、ひと月に 23 日利用する月においては、算定時間が 23 時間（1.0 時間×23 日）となり、変更後の支給量管理において、算定時間が超過してしまう。

3. 実績記録票におけるサービス提供者欄の取り扱いについて

(1) 内容

現在、実績記録票のサービス提供者欄は、「サービス提供者印」として、提供したヘルパーの印（又は署名）を記載することとなっているが、下記のとおり変更を行う。

(2) 変更内容

	現行	変更後
欄の名称	サービス提供者印	サービス提供者名
記載内容	ヘルパー印、または、ヘルパーの署名	ヘルパー印や署名に限らない(管理者等による記載や印字でも可能)

4. 改定に伴う請求方法の変更

(1) 請求書関係

①実績記録票

- ・様式変更あり。
- ・「片道支援加算」の欄を追加。該当する場合には、「1」を記入する(2人派遣の場合は「2」)。
- ・「サービス提供者名」欄に変更
- ・算定時間の変更に伴う修正

②明細書

- ・様式変更はない。
- ・片道支援加算を算定する際には、当該算定コードを記載

(2) 事業者システムのバージョンアップ

今回の改定に対応するため、事業者システムを更新する。

事業者システムは、4月末を目途にリリース予定。リリースが完了したら、ウェルネットなごやに掲載する。

※今回の対応版は、デイ型地域活動支援の算定ルールの変更(最低提供時間の設定)への対応機能の追加も行っている。

(3) 請求データ

片道加算を算定する場合には、必ず最新の事業者システムで作成したデータで請求すること。

それ以外の場合、従来のシステムで作成したデータでも請求することは可能だが、様式の変更等があるため、速やかに事業者システムの更新を行うこと。

5. 変更時期

平成 30 年 4 月提供分より適用する。

ただし、実績記録票については、経過期間として、平成 30 年 10 月提供分までは、片道支援加算を算定する場合を除き、従前の様式を利用することも可能とする。

【お問合せ先】

名古屋市健康福祉局障害福祉部

障害者支援課認定支払係

電 話 : 052-972-2639・2602

F A X : 052-972-4149

平成30年4月の移動支援の改定に係るQ&A

No	項目	Q	A
1	様式の変更	実績記録票の「サービス提供者名」について	記載は、苗字のみで可。
2	片道支援加算	算定要件である「片道の移動に1時間を越えた時間(算定時間1.5時間以上)を要する外出」の判断方法。 余暇を含めて支援した結果、算定時間1.5時間以上となる場合に、加算を算定できるか。	通所(通学)にあたり、その内容に余暇を含めた時間で支援する場合には、当該時間を除いて、通所(通学)に要する時間のみで算定時間1.5時間以上となることを要します。 通所(通学)に要する時間は、余暇支援を含まない日の外出において、通常かかる時間で判断するものとします。
3	片道支援加算	行動障害等の障害特性により、移動に要する時間が通常のケースに比べて著しくかかる場合。	例えば、行動障害により、まっすぐ目的地まで移動することが困難な対象者の場合には、支給決定における通所(通学)に要する時間の判定を基に判断することとします。
4	片道支援加算	実績記録票の「片道支援加算」欄について加算を算定する場合には、従前の様式を利用できないか。	加算を算定する場合には、請求額に影響するものであるため、変更後の様式で請求していただく必要があります。

受給者証番号	6 0 0 0 0 × × × × × ×										支給決定者(保護者)氏名 名古屋 太郎 (名古屋 小太郎)		事業所番号 2360000001	
	総決定支給量		不可欠 20.0時間 (1,200分)		契約支給量	不可欠 15.0時間 (900分)		事業者事業所の名称 地域活動支援事業所(株) 移動支援サービスセンター	月額負担上限額		1,800円			
		その他 24.0時間 (1,440分)		その他 15.0時間 (900分)										

日付	曜日	移動支援計画										算定時間(時間)	利用形態	片道支援加算	利用者負担額	サービス提供時間		サービス提供者名	利用者確認印
		サービス提供			控除			計画時間(分)	内訳(分)		サービス提供								
		開始時刻	終了時刻	分	開始時刻	終了時刻	分		不可欠	その他	開始時刻					終了時刻			
1	日	10:00	13:00	180				180		180	3.0	1		540	10:00	13:05	ヘルパー名	印	
6	金	7:45	8:15	30				30	30		0.5	1		250	7:45	8:15	ヘルパー名	印	
7	土	10:00	11:30	90				90		90		1			10:00	11:30	ヘルパー名	印	
7	土	13:00	14:00	60				60		60	2.5	1		460	13:00	14:00	ヘルパー名	印	
10	火	16:00	17:30	90				90	30	60	1.5	1		330	16:00	17:30	ヘルパー名	印	
15	日	10:00	15:00	300				300		300	5.0	1		220	10:00	15:00	ヘルパー名	印	
18	水	14:00	18:00	240	15:00	16:30	90	150	90	60	2.5	1		0	14:00	18:00	ヘルパー名	印	
19	木	16:00	17:30	90				90	30	60	1.5	3		0	16:00	17:30	ヘルパー名	印	
20	金	7:45	8:15	30				30	30		0.5	1		0	7:45	8:15	ヘルパー名	印	
20	金	16:00	16:30	30				30	30		0.5	1		0	16:00	16:30	ヘルパー名	印	
23	月	8:00	9:30	90				90	90		1.5	1	1	0	8:00	9:30	ヘルパー名	印	
23	月	16:00	17:30	90				90	90		1.5	1	1	0	16:00	17:30	ヘルパー名	印	

前後のサービスの間に他のサービスが入る場合は、前後のサービス間隔が2時間未満であっても、それぞれ別サービスとして記載する。

サービス提供例 7日
 移動支援 10:00~11:30
 居宅介護 11:30~13:00
 移動支援 13:00~14:00

通学等で、行きと帰りを支援
 片道支援加算を算定する場合には、それぞれ「1」と記載する。
 利用者負担額は加算分も含め記載する。

10日のサービス時点で
 上限額に到達

ヘルパー名を記載
 記載方法は、印以外に、署名(自書に限らない)、印字でも可

前後のサービス間隔が2時間未満の場合、その間隔を「控除」欄に記載し、1行で記載を行う。
 この場合の実際のサービス提供は、14:00~15:00と16:30~18:00(前後のサービス間隔は2時間未満)

【利用形態欄】
 「1」・・・通常の派遣
 (ヘルパー1人、利用者1人)
 「2」・・・2人派遣
 (ヘルパー2人、利用者1人)
 「3」・・・グループ利用
 (ヘルパー1人、利用者2人等)

合計								1230	420	810	20.5	2	1,800					
----	--	--	--	--	--	--	--	------	-----	-----	------	---	-------	--	--	--	--	--

1	枚中	1	枚目
---	----	---	----

適切な請求事務の徹底について

1 請求データの作成上の留意点

現在、請求内容の適正化の一環として、サービス提供内容の時間が他の事業所と重複している請求など、請求内容に矛盾があるものについて各事業者提供内容の確認を行っています。その際、下記の事例のような請求誤りが散見されますので適正な請求事務に努めてください。

【不適切な請求事例】

①利用のキャンセル

利用の予定であったが、キャンセルとなった際に、当初の入力のまま請求データを作成してしまった。利用のキャンセルがあった場合は、必ず請求データから削除してください。

②サービス提供時間の重複

一人の利用者の方に対して、サービス提供時間が重複している（例 居宅介護と移動支援の提供時間が重複、外出サービスと日中活動系サービスの提供時間が重複など）。入力時には事業所間でサービス提供時間が重ならないよう十分注意してください。

サービス提供時間の重複が確認された場合、提供時間を誤った事業所には再請求を行っていただきます。

<具体例>

Aさん：日中は生活介護を利用。（通常は9時～16時）

生活介護事業所への通所に移動支援を利用。（行きは8時30分～9時、帰りは16時～16時30分）

ある日、体調不良により生活介護事業所を13時で退所し移動支援を利用し帰宅した場合（13時～13時30分）の生活介護事業所の実績の入力について、通常の利用時間のまま請求をすると移動支援事業所の実績と重なってしまいますので必ず生活介護事業所は実績を「9時～13時」と修正したうえで請求してください。

③受給者証の確認漏れ

支給期間更新、利用者負担額の更新や支給期間の途中での支給変更申請、障害支援区分の変更申請等により支給決定内容に変更がある場合に、以前の内容のまま請求がされているケースがあります。受給者証の確認を適宜行い、支給決定内容に応じた請求を行うようにしてください。

2 請求データを送信する前に

もう一度入力内容と実施記録等とを見比べて請求するようにしてください。

平成30年3月
名古屋市健康福祉局障害者支援課

障害者支援施設入所者等の 介護保険適用除外対象者にかかる対応について

1. 趣旨

介護保険法の被保険者については、例外的に障害者支援施設等の入所者は介護保険施行法第11条第1項及び介護保険法施行規則第170条の規定により、介護保険の被保険者とはならない（適用除外）こととなっている。

対象施設への入退所においては、保険者への届出が必要となるため、入所施設の協力を求めるもの。

2. 制度概要

(1) 障害者支援施設入所者等の適用除外について

下記の施設に入所する者については介護保険の適用除外となる。

- ①障害者支援施設（施設入所支援+生活介護の利用者に限る）
- ②療養介護を行う医療機関

(2) 40歳以上65歳未満の医療保険加入者

①国民健康保険加入者の介護保険料について

自動的に介護保険の第2号被保険者と判定され、国民健康保険料の介護分が賦課される。

ただし、上記の適用除外者については、届出により介護保険の適用から除外され、国民健康保険料の介護分も賦課されない。

②社会保険加入者について

40歳以上65歳未満の社会保険加入者本人については介護保険料が発生する。ただし、上記の適用除外者については、届出により介護保険の適用から除外される。

※被扶養者となっている者については介護保険料は発生しない。

(3) 65歳以上の者

上記の適用除外者については、住民票の所在する市町村に届け出をすることで、適用除外となる。

※名古屋市で支給決定を受けている市内適用除外施設については、本市の障害部局と介護部局との調整により、適用除外の対応を行っている。

3. 依頼内容

適用除外施設の事業者様においては、今後、入所者が入退所等をした場合には、下記の対応へのご協力をお願いします。

パターン		施設への協力依頼 入所者に下記の届出をするようご案内ください
40歳から64歳の者	入所時 退所時 40歳の年齢到達時	加入している医療保険者への届出
65歳の年齢到達時		加入している医療保険者への届出 住民票がある市町村の介護保険への届出
65歳以上の者	入所時 退所時	住民票がある市町村の介護保険への届出 ※名古屋市で支給決定を行う市内適用除外施設については、本市の障害部局と介護部局との調整により、適用除外の対応を行っているため、特段の対応は不要。

一定の要件を満たす高齢障害者に対する 介護保険の利用者負担額の軽減の制度について

1 制度概要

高齢障害者が介護保険サービスを利用する場合、障害福祉制度と介護保険制度の利用者負担上限額が異なるために利用者負担額が新たに生じること等により、介護保険サービスが円滑に利用できないという課題に対応するため、障害者総合支援法の改正が行われ、平成 30 年度より一定の要件を満たす者に対し、介護保険の利用者負担額が償還される制度（以下、新高額障害福祉サービス等給付費という）が開始されます。

2 対象者要件

下記の要件をすべて満たす者となります。

- ① 65 歳に達する前、5 年間にわたり介護保険サービスに相当する障害福祉サービス（※）の支給決定を受けていた者
（※ 介護保険に相当する障害福祉サービス…居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所）
- ② 65 歳に達する日の前日において障害支援区分 2 以上であった者
- ③ 65 歳に達する日の前日において所得区分が非課税世帯または生活保護世帯に該当していた者
また、新高額障害福祉サービス等給付費の申請を行う際に、非課税世帯または生活保護世帯に該当する者
- ④ 65 歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていない者

3 償還の対象となるサービス

新高額障害福祉サービス等給付費による償還の対象は、障害福祉サービスに相当する介護保険サービス（※）にかかる利用者負担額が対象となります。

（※障害福祉サービスに相当する介護保険サービス…訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護。ただし、介護予防サービスは含まれない。）

4 利用者の方へのご案内

新高額障害福祉サービス等給付費の対象となる可能性のある方に対して、平成 30 年 7 月以降に勸奨案内を送付する予定です。

障害者支援課認定支払係（TEL 052-972-2639）

平成30年度障害者支援課所管の主な補助事業

区分	事業名	事業内容	補助額等	対象法人種別	対象事業所
1	重症心身障害者等 受入補助金	生活介護等の事業所において、重症心身障害者等を円滑に受け入れ、その日中活動の場の拡充を図るため、重症心身障害者等を適切に支援するための人件費を補助するもの。	① 生活介護 定員40名以下 5,500円/人・日 定員41名以上 3,300円/人・日 ② デイサービス型地域活動支援事業 4時間まで 2,600円/人・日 4時間超～6時間まで 4,300円/人・日 6時間超 5,500円/人・日 ※ 看護師等を常勤換算で1.0人以上配置し、医療的ケア必要者を3人以上受け入れた場合は各単価に2,500円を加える。	社会福祉法人 特定非営利活動法人 医療法人 営利法人 等	生活介護事業所 デイサービス型地域 活動支援事業所 (食事の提供又は入浴 介助を行う事業所に限 る。)
2	重症心身障害児(者) 短期入所事業補助金	短期入所事業所において、重症心身障害児(者)を円滑に受け入れ、その福祉の向上を図るため、重症心身障害児(者)を適切に支援するための人件費等を補助するもの。	① 短期入所と他の日中活動サービスを併用する場合 2,850円/人・日 ② 上記以外 5,700円/人・日	社会福祉法人 特定非営利活動法人 医療法人 営利法人 等	短期入所事業所 (病院等において提供 するものを除く。)
3	障害児・者相談支援 事業補助金	指定特定相談支援事業所等の安定的な運営と事業所の円滑な参入を促進し、障害児・者の相談支援ネットワークの構築及び発展を図るため、人件費等を補助するもの。	① 特定・障害児相談支援事業に係る補助 <基本額> サービス等利用計画案等を年間30件作成 1,410千円/年 <加算額> サービス等利用計画案等の作成数のうち 30件を超えた場合 52千円/件 ② 一般相談支援事業に係る補助 地域移行に向けた取組みを年間3例以上行った場合 4,500千円/年	社会福祉法人 特定非営利活動法人 医療法人 等	相談支援事業所

平成30年度障害者支援課所管の主な補助事業

区分	事業名	事業内容	補助額等	対象法人種別	対象事業所
4	強度行動障害者 受入補助金	強度行動障害者の安全確保及び障害の軽減を図り、事業所の円滑な運営を確保するとともに、事業所における強度行動障害者の受入れをより一層促進するため、人件費等を補助するもの。	(補助要件) ① 定員に対する強度行動障害者の受入割合20%以上 ② 人員配置体制加算ⅠもしくはⅡを算定していない ③ 直接処遇職員を「強度行動障害者の受入人数×0.5」人以上、人員配置基準人数に加えて配置人員以上、人員配置体制加算Ⅲの算定事業所は、加算要件の人員配置基準に加えて「強度行動障害者の受入人数×0.5」人以上配置 ④ 行動障害軽減のためのケース会議を月1回以上 (補助基準額) 強度行動障害者1人当たり5,000円/日	社会福祉法人 特定非営利活動法人 医療法人 営利法人等	生活介護事業所
5	共同生活援助事業 運営費補助金	世話人の複数配置等に必要な報酬等、グループホーム運営に係る事務費に対して必要な費用を補助するもの。	① 運営費：1,720円/人・日 ② 重度加算 (区分4) 469円/人・日 (区分5) 750円/人・日 (区分6) 1,007円/人・日 ※ 平成28年度～全ての障害者が補助対象	社会福祉法人 特定非営利活動法人 医療法人	共同生活援助事業所
6	共同生活援助事業費 補助金	事業所の定員が20名以下かつ1住居の定員が9名以下のグループホームに対し、土日等の日中活動が提供されない日における日中の支援に対して補助するもの。	① 障害支援区分3以下：1,255円/人・日 ② 障害支援区分4以上：2,210円/人・日 ※ 平成29年度～補助基準額区分の改正	社会福祉法人 特定非営利活動法人 医療法人 公益法人	共同生活援助事業所
7	共同生活援助事業 設置費補助金	グループホームを新規設置する場合、敷金・礼金等に対して必要な費用を補助するもの。	1,524千円/住居 〔 敷金・礼金：494千円 初度調弁費：618千円 緊急通報設備費：412千円 〕	社会福祉法人 特定非営利活動法人 医療法人 営利法人 等 ※ 平成29年度～ 対象拡大	共同生活援助事業所

平成30年度障害者支援課所管の主な補助事業

区分	事業名	事業内容	補助額等	対象法人種別	対象事業所
8	共同生活援助事業 改修費補助金	重度障害者を受け入れるグループホームを新規設置する場合、建築基準法に適合するために必要な改修費を補助するもの。	1,029千円/住居	社会福祉法人 特定非営利活動法人 医療法人 営利法人等	共同生活援助事業所
9	障害者(施設入所) 地域生活移行訓練事業	障害者支援施設を退所し地域生活をしている方が再度施設入所が必要となった場合に備え、施設の受入体制を確保するのに必要な経費を補助するもの。	5,666円(人・日)×0.8 ×空床確保日数(退所日から30日以内を上限)	社会福祉法人	障害者支援施設
拡充事項					
10	障害者グループホーム 等の消防設備整備補助	平成27年3月31日までに開設されたグループホーム等で、今後、入居者の高齢化・重度化により、消防法施行令別表第1(6)項ロ(障害者支援区分4以上の利用者が概ね8割超)となり、新たにスプリンクラー設備の設置義務が生じる可能性が高い事業所に対して、整備補助を行うもの。	・スプリンクラー設備 基準額(19.5千円/㎡)の3/4補助 ・消火ポンプユニット 基準額(3,090千円/住居)の3/4補助	社会福祉法人 特定非営利活動法人 医療法人 営利法人 等	共同生活援助事業所 短期入所事業所 等 ※平成27年4月1日 以降の新設事業所 は対象外
11	地域生活支援拠点事業		別紙のとおり		

※ 上記補助事業の不明な点等については、健康福祉局障害者支援課施設事業係(TEL:052-972-2560)までお問い合わせください。

地域生活支援拠点事業

1 地域生活支援拠点とは

障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児者の地域生活支援をさらに推進する観点から、地域における課題の解決を目指すもの。国は、地域生活支援拠点等に求められる機能として①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりを挙げている。

本市では、グループホームに短期入所を組み合わせた事業所（地域生活支援拠点事業所（以下、「拠点事業所」という。）を設置し、これと既存の地域支援機能が連携する体制を地域生活支援拠点としている。

2 地域生活支援拠点事業

事項	機能	事業内容	
拠点事業所の機能強化補助	緊急時の受け入れ・対応	短期入所 1 床を空床確保し、緊急時の受入を行う。また、緊急時に円滑に受入するため事前登録を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急受入体制確保 ・緊急受入 ・事前登録
	体験の機会・場	共同生活援助 1 床を確保し、地域移行や親元からの自立等にむけた体験事業を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・体験実施の際の利用調整
地域連携コーディネート事業の委託	地域の体制づくり	障害者基幹相談支援センターに事業委託し、拠点事業所を始め地域資源の有機的な連携を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・体験事業調整 ・短期入所事前登録に係る協力 ・緊急時対応

※ 平成 30 年度においては、拠点事業所の所在区（中村区・緑区）で実施予定。

3 今後の整備について

平成 31 年度以降、新たな拠点事業所の整備を希望している事業者については、協議を受付け、事前に評価委員による運営能力・提案内容の評価を行った上で、整備案件の審査を行う。（*整備協議受付は、平成 30 年 7 月頃の予定。）

4 問い合わせ先

健康福祉局障害者支援課施設事業係
 TEL：052-972-2560
 FAX：052-972-4149

平成30年度障害者支援課所管の主な在宅等サービス(委託事業等)

地域生活体験事業

○ 知的障害者地域生活体験訓練事業（ちゃれんじホーム）

内 容	将来、地域で自立生活を送ることができるよう、家族と離れてグループホームを活用して地域生活を体験することにより、自活するための力を養い、自立の意欲を高めるための支援を行うもの（概ね3ヶ月間の利用）。
対 象 者	市内在住の18歳以上の知的障害者
申 込 先	お住まいの区の障害者基幹相談支援センター
実施場所	①（福）名古屋東福祉協会 ちゃれんじホーム筒井（東区） ②（福）ニコニコハウス ちゃれんじホーム野並（天白区）

○ 身体障害者自立生活体験事業

内 容	施設又は在宅で生活する身体障害者に対して、通常の生活の場所を一時的に離れ、試行的に独力で自活することのできる機会又は場所を提供することにより、自立生活への意欲の増進及び不安の軽減を図るとともに、その地域生活移行を促進するもの。
対 象 者	市内在住者のうち施設に入所する身体障害者又は在宅で生活する身体障害者
申 込 先	（福）AJU自立の家（TEL 052-841-5554）
実施場所	（福）AJU自立の家 サマリアハウス（昭和区）

短期入所系事業

○ 障害児（者）緊急短期入所空床確保事業

内 容	介護者が疾病等により不在となり、居宅で介護が受けられない障害児・者について、あらかじめ緊急受入先として確保した短期入所事業所の空床において、円滑に受け入れ、適切な介護を提供するもの。
対 象 者	名古屋市による短期入所の支給決定を受けた障害児・者のうち、介護者が疾病等により不在となり、居宅で介護が受けられない者で、利用を開始する日の前々日、前日、又は当日に申込を行った者
申 込 先	①（福）よつ葉の会（TEL 052-529-5400） ②（福）ひまわり福祉会（TEL 052-709-3813）
実施場所	①（福）よつ葉の会 短期入所よつ葉の家（西区 1床） ②（福）ひまわり福祉会 杜の家／ひまわりの風 (名東区いずれかで1床)

○ 日中一時受入事業

内 容	介護者の方が病気の時等に、一時的に施設や病院で過ごすもの（宿泊はなく、日中のみ）。
対 象 者	障害児、知的障害者及び重症心身障害児者
申 込 先	区役所福祉課又は支所区民福祉課
実施場所	短期入所事業所のうち、日中一時受入事業所としての登録を行った事業所 市内 44 か所(平成 30 年 1 月末現在)

<p>趣 旨</p>	<p>重度の知的障害者で、コミュニケーションの障害から、激しい他害や自傷等が頻発し、日常生活に困難を生じている強度行動障害者について、障害福祉サービスの現場においては、その支援方策に苦慮している。</p> <p>こうした現状に対応するため、平成 29 年度新規事業として、「強度行動障害者専門支援員養成事業」を実施した。</p> <p>平成 30 年度からは、養成事業を継続の上、以下の 4 事業を「強度行動障害者支援事業」として再構築し、強度行動障害者支援にかかる総合的な事業として実施するもの。</p>
<p>事業開始</p>	<p>平成 30 年 4 月（予定）</p>
<p>委 託 先</p>	<p>名古屋市知的障害者福祉施設連絡協議会（名障連）</p>
<p>事業内容</p>	<p>① 強度行動障害者専門支援員養成事業 強度行動障害者専門支援員の養成（1 名）</p> <p>② 強度行動障害者専門支援員派遣事業 「強度行動障害者専門支援員」（29 年度養成の 2 名）を派遣し、事業所職員と共同して処遇困難な強度行動障害者に係る的確な支援方策の検討を行い、実践することで、その行動障害の軽減と併せ、職員の支援技術の向上を図る。</p> <p>③ 強度行動障害者相談支援事業 強度行動障害者支援に係る事業所等からの相談窓口を開設（電話相談）</p> <p>④ 強度行動障害者支援者養成研修事業 事業所職員向け基礎研修の開催（定員 30 人×4 講座）</p> <p>※ 本事業実施にあたり、強度行動障害者支援に係る専門窓口として事務局を設置し、専任職員（1 名）を配置する。</p>

※ 上記事業の不明な点等については、健康福祉局障害者支援課施設事業係（TEL 052-972-2560）までお問い合わせください。

○ 特別支援学校等在学中における就労移行支援の支給決定について

特別支援学校等在学中の生徒が卒業後に就労継続支援B型の利用を希望する場合、就労移行支援事業所による就労アセスメントを受けることとなっております。

このたび、平成29年4月25日付け国通知に基づき、平成30年4月1日より以下のとおり取扱いを変更いたします。

区 分	平成30年3月31日まで	平成30年4月1日より
目 的	就労継続支援B型の支給決定の適否を判断する	就労継続支援B型の支給決定の適否の判断のみでなく、 <u>一般就労への移行の可能性も視野に入れた就労アセスメントを行う</u>
対象者	特別支援学校卒業後すぐに就労継続支援B型の利用を希望する方	特別支援学校卒業後すぐに就労継続支援B型の利用を希望する方 <u>(他の進路に就労継続支援B型も含めて検討している場合を含む)</u>
利 用 時 期	卒業年次（15歳以上）	中等部 卒業年次（15歳以上） 高等部 <u>2年生終了後の春休み以降</u>
利 用 期 間	2週間以内	<u>原則</u> 2週間以内

○ 就労継続支援B型の対象者要件について

従来、対象者要件アの「就労経験」にA型の利用は含んでおりませんでした。今後、A型（雇用契約有）は「就労経験」とみなし、他の対象者要件を満たせば就労移行支援事業所のアセスメントを経ないで、B型の支給決定可とします。

なお、A型（非雇用）については従来のとおりです。

《 B型の対象者の要件 》

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者。具体的には次のいずれかに該当するものに限られる。

ア 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者

イ 就労移行支援事業を利用（暫定支給決定での利用を含む）もしくは、職業能力開発施設を利用した結果、B型の利用が適当と判断された者

（以下略）

職員研修をご活用ください！

本市では、障害福祉サービス事業所等に所属する職員に対し、職員の能力の向上を図ることを目的として、対人援助及び円滑な組織運営のための知識や専門的技術等の習得が可能な階層別・職種別研修を実施しています。

名古屋市や受託法人等から各事業所へ開催案内を配布しますので、ご活用ください。

研修対象事業所と研修名

設立法人		社会福祉法人	社会福祉法人以外の法人
地域生活支援、障害児通所支援、 ス、計画相談支援・地域相談支援、 日中活動系サービス、居住系サービス	知的障害者	名古屋市知的障害者福祉施設連絡協議会との共催による研修	高年齢・障害福祉職員研修※ (旧：社会福祉施設職員研修)
	身体障害者	高年齢・障害福祉職員研修※ (旧：社会福祉施設職員研修)	
	精神障害者		
	難病等		
訪問系サービス		ホームヘルパー現任研修	

※平成 30 年度より研修の名称を変更。また、受講対象に訪問系サービス事業所、地域生活支援事業所、障害児通所支援事業所を追加。

平成 30 年度スケジュール（予定）

	高年齢・障害福祉職員研修	ホームヘルパー現任研修
案内配布時期	5 月・7 月・10 月	5 月・8 月・9 月
研修実施時期	7 月～翌年 2 月	7 月・9 月・10 月

*名古屋市知的障害者福祉施設連絡協議会との共催による研修については、協議会加入施設を対象に、随時案内を配布する予定です。

平成30年度

名古屋市福祉人材育成支援助成事業

従業員のキャリアアップに資するもの（事業所の指定を受けているサービスに関するものに限る。）で、事業所が負担した試験受験料や研修受講料の4分の3を、事業所のサービス種別に応じて最大20万円まで助成します。

1 対象となる試験及び研修(対象経費)

以下の試験受験料や研修受講料が対象です。対象となる従業員は、入所者（利用者）に対して、直接的な介護に従事している方です。

社会福祉士国家試験、介護福祉士国家試験、精神保健福祉士国家試験、介護支援専門員実務研修受講試験、介護支援専門員実務研修、介護支援専門員更新研修、介護支援専門員専門研修、介護支援専門員再研修、主任介護支援専門員研修、主任介護支援専門員更新研修、介護職員初任者研修、実務者研修、ユニットリーダー研修、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、**精神科訪問看護基本療養費算定要件研修**、居宅介護職員初任者研修、障害者居宅介護従業者基礎研修、同行援護従業者養成研修、全身性障害者移動介護従業者養成研修、重度訪問介護従業者養成研修、行動援護従業者養成研修、強度行動障害支援者養成研修、名古屋市移動支援事業従業者養成研修。

※受験対策講座や、参考図書、交通費、宿泊費、飲食費については対象外です。

※平成30年度から、太字の研修を対象に追加しました。

※平成30年度から、喫煙吸引等研修（第1号・第2号・第3号）は、本市の助成事業から対象外となりました。愛知県が行っている「愛知県地域医療介護総合確保基金事業（介護従業者確保分）」の内の研修受講支援事業費補助金をご利用ください。（愛知県地域福祉課 電話052-954-6814 ホームページ <http://www.pref.aichi.jp/soshiki/chiikifukushi/kikinnjigyo.html>）

2 助成金額（助成限度額）

事業所が負担した対象経費に4分の3を掛けた金額（事業所のサービス種別に応じて最大20万円まで）を助成します。



サービス種別	助成限度額
訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、居宅介護支援、介護予防支援 障害福祉サービスの居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護を含む。）	100,000円
地域密着型サービス（各種）、特定施設入居者生活介護	150,000円
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設	200,000円

※それぞれのサービス種別において、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスを含みます。

3 注意事項

- 事業を実施する 10 日前までに申請書類一式を提出してください。（申請を受理し交付を決定するまで、事務手続きに 10 日程度必要であり、交付決定後に行った事業が助成の対象です。）
- 平成 31 年 3 月 31 日までに事業が完了し、経費の支払いが完了するものについて申請いただけます。
- 申請書は、事業所ごとに作成してください。
- 助成限度額に達するまでは、何度でも申請できます。
- 対象経費は、受験料、受講料です。
受験対策講座費、参考図書費、交通費、宿泊費、飲食費などについては、助成対象外です。
- ★申請書類のダウンロード、記入例については、
NAGOYAかいごネット
(<http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/top/>) を
ご覧ください。



4 申請書提出先・問い合わせ先

サービス種別	申請書提出先 問い合わせ先
訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・通所介護・通所リハビリテーション・短期入所生活介護・短期入所療養介護・居宅介護支援・介護予防支援・地域密着型サービス（各種）・特定施設入居者生活介護・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設 ※介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスを含む。	健康福祉局介護保険課 電話：972-2537
居宅介護（重度訪問介護・同行援護・行動援護を含む。） ※障害福祉サービス単独で指定を受けている事業所のみ	健康福祉局障害者支援課 電話：972-2558

平成 30 年 3 月

各障害福祉サービス事業者 御中

名古屋市健康福祉局
障害福祉部障害者支援課

障害福祉職場イメージアップ冊子「Smile Story」の活用について（依頼）

日頃は、本市健康福祉行政に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本市では、障害福祉職場における人材の確保が困難な状況であることを受け、障害福祉の仕事の理解促進とイメージアップを図るため、別添冊子「Smile Story」を作成し、28 年度より各所へお配りしております（昨年度の集団指導でもご紹介済み）。

各事業所におかれまして、今後の職場見学及び実習生の受入れ時、並びに求人活動等においてご活用いただける場がございましたら、本市より配布させていただきますので、下の報告書にて希望部数等をご連絡いただきますようお願いいたします。

健康福祉局障害福祉部障害者支援課

TEL 052-972-2558 FAX 052-972-4149

E-mail : a2558@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

障害福祉職場イメージアップ冊子「Smile Story」希望部数報告書

平成 年 月 日

法人名		
事業所名		
連絡先	住所 (送付先)	
	電話番号	
ご担当者名		
希望部数	部	

(宛先) 名古屋市健康福祉局障害者支援課推進係

ファックス番号：052-972-4149

※必要事項を記入の上、本状のまま FAXでお送りください（送付状不要）。

※上記内容を、下記メールアドレスあてお送りいただいても結構です。

メールアドレス：a2558@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp



上記職種の

人材確保のお手伝い

相談して良かったと思えるアドバイス

そんなハローワークあったのか！！！！

まずは、お電話を 「予約制」です。

名古屋中公共職業安定所

名古屋市中村区名駅南 2-14-19

住友生命名古屋ビル 23階

電話 052-582-2425 FAX052-582-2427

人材確保対策コーナー

“Deau” (であう)

人材確保対策コーナーの愛称です。

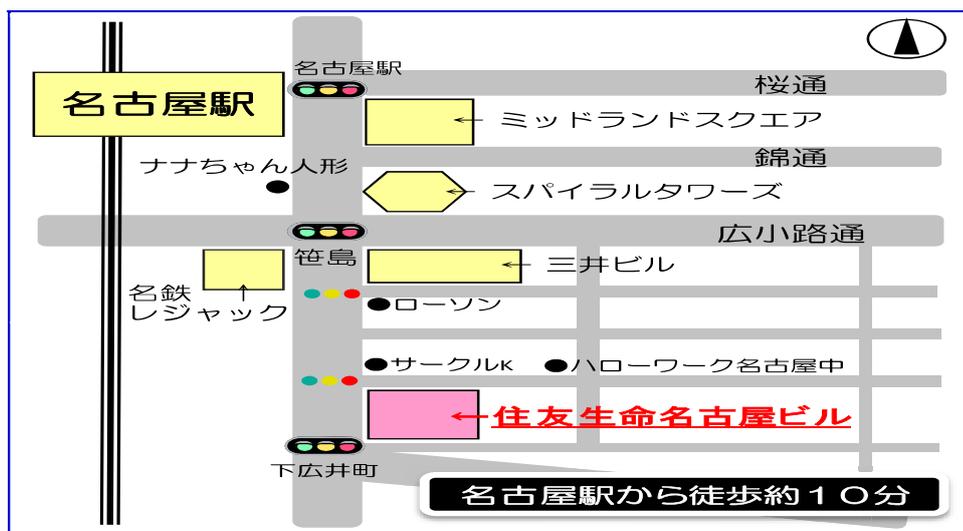
メニュー紹介

求人内容のアドバイス

求人は出しているけどなかなか応募がない…。他社には応募があるのだろうか？

- 求職者が希望する条件
- 求職者目線での仕事内容の記入方法
- 同業他社の求人条件
- 求職者の仕事の探し方

などなど、応募がない場合は一度ご相談ください。



人材確保対策コーナー “Deau”

平成 30 年 3 月

各関係施設 管理者 様

名古屋市健康福祉局障害者支援課長

健康福祉局防災訓練の実施について

本市においては、毎年、「なごや市民総ぐるみ防災訓練」を実施しております。健康福祉局におきましても、その一環として、民間の各施設・事業所を対象に、防災意識の高揚と防災体制の強化を図ることを目的として、防災訓練を実施しているところです。

本市としましては、各施設等において、本防災訓練を積極的に活用していただき、非常災害時の体制強化を図っていただきたいと考えております。

つきましては、防災訓練への参加を希望する施設等におきましては、下記のとおり、ご連絡いただきますようお願いいたします。各施設等におかれましては、訓練の趣旨をご理解いただき、積極的にご参加いただきますようお願い申し上げます。

1 対象施設・事業所

障害者支援施設、障害福祉サービス事業所（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助に限る。）、地域活動支援事業所、福祉ホーム

2 防災訓練の概要（情報伝達訓練）

（1）実施時期

9月上旬頃

（2）実施内容（情報伝達訓練）

- ① 大規模地震が発生したとの想定のもと、地震に関する情報を障害者支援課から、FAX及び電子メールにより各施設等へ伝達する。
- ② 各施設等は、FAX等の受信後、ただちに職員や利用者に情報を伝達するとともに、施設等の被害状況の確認等を行う。
- ③ 各施設等は、訓練実施後、問題点や反省点等について振り返りを行い、所定の様式により、障害者支援課へ報告する。

※上記は、29年度実施内容です。年度により、内容が異なる場合がありますので、ご承知おきください。

3 参加を希望する場合の連絡方法

参加を希望する施設、事業所は、電子メールにより、下記の連絡先に、件名に「平成30年度防災訓練に参加を希望します」と入力の上、「事業者番号」「施設・事業所名（サービス種別を含む）」「FAX番号」「メールアドレス」を送信してください。

期日：平成30年5月28日（月）

連絡用メールアドレス：a2557-01@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

※本メールアドレスは、訓練以外では使用しませんので、ご注意ください。

4 その他

平成30年度の防災訓練の詳細については、ご参加を希望いただいた施設、事業所宛に電子メールにて、ご連絡をいたしますので、ご承知おきください。（平成30年8月頃を予定）

（障害者支援課推進係 TEL：052-972-2558）

大規模災害時における安否確認に係る情報提供のお願い

災害時に、障害者の安否確認の支援を円滑に進めるために、各施設・事業所におかれましては、利用者の安否情報に係る本市への提供について、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

協力を依頼する内容

大規模災害時に、利用者の安否情報を、本市へ可能な範囲でご提供ください。

1 情報提供を求める災害

名古屋市内で震度5強以上の地震が発生した地域、あるいは避難勧告が発令された災害が発生した地域がある場合

2 安否確認の範囲

障害者総合支援法に基づく各施設・事業所の名古屋市内のサービス利用者

事前準備

各施設・事業所におかれましては、災害時に速やかに対応できるよう、あらかじめ準備をお願いします。

- ① ウェルネットなごやから「様式1 安否確認結果報告書」をダウンロードし入手
- ② 「安否確認結果報告書」に、安否確認対象者の「氏名」「フリガナ」欄等を入力
- ③ 電子メールのアドレス帳に報告用メールアドレスを、ファックスに報告用FAX番号を登録
- ④ パソコンが使用できない状態となった場合に備えて、紙を出力し適切に保管

報告用メールアドレス (anpi@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)

報告用FAX番号 (052-951-3999)

災害時

- ① 「安否確認結果報告書」の“確認日時”“身体等の状況”“現在の居所”“備考”欄を入力又は記入。
- ② 「安否確認結果報告書」を、電子メールもしくはFAXにより送信
- ③ 「安否確認結果報告書」により報告した安否情報について、新たな情報を入手した場合は、送付回数を記入した上で、再送信

利用者への説明

大規模災害時に、本市へ安否情報を提供する場合があることについて、事前に利用者へご説明いただきますようお願いいたします。

(障害者支援課推進係 TEL972-2558)

【様式1 安否確認結果報告書のダウンロード手順】

手順① ウェルネットなごやのトップページ「事業者の方へ」をクリックする。

[ご利用案内](#) |
 背景色 [白](#) [青](#) [黒](#) |
 ふりがなをつける |
 よみあげる |
 文字サイズ [小さく](#) [標準](#) [大きく](#)



ウェルネットなごや

名古屋市公式HP

キーワード検索 |
 サイト内検索 |
 |

[トップ](#) |
 [各種サービス・制度を利用するには](#) |
 [名古屋市の障害者福祉施策](#) |
 [事業者の方へ](#)



障害福祉サービス事業者検索

- 条件から探す
- 地図から探す
- 障害福祉サービス事業者情報

新着情報

- 名古屋市移動支援事業従業者養成研修の実施予定について (2017年2月23日)
- 障害福祉サービス事業所の指定の一部の効力停止処分について (2017年2月18日)
- 障害福祉サービス事業所の指定の一部の効力停止処分について (2017年2月18日)
- 平成29年2月1日付け障害福祉サービス事業所等の新規指定(登録)について (2017年2月1日)

訪問介護事業所空き情報検索サイト

コネクト

広告募集中

手順② 「障害福祉サービス等の事業者指定・登録・請求事務等」をクリックする。

[ご利用案内](#) |
 背景色 [白](#) [青](#) [黒](#) |
 ふりがなをつける |
 よみあげる |
 文字サイズ [小さく](#) [標準](#) [大きく](#)



ウェルネットなごや

名古屋市公式HP

キーワード検索 |
 サイト内検索 |
 |

[トップ](#) |
 [各種サービス・制度を利用するには](#) |
 [名古屋市の障害者福祉施策](#) |
 [事業者の方へ](#)

事業者の方へ

TOP > 事業者の方へ

- 障害福祉サービス等の事業者指定・登録・請求事務等**
- 障害児通所支援の事業者指定・登録等
- 自立支援医療機関の指定等
- 福祉有償運送の事業者登録

新着情報

- 運営基準等説明会(3月開催分)の参加者の募集について (2017年2月22日)
- 平成28年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導の開催について【日程案内】 (2017年2月17日)
- 社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)等及びアスベスト(石綿)含有保温材等使用実態調査の実施について(依頼) (2017年2月16日)
- 障害者支援施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検について(依頼) (2017年2月14日)
- 児童にかかる春休み対応について(移動支援・同行援護・行動援護) (2017年2月13日)
- 移動支援・地域活動支援の請求にかかる「委任状」の提出について (2017年2月9日)
- 【受講者募集】平成28年度うつ病就労支援研修開催のお知らせ (2017年1月27日)
- 【受講者募集】障害福祉サービス事業新規参入者研修のお知らせ (2017年1月24日)
- 【重要】【2月28日期限】平成29年度分の福祉・介護職員処遇改善(特別)加算の届出書の提出について (2017年1月23日)
- 【受講者募集】平成28年度(第33回)全国社会就労センター長研修会(横浜市)の開催について (2017年1月20日)

<http://www.welnet-nagoya.jp/view/wel/provider/specification/> >> 新着記事一覧

手順③ 「運営に関するお知らせ」をクリックする。

ご利用案内 | 背景色 白 青 黒 | ふりがなをつける | よみあげる | 文字サイズ 小さく 標準 大きく

 **ウェルネットなごや** 名古屋市公式HP

キーワード検索 | サイト内検索 | ご意見箱 | サイトマップ

トップ | 各種サービス・制度を利用するには | 名古屋市の障害者福祉施策 | **事業者の方へ**

事業者の方へ

TOP > 事業者の方へ > 障害福祉サービス等の事業者指定・登録・請求事務

- 障害福祉サービス等の事業者指定・登録・請求事務
- 障害福祉サービス事業所の指定、変更、加算の届出等
- 移動支援・地域活動支援・基準該当障害福祉サービス・従業者養成研修事業者の登録（更新）等
- 請求事務について
- 運営に関するお知らせ**
- 障害児通所支援の事業者指定・登録等

障害福祉サービス事業所の指定、変更、加算の届出等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく障害福祉サービス事業所の新規指定申請や各種届出についてご案内します。

新規指定の申請や変更等の受付について

事前相談・申請等の受付方法や申請・届出の期限についてお知らせします。

事業所の新規指定申請の手続きについて

障害者総合支援法の対象となるサービスを提供する事業所・施設については、事業所・施設の所在地が名古屋市内の場合、名古屋市長の指定を受ける必要があります。

詳しくは「**指定申請の手引き**」をご覧ください。

事業所の更新申請の手続きについて

指定の有効期間は6年で満了するため、指定日から6年を経過する事業者は、**更新**の手続きを行っていただく必要があります。

法人様宛に更新のご案内を郵送でお知らせしています（有効期間満了の約3か月前に発送いたします）。

事業所の変更等の手続きについて

手順④ 「事業所運営上の留意事項」をクリックする。

ご利用案内 | 背景色 白 青 黒 | ふりがなをつける | よみあげる | 文字サイズ 小さく 標準 大きく

 **ウェルネットなごや** 名古屋市公式HP

キーワード検索 | サイト内検索 | ご意見箱 | サイトマップ

トップ | 各種サービス・制度を利用するには | 名古屋市の障害者福祉施策 | **事業者の方へ**

事業者の方へ

TOP > 事業者の方へ > 障害福祉サービス等の事業者指定・登録・請求事務 > 運営に関するお知らせ

- 障害福祉サービス等の事業者指定・登録・請求事務
- 障害福祉サービス事業所の指定、変更、加算の届出等
- 移動支援・地域活動支援・基準該当障害福祉サービス・従業者養成研修事業者の登録（更新）等
- 請求事務について
- 運営に関するお知らせ
- 障害児通所支援の事業者指定・登録等

運営に関するお知らせ

集団指導における配布資料

新規指定事業者向けのガイドブックや定期的開催する集団指導での配布資料を掲載しています。

事業所運営上の留意事項

非常災害対策や衛生管理などの留意事項と事故発生時の報告についてのお知らせです。

関係通知その他参考情報

関係通知や制度運用上の取扱いなどの他、関係機関へのリンク情報を提供します。

研修・福祉人材育成支援

各種研修のご案内及び福祉人材育成支援助成事業についてお知らせします。

愛知県において指定・登録等を行っている研修事業は次の各ページをご覧ください。

（行動援護・同行援護従業者養成研修等に関するページ）

jp/view/wel/provider/specification/jiko.html

手順⑤ 「防火・防災・防犯対策」をクリックし、ページの下の方へスクロールする。

ご利用案内 | 背景色 白 青 黒 | ふりがなをつける | よみあげる | 文字サイズ 小さく 標準 大きく

ウェルネットなごや 名古屋市公式HP

キーワード検索 | サイト内検索 | ご意見箱 | サイトマップ

トップ | 各種サービス・制度を利用するには | 名古屋市の障害者福祉施策 | 事業者の方へ

事業者の方へ

TOP > 事業者の方へ > 障害福祉サービス等の事業者指定・登録・請求事務 > 運営上の留意事項

- 障害福祉サービス等の事業者指定・登録・請求事務
- 障害福祉サービス事業所の指定・変更・加算の届出等
- 移動支援・地域活動支援・基準該当障害福祉サービス・従業者養成研修事業者の登録(更新)等
- 請求事務について
- 運営に関するお知らせ
- 障害児通所支援の事業者指定・登録等

運営上の留意事項

- 法令順守**
 - 防火・防災・防犯対策**
 - 健康管理 (熱中症予防・食中毒予防・インフルエンザ等感染症対策など)
 - 事故防止
 - 障害者虐待の防止
 - 障害を理由とする差別の解消の推進
 - 事故報告 (名古屋市への報告方法・事故報告書様式・再発防止策)
- 法令順守

障害者総合支援法に基づく基準省令始め関係法令の遵守について徹底をお願いします。

 [指定障害福祉サービス事業の適正な運営について \(平成22年8月17日付け障害者支援課長名通知\) \(PDF形式:87KB\)](#)

手順⑥ 「様式1 安否確認結果報告書」をクリックし、ダウンロードする。

災害に関する情報収集及び非常災害対策

日頃から幅広く気象に関する情報収集に努めるとともに、定期的に避難訓練を行う等災害対策に万全を期してください。
また、災害時若しくは災害が予想される場合には、利用者の安全確保及び施設設備の安全管理に十分配慮してください。

 [災害に関する情報収集及び非常災害対策について.pdf\(PDF形式:136KB\)](#)

 [障害福祉サービス等の基準条例制定関係資料\(PDF形式126KB\).pdf\(PDF形式:201KB\)](#)

福祉避難所へのご協力をお願い

名古屋市では、東海地震を始めとする大規模災害への備えとして、事前指定による福祉避難所の整備を推進しています。

福祉避難所は、東日本大震災においても被災地の各地に設置されるなど、災害時要援護者の避難支援対策の中でも重要な事項です。

つきましては、次の資料ご覧いただき、拠点的な福祉避難所の指定基準を満たす日中活動系事業所や障害者支援施設におかれましては、福祉避難所へのご協力をご検討くださいますようお願いいたします。

 [福祉避難所について\(PDF形式:475KB\)](#)

なお、本件のお問い合わせ先は次のとおりです。
名古屋市健康福祉局総務課調査統計係
電話：052-972-2510 ファクシミリ：052-972-4145
E-Mail：a2510@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

大規模災害時における安否確認に係る情報提供のお願い

 [大規模災害時における安否確認に係る情報提供のお願い\(PDF形式:145KB\)](#)

 [様式1 安否確認結果報告書\(XLS形式:85KB\)](#)

様式 1

安否確認結果報告書 (第 ___ 回目)

【報告先】名古屋市政府健康福祉局
 E-mail: anpi@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp
 介護保険課 FAX 955-3367
 障害企画課 FAX 951-3999
 ※区役所・支所への持参も可

(___ 日 ___ 時 ___ 分 現在)

事業所等名 _____ 所在地 _____

報告者 氏名 _____ 連絡先 _____

フリガナ 氏名	生年月日	自宅の住所	身体等の状況			現在の居所 (避難場所)		備考	
			無事	死亡	要援助	不明	自宅		その他
			月 ___ 日 ___ 時 ___ 分	<input type="checkbox"/>					
			月 ___ 日 ___ 時 ___ 分	<input type="checkbox"/>					
			月 ___ 日 ___ 時 ___ 分	<input type="checkbox"/>					
			月 ___ 日 ___ 時 ___ 分	<input type="checkbox"/>					
			月 ___ 日 ___ 時 ___ 分	<input type="checkbox"/>					
			月 ___ 日 ___ 時 ___ 分	<input type="checkbox"/>					
			月 ___ 日 ___ 時 ___ 分	<input type="checkbox"/>					
			月 ___ 日 ___ 時 ___ 分	<input type="checkbox"/>					
			月 ___ 日 ___ 時 ___ 分	<input type="checkbox"/>					
			月 ___ 日 ___ 時 ___ 分	<input type="checkbox"/>					
			月 ___ 日 ___ 時 ___ 分	<input type="checkbox"/>					
			月 ___ 日 ___ 時 ___ 分	<input type="checkbox"/>					
			月 ___ 日 ___ 時 ___ 分	<input type="checkbox"/>					

※震度5強以上の地震、避難勧告が発令された災害が名古屋市内で発生した場合に、できるだけ速やかに報告して下さい。なお、第一報以降に新たな判明や変更があれば適宜、判明、変更分のみで結構ですから報告して下さい。
 ※要援助とは、地域住民や事業者の援助だけでは対応が困難なケースで、今後、優先的に援助が必要となる方等。

要配慮者利用施設における避難訓練の実施状況等について

災害時の利用者の安全確保のため、浸水想定区域内等に存する「要配慮者利用施設」は、避難確保計画の作成・市町村への届出や避難訓練の実施が義務付けられています。

これに伴い、国土交通省により、各施設における避難訓練の実施状況等について、調査が実施される予定です。

調査の依頼がありましたら、ウェルネットなごやへ掲載しますので、「要配慮者利用施設」に該当する事業所におかれましては、ご回答をよろしくお願いいたします。

なお、「要配慮者利用施設」に該当する事業所には、「要配慮者利用施設」である旨の通知を個別にお送りしておりますが、ご不明な場合はウェルネットなごや又は名古屋市公式ウェブサイトに掲載しております一覧でご確認下さい。

(一覧は年1回の更新となっておりますので、要配慮者利用施設である旨の通知があった場合であっても、一覧に掲載されていない場合があります。)

<ウェルネットなごや URL>

http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/docs_jigyosya/

<名古屋市公式ウェブサイト URL>

<http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/20-2-6-7-0-0-0-0-0-0.html>

<お問い合わせ先>

名古屋市健康福祉局障害者支援課 電話：052-972-2558・3967

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進

登録施設大募集!

情報処理
テープ
おこし



事務用品
書籍



小物雑貨



印刷

食品・飲料

名古屋市では、

障害のある方の自立の促進を図るため、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に取り組んでいます。

手続きは、簡単♪ 名古屋市のホームページ 右上の検索で

障害者就労施設等の登録

サイト内検索

登録確認書をダウンロード、
必要事項を記入し、
施設のパンフレットなどを添付して送付するだけでOKです。



問合せ

名古屋市健康福祉局障害者支援課就労支援担当 (052)972-2584

障害者就労等の 相談支援機関のご案内



障害者の一般就労の促進を図るため、障害者の就労及びそれに伴う日常生活上の相談・支援を一体的に行う就労支援機関が名古屋市内に4か所あります。

■ 利用対象者等

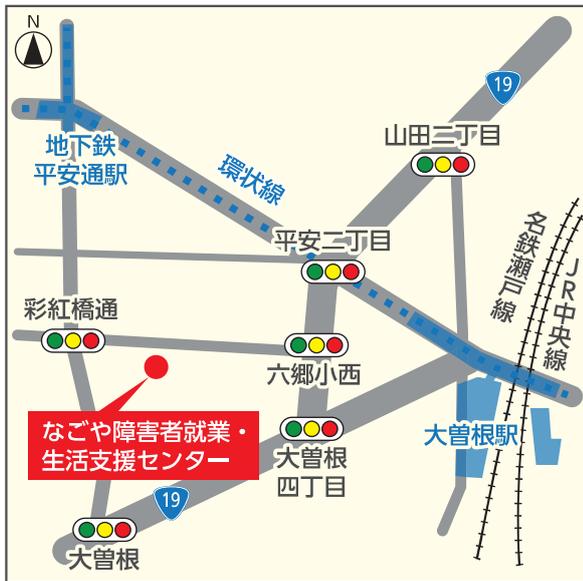
利用対象者	相談・支援内容
障害のある方で、就労やそれに伴う日常生活上の相談・支援を希望される方及びその家族の方等 ※障害種別や手帳の有無は問いません ※発達障害、高次脳機能障害、難病患者の方もご利用いただけます	<ul style="list-style-type: none"> 就労面における支援：就職に向けた準備支援（職場実習又は職業準備訓練の斡旋等）、求職活動支援、職場定着支援等 生活面における支援：健康管理などの日常生活の自己管理に関する助言等
障害者の雇用を考えている企業の方	障害者雇用に関する相談及び各種制度の活用などの情報提供
福祉施設等の方	利用者等に対して就労支援を行うにあたっての助言等

■ センター一覧

センター名 (運営主体)	住所	電話番号	FAX 番号	受付時間
なごや障害者就業・生活支援センター ※厚生労働省委託・愛知県指定センター (社会福祉法人共生福祉会)	北区大曾根四丁目7-28 (共生・共働センター内)	052-908-1022	052-908-1023	月曜～金曜日 (祝休日を除く) 午前9時～午後5時 ※上記日以外にも休みの場合あり ※利用される場合は まずはセンターにご連絡ください
障害者就労支援センターめいしんれん (社会福祉法人名古屋市身体障害者福祉連合会) ※平成30年4月より	中村区中村町7丁目84-1 (名身連福祉センター内)	052-433-6574	052-413-5808	
障害者就労支援センターめいりは (社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団)	瑞穂区弥富町字密柑山1-2 (名古屋市総合リハビリテーションセンター内)	052-835-3837	052-835-3826	
名古屋市障害者雇用支援センター (社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会)	熱田区千代田町20-26	052-678-3333	052-683-5250	

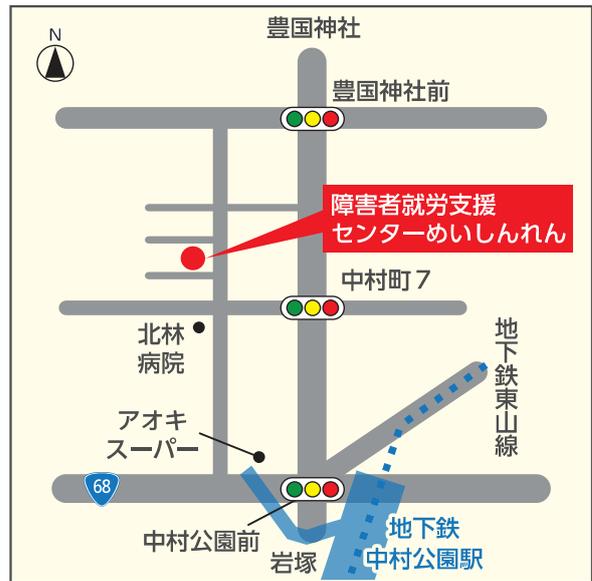


■ 所在地・アクセス



なごや障害者就業・生活支援センター

地下鉄名城線「平安通」①番出口から徒歩7分
地下鉄名城線・JR線・名鉄線「大曾根」から徒歩10分



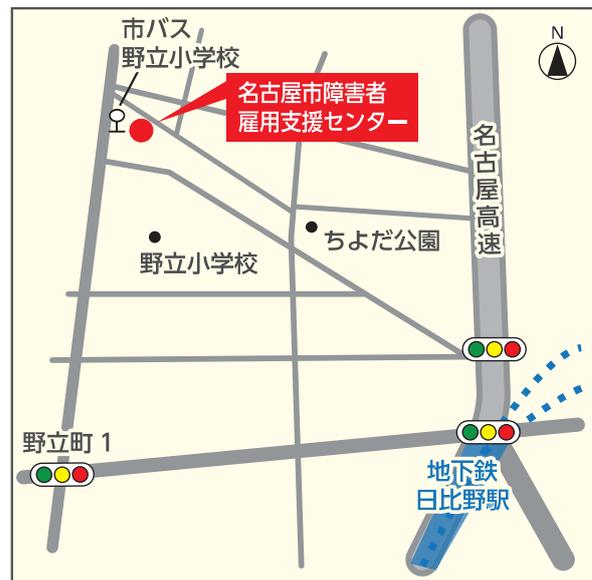
障害者就労支援センターめいしんれん

地下鉄東山線「中村公園」下車
③番出口より北へ徒歩7分



障害者就労支援センターめいりは

地下鉄名城線「総合リハビリセンター」①番出口からすぐ
市バス「総合リハビリセンター」下車すぐ



名古屋市障害者雇用支援センター

地下鉄名港線「日比野」③番出口から徒歩10分
市バス「野立小学校」下車すぐ

発行 名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課
電話：052-972-2584 FAX：052-972-4149

平成30年1月 改訂
このパンフレットは、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。

労働基準について

講師：名古屋南労働基準監督署 副署長 山口英俊

賃金について

●賃金支払いの5原則（労働基準法第24条）

使用者は、賃金を①通貨で、②直接、③全額を、④毎月1回以上、⑤一定期日に、労働者に支払わなければなりません。

●愛知県最低賃金（最低賃金法第4条）

時間額 871 円（効力発生日：平成 29 年 10 月 1 日）

●最愛低賃金の減額特例申請（最低賃金法第7条）

→「最低賃金の減額の特例許可申請について」参照

(1)趣旨

一般の労働者と比較して、労働能力が著しく劣るため最低賃金を一律に適用すると、かえって雇用機会を狭める可能性がある場合や、労働の態様が大きく異なる場合には、使用者が都道府県労働局長の許可を受けた範囲内で、最低賃金を減額した賃金額で支払うことができます。

(2)最低賃金の減額特例を受けられる労働者

- ①精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者
- ②試の使用期間中の者
- ③職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練を受ける者のうち一定のもの
- ④イ 軽易な業務に従事する者
ロ 断続的労働に従事する者

(3)手続きの流れ（精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者）

- ①提出書類（→所轄労働基準監督署長）
 - ア 申請書
 - イ 減額率算定表
 - ウ 療育手帳などの写し（最新のもの）
 - エ 労働（雇用）契約書の写し又は労働条件通知書の控えの写し
 - オ 保護者の同意書（未成年者に係る申請の場合は必須だが、それ以外は任意）

②実地調査

労働基準監督官が、事業場へ赴き、被申請者の作業能率の実測を行います。また必要に応じて被申請者と面談します。

③許可書又は不許可通知書交付

労働基準監督官の臨検（りんけん）について

●予告なしに事業場を訪問します。

●賃金台帳、給料支給明細書、タイムカード、時間外労働及び休日労働に関する協定書、就業規則、労働条件通知書その他労務管理に関する書類を調査し、労働基準法等に照らし不備が認められた場合は、文書指導が行われます。

●労働条件に関する留意事項（主要なもの）

□ 労働条件通知書が交付されているか（労働基準法第 15 条）

使用者が労働者を採用するときは、賃金、労働時間その他労働条件を書面を交付することによって明示しなければなりません（*項目によっては口頭でも可）。

□ 労働時間が週 40 時間制になっているか（労働基準法第 32 条）

労働契約や就業規則等で定められている労働時間制度（定時までの労働時間）は、1 日 8 時間、1 週 40 時間を超えてはいけません。

□ 労働時間が適正に記録され、賃金台帳に記録されているか（労働基準法第 108 条）

労働時間は、タイムカード、IC カード、パソコンの使用時間の記録などの客観的な記録を基礎として確認し、適正に賃金台帳に記載しなければなりません（*例外として労働者の「自己申告」による方法もあります）。

□ 働いたすべての時間に対して賃金が支払われているか（労働基準法第 24、37 条）

たとえば、朝礼、体操、清掃、QC 活動、研修などの時間は、使用者の指示によるものであれば、全て労働時間であり、これらの時間に対しても賃金を払わなければなりません。

□ 支払い賃金額が最低賃金額を下回っていないか（最低賃金法第 4 条）

支払い賃金額が最低賃金以上かどうかの判断は、支払賃金を時間額に換算して判断します。

□ 時間外、休日及び深夜労働に対する割増賃金は適正か（労働基準法第 37 条）

① 1 日 8 時間を超える労働は 25% 増し、② 法定休日の労働は 35% 増し、③ 深夜労働（22 時から 5 時までの労働）は 25% 増しの割増賃金を支払う必要があります。

□ 違法な項目が賃金から控除されていないか（労働基準法第 24 条）

賃金から控除できるのは、① 公租公課と② 事理明白なもの（食事代、親睦会費、家賃、光熱費など）であって労使協定を締結した項目だけです。

□ 時間外又は休日労働に関する労使協定を結んでいるか（労働基準法第 36 条）

1 日 8 時間、1 週 40 時間又は法定休日に労働を行わせる場合は、あらかじめ時間外労働又は休日労働に関する協定（サブロク協定）を締結し、所轄労働基準監督署長へ届け出なければなりません。

□ 時間外及び休日労働時間が過重労働になっていないか（労働安全衛生法ほか）

1 か月あたりの時間外及び休日労働の合計が 45 時間を超えると、脳・心臓疾患などの健康障害リスクが高まりますので、適切な過重労働防止対策を講じる必要があります。

□ 定期健康診断が行われているか（労働安全衛生法第 66 条）

事業者は、常時使用している労働者について、1 年以内ごとに 1 回、定期的に健康診断を行わなければなりません。

食品関連事業者の皆様へ

名古屋市健康福祉局食品衛生課

新たな加工食品の原料原産地表示制度について

食品表示法に基づく食品表示基準が平成29年9月1日に改正され、全ての加工食品（輸入品を除く）の重量割合上位1位の原材料について原料原産地の表示が必要になります。なお、平成29年9月1日から平成34年3月31日までが経過措置期間となります。計画的に表示の切替え等をお願い致します。

※原料原産地表示の具体的な表示方法や表示をする際のルールについては、消費者庁の下記のページで確認して下さい。

http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/country_of_origin/index.html

※原料原産地表示とは別に、平成27年4月1日より、全ての加工食品に栄養成分表示が義務付けられたほか、アレルギー表示に係るルールが変更されました。

（経過措置期間は平成32年3月31日まで）

<http://www.caa.go.jp/foods/index18.html>

問い合わせ先：食の安全対策係

TEL 052-972-4630

表示方法は、「国別重量順表示」(対象となる原材料が加工食品である場合は、「製造地表示の国別重量順表示」)を原則としつつ、これが困難な場合には、「又は表示」や、「大括り表示」を行うことができます。

〜〜表示方法のイメージ図〜〜

【原則①】 国別重量順表示

重量割合上位1位の原材料が生鮮食品の場合は、その産地を表示する。2か国以上の産地の原材料を混合して使用する場合は、重量の割合の高い順に国名を表示する。

名 称 ウインナーソーセージ
 原材料名 豚肉(アメリカ産、国産、その他)、豚脂肪、..

【原則②】 製造地表示の国別重量順表示

重量割合上位1位の原材料が加工食品の場合は、原則としてその製造地を表示する。

名 称 チョコレートケーキ
 原材料名 チョコレート(ベルギー製造)、小麦粉、..

※ただし、重量割合上位1位の原材料に使われた生鮮食品の産地がわかっている場合は、その産地を表示することもできる。

名 称 チョコレートケーキ
 原材料名 チョコレート、小麦粉、..
 原料原産地名 ガーナ(カカオ豆)、インドネシア(カカオ豆)

産地や製造地の切替えなどのたびに容器包装の変更が生じると見込まれ国別重量順表示が困難な場合、以下の例外により表示できる。

・2か国の場合

【例外①】 又は表示

・製造地表示の場合は、(アメリカ製造又は国内製造)

名 称 ウインナーソーセージ
 原材料名 豚肉(アメリカ産又は国産)、豚脂肪、..

※豚肉の産地は、平成〇年の使用実績順

・3か国以上の場合

選択可

【例外①】 又は表示

名 称 ウインナーソーセージ
 原材料名 豚肉(アメリカ産又はカナダ産又はデンマーク産)、豚脂肪、..

※豚肉の産地は、平成〇年の使用実績順

・製造地表示の場合は、(アメリカ製造又はカナダ製造又はデンマーク製造)

【例外②】 大括り表示

名 称 ウインナーソーセージ
 原材料名 豚肉(輸入)、豚脂肪、..

・製造地表示の場合は、(外国製造)
 ・国産と混合がある場合は、(輸入、国産)(外国製造、国内製造)

・輸入と国産の重量順が表示不可能

【例外③】 大括り表示+又は表示

名 称 ウインナーソーセージ
 原材料名 豚肉(国産又は輸入)、豚脂肪、..

※豚肉の産地は、平成〇年の使用実績順

・製造地表示の場合は、(国内製造又は外国製造)

自社の製品がどの表示にあてはまるか、 イメージ図を参考にご検討をお願いします

【国別重量順表示】

使用している原産地を、重量の割合の高いものから順に表示します。また、重量順位が3位以下の原産地は、「その他」と表示することもできます。

【製造地表示】

対象となる原材料が中間加工原材料である場合は、原則として、当該中間加工原材料の製造地を表示します。

【又は表示】

原産地として使用可能性がある複数国を、使用が見込まれる重量割合の高いものから順に「又は」でつないで表示する方法です。一定期間における国別使用実績又は使用計画からみて、国別重量順表示が困難な場合で、以下の条件を満たす場合に限り表示できます。

- ・根拠書類の保管 ・過去の使用実績又は今後の使用計画に基づく表示である旨を付記
- ・過去の使用実績又は今後の使用計画における平均使用割合が5%未満の原産地は、原産地の後ろに(5%未満)と表示

【大括り表示】

3以上の外国の原産地表示を「輸入」又は「外国製造」と括って表示する方法です。一定期間における国別使用実績又は使用計画からみて、国別重量順表示が困難な場合には、「大括り表示」を用いることができますが、根拠書類の保管が条件となります。

【大括り表示＋又は表示】

国産を含む4カ国以上の産地を使用し、輸入と国産の重量順表示が困難な場合で、【又は表示】と同様の条件を満たす場合に限り表示できます。

◆業務用生鮮食品、業務用加工食品について◆

最終製品において原料原産地名の表示の対象となる原材料に該当する業務用食品については、業者間においても、原料原産地の情報を伝達する必要があります。

○業務用生鮮食品・当該業務用生鮮食品の原産国名

○業務用加工食品

- ①「実質的な変更」に該当しない単なる切断、小分け等を行い消費者に販売されるものは、当該業務用加工食品の重量割合上位1位の原材料の原産地名
- ②最終製品の加工又は製造の際に原材料の一つとして使用されるもので、最終製品において、重量割合上位1位の原材料となるものは、当該業務用加工食品の原産国名

平成30年3月26日

関係各位

名古屋市健康福祉局長

福祉避難所指定へのご協力のお願い

日頃は本市福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本市では、南海トラフ巨大地震を始めとする大規模災害への備えとして、事前指定による福祉避難所の整備を推進しているところです。

福祉避難所につきましては、東日本大震災や平成28年熊本地震においても被災地の各地に設置されるなど、災害時要援護者の避難支援対策の中でも重要な事項であります。

各施設の皆様におかれましては、福祉避難所指定へのご協力についてご検討をいただきたくここにお願いする次第です。

お忙しい中、大変恐縮ですが、ご理解とご協力を賜りたく、重ねてお願い申し上げます。

【本件のお問い合わせ先】

名古屋市健康福祉局監査課調査係（武藤・乾）

Tel 052-972-2510 Fax 052-972-4150

E-mail: a2510-03@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

福祉避難所とは

高齢者や障害者等、通常の避難所生活に困難をきたす災害時要援護者等を対象に開設される避難所であり、対象となる要援護者や開設時期により、次の2つに区分される。

- ・福祉避難スペース（身近な福祉避難所）：通常の指定避難所内に一定の空間を確保
- ・拠点的な福祉避難所：バリアフリー等の設備・体制が整った社会福祉施設等

拠点的な福祉避難所の指定基準

社会福祉事業を行う施設等のうち、次に掲げる基準を満たす施設を、法人ごとに事前に協定を締結し、福祉避難所として指定する。

- ① 土砂災害危険箇所区域外に位置すること
 - ② 過去に浸水被害があった地域では、2階以上に避難空間が確保できること
 - ③ 耐震・耐火構造の建築物で、バリアフリー化がされていること
 - ④ 避難者用スペースとして 20㎡（1人当 2㎡として介助者を含め 10人分）以上が確保できること
- ※ 福祉避難所を開設しながら通常事業を再開することは差し支えない（再開にあたっては施設所管課にご相談ください。）。
- ※ 想定している施設は、デイサービス等通所事業を行う施設であり、特別養護老人ホーム等併設施設の場合、入所者（緊急入所を含む）の処遇に支障がない範囲とすること。

福祉避難所の対象者

身体等の状況や医療面でのケアの必要性から介護保険施設や病院等へ入所・入院するに至らない程度のものであって、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者とする。

要援護者もまずは通常の避難所へ避難し、そこで福祉避難所の対象者が振り分けられ、福祉避難スペースでの避難生活が困難な者が福祉避難所へ避難する。

対象者を介助する者は、対象者本人とともに福祉避難所に避難させることができる。（介助者は1人までとし、要援護者数には算入しない。）

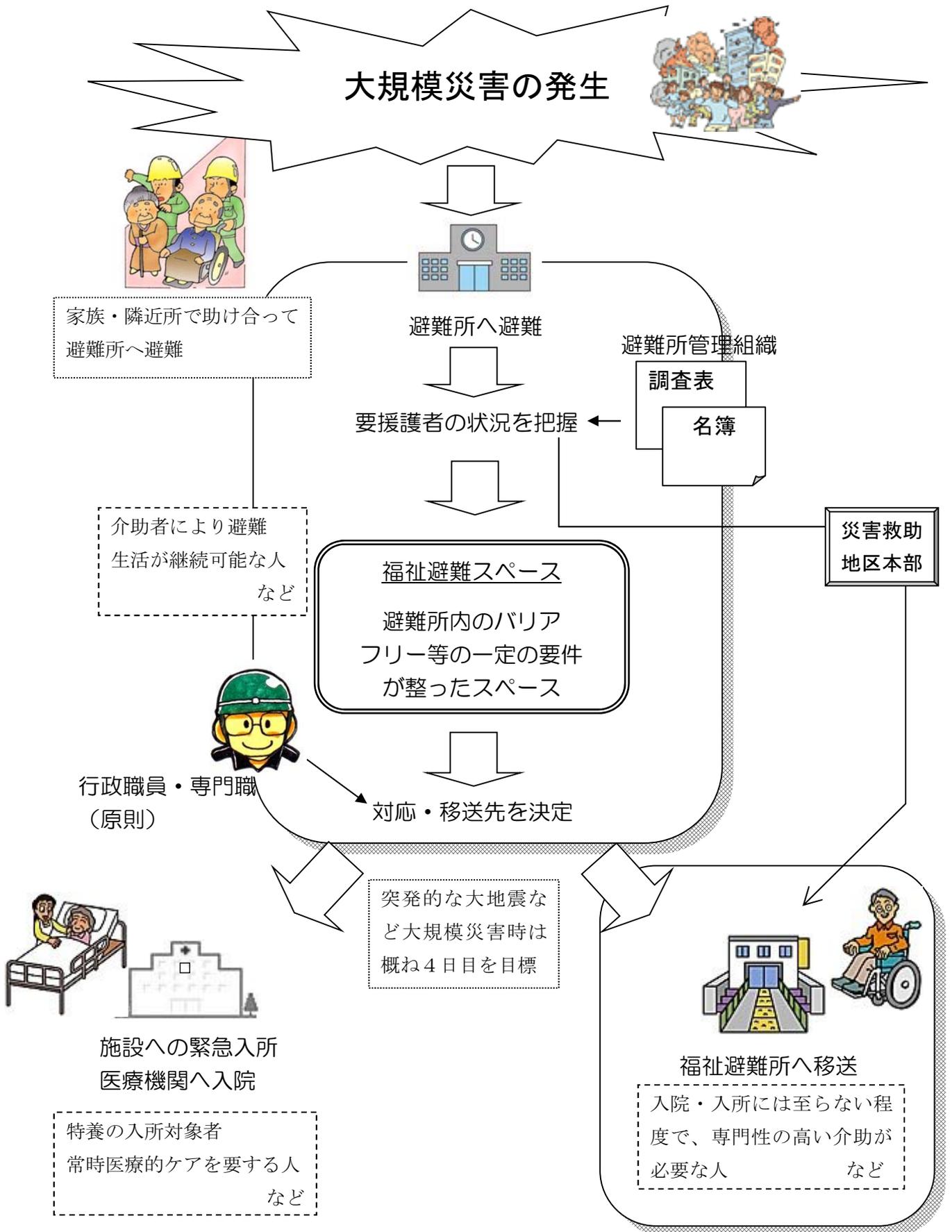
主として車いす利用者や一人で移動することが困難な方など、学校では段差があつてトイレに行けないような方のために、ハード面で適している避難所に移ってもらうということを想定したもので、福祉避難所自体に対象者の介護機能を期待しているものではない。

福祉避難所の事業内容

- ① 福祉避難所の設置、維持及び管理【夜間の宿直を含め1人以上の配置】
〔以下は個々の事業所の状況に応じて事前に取り決める〕
- ② 被災した要援護者の福祉避難所への移送（協力できる範囲で）
- ③ 被災した要援護者や家族からの相談を受けたり、福祉・保健医療サービスを受けられるよう関係機関への連絡調整（要援護者を概ね10人受け入れ、相談員を1人配置した場合に限る）
- ④ 食事の提供や生活必需品の支給

災害救助法が適用され、法による救助とみなされるものにかかる費用については、全額を市が負担する。

災害時要援護者の避難支援のイメージ



ヘルプカードの配布について

自分から「困った」と伝えることが苦手な人が、まわりの人に助けを求めることができるよう、「手助けが必要な人」と「手助けをする人」を結ぶヘルプカードを下記のとおり配布しておりますので、お知らせいたします。

記

1 趣旨

外見からは分かりにくい障害・疾患のある方や、コミュニケーションをとることが困難な障害のある方等が、周囲にご自身の障害・疾患への理解や必要な支援を求めることができるよう、障害特性や希望する支援内容を記入し、財布や手帳等に入れて携帯していただくものです。

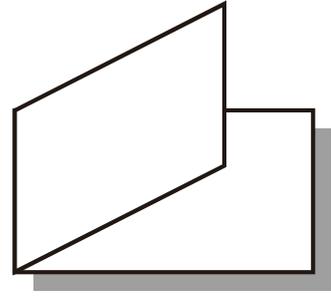
2 ヘルプカード台紙 別添のとおりです。

3 配布開始日 平成 29 年 10 月 10 日（火）

4 配布場所 区役所福祉課・支所区民福祉課・保健所保健予防課 障害者基幹相談支援センター

りよう まえ
利用の前に

- Step1 下記の記載例を参考にカードに記入します。
- Step2 カードの外枠の点線部に沿って切り取ります。
- Step3 カード中央の実線に沿って半分に折りたたみます。



つが
どんなふうにするの？

さいふ てちょう なか い けいたい べんり
財布や手帳の中に入れて携帯すると便利です。また、ビニールケースに入れて身に付けておくと、

まわりの人に見てもらいやすくなります。

さいがいじ きんきゅうじ にちじょう こま さい たす
災害時や緊急時、日常でお困りの際に助けてもらうカードとしてお使い下さい。

きさいれい
【記載例】

<p style="writing-mode: vertical-rl; background-color: #43a047; color: white; padding: 5px; text-align: center;">支援・配慮をお願いします</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 両足が不自由です <input type="checkbox"/> 大声・早口が苦手です <input type="checkbox"/> 席をゆずってください <input type="checkbox"/> 一人で移動できないので誘導してください <input type="checkbox"/> 食べ物は細かく刻んでください <input type="checkbox"/> 避難所へ連れて行ってください <input type="checkbox"/> 緊急連絡先へ連絡してください 	<p style="color: red;">あなたの支援が必要です。</p> <h2 style="color: red;">ヘルプカード</h2> <p>緊急時はカードを見てください</p> <p>名古屋市 発行：健康福祉局障害企画課 ☎(052)972-2585 FAX(052)951-3999</p>
--	--

<p>わたしのこと 【記入日：H29年 4月 1日】</p> <p>氏名： <u>名古屋 太郎</u> 性別： <u>男</u></p> <p>生年月日： <u>H 36年 8月 8日</u> ☎(052)972-2585</p> <p>住所： <u>名古屋市中区三の丸三丁目1番1号</u></p> <p>障害名・病名： <u>肢体不自由、統合失調症</u></p> <p>症状： <u>両足のマヒ 幻覚、幻聴</u></p> <p>処方薬： <u>アーテン1mg 毎食後</u></p>	<p>緊急連絡先</p> <p>氏名： <u>名古屋 花子</u> 本人との関係： <u>子</u></p> <p>住所： <u>名古屋市中区三の丸三丁目1番1号</u> ☎(090)1234-5678</p> <p>かかりつけ医療機関</p> <p>病院名： <u>三の丸病院</u> 主治医： <u>〇〇</u></p> <p>住所： <u>名古屋千種区〇〇町〇丁目〇番地</u> ☎(052)〇〇〇-〇〇〇〇</p>
--	---

点線部分を切り取ってご利用下さい



<p>わたしのこと 【記入日： 年 月 日】</p> <p>氏名： _____ 性別： _____</p> <p>生年月日： <u>H</u> 年 <u>S</u> 月 <u>T</u> 日 ☎() -</p> <p>住所： _____</p> <p>障害名・病名： _____</p> <p>症状： _____</p> <p>処方薬： _____</p>	<p>緊急連絡先</p> <p>氏名： _____ 本人との関係： _____</p> <p>住所： _____ ☎() -</p> <p>かかりつけ医療機関</p> <p>病院名： _____ 主治医： _____</p> <p>住所： _____ ☎() -</p>
--	---

平成30年度 手話奉仕員養成講習会

手話奉仕員1コース 名古屋市委託事業

はじめて手話を学ぶ方にピッタリ!

対象：市内在住か在勤（学）の18歳以上（H30.4/1 現在）で手話学習経験のない方。

期間：平成30年5月10日～平成31年2月7日 毎週木曜日（全35回）
時間：【昼の部】13：30～15：30 【夜の部】18：30～20：30
定員：昼の部・夜の部 各40名

- ※ 応募多数の場合は抽選となりますが、締切日の時点で定員未満の場合は、開講日まで先着順で受け付けます。
- ※ 定員に達した場合、手話奉仕員1または2コースの受講経験がある方はお断りいたします。

場所：名身連福祉センター

受講料：5,000円 ※ 一度納められた受講料等は原則としてお返しいたしませんのでご了承ください。

講座内容：ろう講師と名古屋市認定手話通訳者が講師をします。挨拶、自己紹介など、簡単な日常会話に必要な手話を習得します。ときにはグループで相談し発表する場や、ろう者との交流会などもあり、手話でコミュニケーションする楽しさを2年かけて学びます。今年度は1年目です。

テキスト：厚生労働省手話奉仕員養成カリキュラム対応

『手話を学ぼう手話で話そう』DVD付 3,240円（税込）

申込方法：下の申込書に必要事項を記入し、82円切手を貼った返信用封筒（ご自身の住所・氏名明記）を同封し、当センターまで郵送またはご持参ください。

※平成30年4月10日（火）17：00まで（必着）

注意事項：申込書の記入漏れ、返信用封筒が同封されていない、返信用切手が貼っていないなど不備が生じた場合は申込できない場合がございます。
お子様同席不可。託児所無し。

社会福祉法人 名古屋市身体障害者福祉連合会
名身連聴覚言語障害者情報文化センター

〒453-0053 名古屋市中村区中村町7丁目84番地の1
（名身連福祉センター内）

TEL:413-5885 FAX:413-5853
MAIL: chogen@meishinren.or.jp ※水曜休館
URL: <http://www.meishinren.or.jp>



平成30年度手話奉仕員養成講習会 奉仕員1コース受講申込書

フリガナ

氏名： _____ 生年月日： ^S _____ 年 _____ 月 _____ 日

○をつけてください

住所：〒 _____ 名古屋市： 在住 ・ 在勤 ・ 在学

○をつけてください

日中連絡先： _____ 希望の部： 昼の部 ・ 夜の部

※いただいた個人情報には本事業以外には使用いたしません。

新着情報をリアルタイムにお知らせします!!

このたび、SNSのフェイスブックとツイッターに、名古屋市障害者支援課のページを作りました。

ウェルネットなごやに新着記事を掲載したときには、フェイスブックとツイッターでお知らせします。

登録していただくと、新着記事が掲載されたことがリアルタイムに知ることができます。

ぜひ職員の方々に、フェイスブックやツイッターで、名古屋市障害者支援課を登録してください。

登録方法は次のとおりです。

【フェイスブック】

※ フェイスブックのアカウントを持っていない方は「いいね!」ができません。

次のURLを検索してください。

<https://www.facebook.com/ngy.shougaishashienka>

右のQRコードを読み込むと接続が簡単です。

「いいね!」をクリック（タップ）すると登録されます。



【ツイッター】

次のURLを検索してください。

https://twitter.com/ngy_shoushi

右のQRコードを読み込むと接続が簡単です。

「フォローする」をクリック（タップ）すると登録されます。



健康福祉局障害福祉部の組織（平成 30 年度）

【障害者支援課】

推 進 係	電 話	9 7 2 - 2 5 5 8	F A X	9 7 2 - 4 1 4 9
	メールアドレス	a2558@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp		
①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービスに係る事務事業の総括 ②障害者の就労支援 ③他係の主管に属しないこと				

就 労 支 援 の 推 進 等 担 当	電 話	9 7 2 - 2 5 8 4	F A X	9 7 2 - 4 1 4 9
	メールアドレス	a2558@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp		
①障害者の就労支援				

施 設 事 業 係	電 話	9 7 2 - 2 5 6 0	F A X	9 7 2 - 4 1 4 9
	メールアドレス	a2560@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp		
①障害者に係る施設の設置の計画及び手続（障害企画課の主管に属するものを除く。） ②障害者に係る施設の運営（障害企画課の主管に属するものを除く。） ③精神障害者地域活動支援事業及び作業所型地域活動支援事業に係る補助金 ④重症心身障害児者施設の運営				

指 定 指 導 係 (事業者指定担当)	電 話	9 7 2 - 3 9 6 5	F A X	9 7 2 - 4 1 4 9
	メールアドレス	a3965@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp		
①指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の指定並びに指定障害児相談支援事業者の指定 ②地域生活支援事業（障害企画課の主管に属するものを除く。）に係る事業者の登録				

指 定 指 導 係 (事業者指導担当)	電 話	9 7 2 - 3 9 6 7	F A X	9 7 2 - 4 1 4 9
	メールアドレス	a2578@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp		
①指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の指導監督 ②地域生活支援事業に係る事業者の指導監督				

認 定 支 払 係	電 話	9 7 2 - 2 6 3 9	F A X	9 7 2 - 4 1 4 9
	メールアドレス	a2639@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp		
①障害支援区分の認定等に係る企画、指導及び訪問調査の委託等 ②障害支援区分認定等審査会 ③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による給付に係る指定事業者等及び指定相談支援事業者への支払（障害企画課の主管に属するものを除く。） ④地域活動支援事業に係る事業者への支払（指定事業係の主管に属するものを除く。）				

【障害企画課】

企画育成係	電話	972-2585	FAX	951-3999
	メールアドレス	a2585@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp		
<p>①障害者施策の企画及び総合調整 ②障害者基本計画及び障害福祉計画 ③知的障害者の福祉 ④障害者に対する理解の促進 ⑤障害を理由とする差別の解消の推進 ⑥福祉都市環境整備 ⑦障害者福祉手当及び特別障害者手当 ⑧特別児童扶養手当 ⑨心身障害者扶養共済事業 ⑩障害者施策推進協議会 ⑪知的障害者更生相談所 ⑫部内他課公所係の主管に属しないこと</p>				

障害者差別解消・福祉都市推進担当	電話	972-2538	FAX	951-3999
	メールアドレス	a2538@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp		
<p>①障害を理由とする差別の解消の推進 ②福祉都市環境整備</p>				

更生係	電話	972-2587	FAX	951-3999
	メールアドレス	a2587@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp		
<p>①身体障害者の福祉 ②自立支援医療（更生医療に限る。）を担当する医療機関の指定 ③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による補装具費等の支給（他係の主管に属するものを除く。） ④戦傷病者の更生援護 ⑤遺族、引揚者、未帰還者等の援護⑥障害者スポーツセンター運営審議会 ⑦身体障害者更生相談所 ⑧障害者スポーツセンター ⑨総合リハビリテーションセンター ⑩社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団</p>				

精神保健福祉係	電話	972-2532	FAX	951-3999
	メールアドレス	a2633@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp		
<p>①精神障害者の福祉等 ②自立支援医療（精神通院医療に限る。）を担当する医療機関の指定 ③自殺対策 ④精神保健福祉審議会 ⑤精神保健福祉センター</p>				

いのちの支援担当	電話	972-2283	FAX	951-3999
	メールアドレス	a2633@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp		
<p>①自殺対策</p>				

～メモ～

この冊子は古紙パルプを含む再生紙を使用しています。